

## 独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート

大項目： I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

中項目： 1. 事務及び事業の見直し

小項目： (1) 経費削減に向けた取組

中期目標	<p>一般管理費及び事業費については、これまでの削減実績を踏まえつつ、より一層の効率化を図る観点から具体的な目標を設定することとし、以下の取組を行うものとする。</p> <p>① 本中期目標期間における経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標として、引き続き、法人全体及び工場別の経費削減目標を設定するとともに、本局及び研究所についても経費削減に努め、業務の効率化及び生産性の向上を図る。</p> <p>② 業務運営の効率化による採算性確保の状況や財務状況の健全性を示す指標として「経常収支率」を設定しているところであるが、更なる効率化を推進するため、新たに具体的な目標設定を行う。</p> <p>なお、基幹業務である銀行券の製造に係る経費については、毎年度、国が定める製造計画により左右されるものであるが、原価管理システムの円滑な運用を行い、厳格かつコスト意識を持った原価管理に一層努め、可能な限り、変動費についても個々の費目特性に応じたコスト縮減が図られるよう、努めるものとする。</p>
中期計画	<p>一般管理費及び事業費については、これまでの削減実績を踏まえつつ、より一層の効率化を図る観点から以下のとおり具体的な目標を設定し、取り組みます。</p> <p>① 経費の削減</p> <p>経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標については、印刷局の効率化に関する努力が客観的に反映され、かつ、印刷局の管理困難な売上高に影響されにくいものであることから、引き続き、法人全体及び工場別の「固定的な経費」を設定し、業務の効率化及び生産性の向上を図ります。</p> <p>法人全体の固定的な経費については、業務の効率化等により、本中期目標期間中の実績平均額が、前中期目標期間までの実績平均額と比較し、8%以上の削減となるよう取り組みます。</p> <p>工場別及び本局の固定的な経費については、本中期目標期間中の工場別及び本局の固定的な経費の実績平均額が、前中期目標期間までの実績平均額を下回るよう取り組むとともに、研究所の固定的な経費については、次期改刷に向けた偽造防止技術等の研究開発に直接影響を及ぼすことを踏まえつつ、可能な限り削減に向けて努めます。</p> <p>(参考) 前中期目標期間までの固定的な経費の平均額 (見込み) <span style="float: right;">583億円</span></p> <p>注1) 法人全体の固定的な経費＝工場の固定的な経費＋販売費及び一般管理費 (当期総製造費用からの振替額を除く。)</p> <p style="padding-left: 2em;">工場の固定的な経費＝当期総製造費用 (版面等費用を除く。)－変動費</p> <p style="padding-left: 2em;">変動費＝原材料費＋外注加工費＋時間外手当 (当期総製造費用に係るものに限</p>

る。)

注2) 中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合には、固定的な経費の構成要素ごとに必要な修正をします。

注3) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する費用、環境対策投資により発生する費用及び本中期目標期間中の新たな施策により発生する費用については、固定的な経費から除くものとします。

## ② 効率化の推進に向けた指標の設定

業務運営の効率化による採算性の確保の状況や財務状況の健全性を示す指標として、引き続き「経常収支率」を採用し、毎年度100%以上になるよう取り組みます。

さらに、法人全体の管理運営の効率化に関する新たな指標として、売上高に対する販売費及び一般管理費（研究開発費を除く。）の比率を示す「売上高販管費率」を設定し、本中期目標期間中の実績平均値が、前中期目標期間までの実績平均値を下回るよう取り組みます。

### 注1) 経常収支率

$$\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$$

### 注2) 売上高販管費率

$$\text{販売費及び一般管理費（研究開発費を除く。）} \div \text{売上高} \times 100$$

注3) 売上高販管費率については、中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合、算定要素ごとに必要な修正をします。また、資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する費用、環境対策投資により発生する費用及び本中期目標期間中の新たな施策により発生する費用については、算定から除くものとします。

なお、変動費については、毎年度国が定める日本銀行券（以下「銀行券」という。）の製造計画や各官庁等が発注するその他の製品の製造量により左右されますが、個々の費目特性に応じて、可能な限りコストの縮減を図ります。

そのため、変動費の大宗を占める原材料費については、市況の変動等外的要因に左右される面を有していますが、引き続き、材料品質の低下やばらつき等品質上の問題が発生しないよう十分に留意しつつ、調達価格の抑制に向けて努めます。

平成24年度に導入した原価管理システムについては、円滑な運用を行うことにより、原価計算を効率的に実施するとともに、原価情報や損益情報を迅速かつ正確に把握し、経営管理情報として活用します。また、標準原価計算を採用していることから、原価差異の発生状況や発生原因に係る情報を関係部門間で共有する等の取組を行い、コスト意識の更なる向上に取り組みます。

(参考)  
年度計画

## ① 経費の削減

法人全体の固定的な経費については、業務の効率化等により、平成25年度の実績額が、前中期目標期間までの実績平均額と比較し、8%以上の削減となるよう取り組みます。

工場別及び本局の固定的な経費については、平成25年度の実績額が、前中期目標期間までの実績平均額を下回るよう取り組むとともに、研究所の固定的な経費については、次期改刷に向けた偽造防止技術等の研究開発に影響を及ぼすことを踏まえつつ、効率的

な研究開発を実施し、可能な限り削減に向けて努めます。

(参考) 前中期目標期間までの固定的な経費の平均額 (見込み) 583億円

注1) 法人全体の固定的な経費＝工場の固定的な経費＋販売費及び一般管理費 (当期総製造費用からの振替額を除く。)

工場の固定的な経費＝当期総製造費用 (版面等費用を除く。)－変動費

変動費＝原材料費＋外注加工費＋時間外手当 (当期総製造費用に係るものに限る。)

注2) 中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合には、固定的な経費の構成要素ごとに必要な修正をします。

注3) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する費用、環境対策投資により発生する費用及び本中期目標期間中の新たな施策により発生する費用については、固定的な経費から除くものとします。

## ② 効率化の推進に向けた指標の設定

業務運営の効率化による採算性の確保の状況や財務状況の健全性を示す指標として、平成25年度の経常収支率の実績値が100%以上になるよう取り組みます。

また、法人全体の管理運営の効率化に関する指標として、平成25年度の売上高販管費率 (研究開発費を除く。)の実績値が、前中期目標期間までの実績平均値を下回るよう取り組みます。

(参考) 前中期目標期間までの売上高販管費率の平均値 (見込み) 9.4%

注1) 経常収支率

経常収益÷経常費用×100

注2) 売上高販管費率

販売費及び一般管理費 (研究開発費を除く。)÷売上高×100

注3) 売上高販管費率については、中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合、算定要素ごとに必要な修正をします。また、資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する費用、環境対策投資により発生する費用及び本中期目標期間中の新たな施策により発生する費用については、算定から除くものとします。

なお、変動費については、毎年度国が定める日本銀行券 (以下「銀行券」という。)の製造計画や各官庁等が発注するその他の製品の製造量により左右されますが、個々の費目特性に応じて、可能な限りコストの縮減を図ります。

そのため、変動費の大宗を占める原材料費については、市況の変動等外的要因に左右される面を有していますが、引き続き、材料品質の低下やばらつき等品質上の問題が発生しないよう十分に留意しつつ、調達価格の抑制に向けて努めます。

平成24年度から本格運用を開始した原価管理システムについては、円滑な運用により、原価計算を効率的に実施するとともに、原価情報や損益情報を迅速かつ正確に把握し、経営管理情報として活用します。また、標準原価計算を採用していることから、原

価差異の発生状況や発生原因に係る情報を関係部門間で共有する等の取組を行い、コスト意識の更なる向上に取り組めます。

業務の実績

① 経費の削減

法人全体の固定的な経費については、人件費の削減（前年度比7億円）等により506億円となり、前中期目標期間までの平均額582億円に対して、13.2%（77億円）を削減した。

法人全体の固定的な経費 [単位：百万円]

区分	前中期目標期間までの平均額（基準額）	25年度実績	目標
固定的な経費	58,228	50,558	—
削減率(%)	—	▲13.2	▲8.0

（注）平成25年度実績額は、組織の見直し、保有資産の見直しにより発生した費用162百万円及び環境対策投資により発生した費用161百万円を控除している。

工場別及び本局の固定的な経費については、人件費の削減（前年度比で工場及び本局合計7億円）等により、全ての工場及び本局において前中期目標期間までの平均額を下回った。

また、研究所の固定的な経費については、次期改刷に向けた偽造防止技術等の研究開発への影響を考慮しつつ、研究用消耗品の削減に努めたこと等により、平成25年度は1,607百万円となり、平成24年度（1,711百万円）と比較して、104百万円の削減となった。

工場別及び本局の固定的な経費 [単位：百万円]

区分	虎の門	滝野川	王子	小田原	静岡	彦根	岡山	本局
前中期目標期間までの実績平均	6,437	11,291	4,607	12,708	4,054	5,381	4,779	7,156
25年度実績	5,635	9,832	3,816	11,726	3,469	4,778	4,054	5,640

② 効率化の推進に向けた指標の設定

給与減額支給措置による人件費の削減、製造体制及び業務の効率化による採算性の確保や管理運営の効率化に取り組んだ結果、平成25年度の経常収支率（注1）は114%、売上高販管费率（注2）は8.5%となった。

（注1）経常収支率＝経常収益÷経常費用×100

（注2）売上高販管费率＝販売費及び一般管理費（研究開発費を除く。）÷売上高×100

売上高販管費率

区 分	前中期目標期間までの 平均値（基準値）	25年度実績
売上高販管費率	9.4%	8.5%

変動費については、ホログラムや旅券用ICシートの数量・単価増により、平成25年度は8,125百万円（前年度比379百万円の増）となった。

変動費の大宗を占める原材料費について、調達価格の抑制に向け、品質上の問題が発生しないよう留意しつつ、調達先の拡大による一者応札の解消に取り組んだ。

具体的には、原材料等の調達に当たり、代替品・同等品への移行又は見出しに向けた市場調査、使用可否の確認実験等を実施するなど、対応事業者の拡大に取り組んだ。その結果、実施した確認実験等により、1件の原材料等において新たに1者が技術審査合格となり、前年度合格者があった2件の原材料等を含め、これまで一者応札となっていた契約のうち3件については、一者による応札が解消した。

なお、原材料費については、平成25年度は6,013百万円（前年度比368百万円の増）となった。

（参考）変動費の推移

[単位：百万円]

区 分	24年度実績	25年度実績
変動費	7,746	8,125

（参考）原材料費の推移

[単位：百万円]

区 分	24年度実績	25年度実績
原材料費	5,644	6,013

原価管理システムの円滑な運用により月次及び年次の原価計算を効率的に実施した。

原価情報や損益情報を経営層等へ提供することにより、管理会計機能及び経営管理における意思決定支援機能の強化を図った。

標準原価計算に基づく原価差異の発生状況や発生原因に係る情報を関係部門間で共有するとともに、営業、製造部門の職員を対象に管理会計や原価管理の研修を実施する等の取組を行い、コスト意識の浸透・定着に努めた。

評価の指標

- ① 経費の削減
  - 法人全体の固定的な経費の削減状況
  - 工場別及び本局の固定的な経費の削減状況
  - 研究所の固定的な経費の削減状況
- ② 効率化の推進
  - 経常収支率
  - 売上高販管費率
  - 変動費の縮減状況
  - 原材料費の調達価格抑制に向けた取組状況

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原価管理システムの運用による原価計算の実施状況</li> <li>○ 原価情報、損益情報の経営管理情報への活用状況</li> <li>○ コスト意識の向上への取組状況</li> </ul>	
<p>評 価 等</p>	<p>評 定</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">A</p>	<p>(理由・指摘事項等)</p> <p>固定的な経費については、法人全体及び工場別、本局、研究所のいずれも目標を達成し、経費の削減を図った。</p> <p>業務運営の効率化による採算性の確保等に取り組んだ結果、経常収支率(114%)及び売上高販管費率(8.5%)ともに目標を達成した。</p> <p>変動費については、原材料の数量・単価の増加により前年度から増加したものの、一者応札の解消に向けた取組みなど、コストの縮減に努めた。</p> <p>原価管理システムの円滑な運用により、原価計算を効率的に実施し、原価情報、損益情報を経営管理における意思決定支援に活用するとともに、原価管理を通じたコスト意識の浸透、定着に努めた。</p> <p>業務の質と効率の源泉は人的資源の質にあることも十分に認識しながら、良好な労使コミュニケーションの伝統を活かした取組みを進めることが重要。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>

## 独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート

大項目： I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

中項目： 1. 事務及び事業の見直し

小項目： (2) セキュリティ製品事業における取組

中期目標	<p>セキュリティ製品事業は、引き続き、国民生活の安定等に不可欠な事業として確実に実施していくものとする。また、偽造防止技術を高度化するため、各種製品や外国紙幣の受注の機会等を捉えて、新技術の耐久性、量産性等を含めた検証・確認の充実に努めつつ、確実かつ機動的な製造管理体制の維持・向上を図るものとする。</p>	
中期計画	<p>セキュリティ製品事業については、引き続き、国民生活の安定等に不可欠な事業として確実に実施していきます。また、偽造防止技術を高度化するため、各種製品や外国紙幣の受注の機会等を捉えて、新技術の耐久性、量産性等を含めた検証・確認の充実に努めつつ、確実かつ機動的な製造管理体制の維持・向上を図ります。</p>	
(参考) 年度計画	<p>セキュリティ製品事業については、引き続き、国民生活の安定等に不可欠な事業として確実に実施していきます。また、偽造防止技術を高度化するため、各種製品や外国紙幣の受注の機会等を捉えて、新技術の耐久性、量産性等を含めた検証・確認の充実に努めつつ、確実かつ機動的な製造管理体制の維持・向上を図ります。</p>	
業務の実績	<p>セキュリティ製品事業においては、銀行券、旅券その他偽造抵抗力を必要とする製品について、確実かつ機動的な製造管理体制を継続し、国民生活の安定等に不可欠な事業として確実に実施している。</p> <p>また、偽造防止技術を高度化するため、将来の銀行券をはじめとする各種セキュリティ製品への採用を視野に、実験設備等を活用した試作品の作製を通じて技術検証を行った(Ⅱ「1 (2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等」参照)。</p>	
評価の指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ セキュリティ製品事業の実施状況</li> <li>○ 偽造防止技術を高度化するための取組状況</li> </ul>	
評価等	評 定	(理由・指摘事項等)
	A	<p>セキュリティ製品事業については、確実かつ機動的な製造管理体制を継続し、国民生活の安定等に不可欠な事業として確実に実施した。</p> <p>偽造防止技術を高度化するため、試作品の作製を通じて技術検証を行った。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>

## 独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート

大項目： I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

中項目： 1. 事務及び事業の見直し

小項目： (3) 情報製品事業における取組

中期目標	<p>情報製品事業については、製品ごとの公共性や民間の参入動向を踏まえつつ、公共上の見地から必要な事業として、引き続き、情報管理を徹底するとともに、迅速かつ確実な製造体制の維持・向上を図り、国の要請にも的確かつ柔軟に対応し、実施していくものとする。</p> <p>また、行政情報の電子化の流れや更なる利用者サービスの強化等の観点から、官報に掲載される情報等の提供のあり方について検討を行うものとする。</p> <p>なお、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き続き、行わないものとする。</p>
中期計画	<p>情報製品事業については、官報等の公開前情報に係る情報管理を徹底するとともに、迅速かつ確実な製造体制の維持・向上を図ることにより、国の要請にも的確かつ柔軟に対応していきます。</p> <p>また、行政情報の電子化の流れや更なる利用者サービスの強化等の観点から、政府の方針に基づき、インターネット版官報における法律、政令等の公開期間の拡大を実施します。</p> <p>なお、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き続き、行わないものとします。</p>
(参考) 年度計画	<p>情報製品事業については、官報の製造等に従事する職員へのインサイダー取引の発生防止に向けた教育を行うなど、公開前情報に係る情報管理を徹底するとともに、迅速かつ確実な製造体制の維持・向上を図ることにより、国の要請にも的確かつ柔軟に対応していきます。</p> <p>また、行政情報の電子化の流れや更なる利用者サービスの強化等の観点から、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において決定（平成23年8月3日）されたインターネット版官報における法律、政令等の公開期間の拡大等について、内閣府と連携し、平成25年度末までに検討を行い実施します。</p> <p>なお、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き続き、行わないものとします。</p>
業務の実績	<p>年度当初において、官報の普及及び製造に従事する職員に対して、インサイダー取引の発生防止に向け、研修等を活用し、一定の株取引を行わないよう指導した（4月）。その後も、朝礼や職場ミーティングなどの機会を通じて注意喚起を行った。</p> <p>その他、公開前情報を取り扱う職員に対する外部講師による教育等を行い、情報管理を徹底した。また、緊急時や災害時において、迅速かつ確実に緊急官報の製造・発行・掲示を行うため及び官報製造に関するバックアップ機能を円滑に稼働させるため、各種訓練を実施した（Ⅱ「4 官報、法令全書等の提供等」参照）。</p>



	<p>高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）により決定された「インターネット官報の無料公開」（公開期間の拡大）の対処方針（平成23年8月）を受け、法律、政令等については、従来の直近30日間分に加え、平成15年7月15日以降の提供を開始した（平成26年3月）。</p> <p>また、インターネット版官報の公開期間拡大に合わせ、告示、公告等については、個人情報に配慮し、直近30日分の画像データを公開するよう対応を図った。</p> <p>（注）インターネット版官報 定められた範囲の官報について、無料で閲覧、印刷等ができるインターネットサービス。</p>	
<p>評価の指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報製品事業の実施状況</li> <li>○ 官報の電子的手段による提供に関する取組状況</li> </ul>	
<p>評価等</p>	<p>評 定</p> <p>A</p>	<p>（理由・指摘事項等）</p> <p>情報製品事業における取組みについては、官報の普及及び製造に従事する職員に対して、インサイダー取引の発生防止に向け研修等を行うとともに、公開前情報を取り扱う職員に対しては外部講師による教育等を行い、情報管理を徹底した。</p> <p>また、緊急時や災害時において、迅速かつ確実に緊急官報の製造等を行うため、各種訓練を実施した。</p> <p>インターネット版官報については、個人情報にも配慮しつつ、公開対象期間を拡大した。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>

## 独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート

大項目： I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

中項目： 1. 事務及び事業の見直し

小項目： (4) その他業務の見直し

中期目標	<p>① 診療所の管理運営の効率化 各工場に設置されている診療所の管理運営については、不測の事態が生じた場合においても適切な応急措置等が可能となる体制を維持しつつ、更なる効率化を図るものとする。</p> <p>② 輸送業務・警備業務 製品等の輸送業務及び工場等の警備業務については、セキュリティの向上を図りつつ、外部委託の拡大を検討するものとする。</p>
中期計画	<p>① 診療所の管理運営の効率化 各工場に設置している診療所の管理運営については、不測の事態が生じた場合においても適切な応急措置等が可能となる体制を維持しつつ、経費の削減に取り組み、更なる効率化を図ります。</p> <p>② 輸送業務・警備業務 製品等の輸送業務及び工場等の警備業務については、極めてセキュリティ性の高い製品等を扱っていることを踏まえ、様々なリスクを想定し、不断の見直しを行うことにより、セキュリティの向上を図りつつ、外部委託の拡大を検討します。</p>
(参考) 年度計画	<p>① 診療所の管理運営の効率化 各工場に設置している診療所の管理運営については、不測の事態が生じた場合においても適切な応急措置等が可能となる体制を維持しつつ、経費の削減に取り組み、更なる効率化を図ります。</p> <p>② 輸送業務・警備業務 製品等の輸送業務及び工場等の警備業務については、極めてセキュリティ性の高い製品等を扱っていることを踏まえ、盗難・流出、偽造防止等の秘密情報の漏えい等の様々なリスクを想定し、不断の見直しを行うことにより、セキュリティの向上を図りつつ、外部委託の拡大を検討します。</p>
業務の実績	<p>① 診療所の管理運営の効率化 診療所の経費の削減に関する取組として、各工場診療所における地域医師会（日本歯科医師会を含む。）への加入について見直しを図り、医師会の情報や周知事項については代表者から各機関へ周知することで対応できることから、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に定める中央安全衛生委員会の委員である産業医を配置している機関（虎</p>

	<p>の門工場)を除き全て退会することで、当該医師会等に関する会費支出額の削減(▲232千円)を行った。</p> <p>各工場診療所で調達する医薬品の品目については、本局において一括して複数年契約を行っており、この複数年契約が平成25年度末をもって終了となることから、平成26年度以降の契約に向けて、各工場診療所の購入実績を調査し、購入数量が少量、一診療所のみでの購入及び同一薬効成分の医薬品を精査した。また、ジェネリック医薬品の利用について、各機関に周知した(平成26年1月)。</p> <p>以上の結果を踏まえ、購入医薬品の品目数の絞り込みを行うとともに、ジェネリック医薬品の利用率を高めることで、平成26年度以降の購入分の医薬品に関する契約及び在庫管理の効率化を進めることとしている。</p> <p>② 輸送業務・警備業務</p> <p>郵便切手の輸送業務において、外部委託の可能性についてセキュリティ上の観点も含めて検討した結果、外部委託へ変更した(7月)。</p> <p>警備業務の見直しについて、各省庁等における外部委託の状況及び各機関の現状の再確認を行う(5月~7月)とともに、各種防犯理論等の調査(5月~11月)を進め、さらに民間警備業務の現状調査を踏まえ、警備業務を外部委託した場合のリスク分析及び評価を行った(9月~平成26年1月)。</p> <p>これらの取組に基づき、セキュリティの向上を図りつつ、外部委託を拡大する方法について検討を進めることとしている。</p>				
<p>評価の指標</p>	<p>① 診療所の管理運営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 診療所の管理運営の効率化への取組状況</li> </ul> <p>② 輸送業務・警備業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 輸送業務及び警備業務におけるセキュリティ向上及び外部委託拡大の検討状況</li> </ul>				
<p>評価等</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">評 定</td> <td style="padding: 5px;">(理由・指摘事項等)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">A</td> <td style="padding: 5px;"> <p>診療所の経費については、地域医師会への加入について見直しを図り、会費支出額の削減を行った。</p> <p>また、各工場診療所で調達する医薬品については、本局における一括複数年契約や、品目についての絞り込みを行い、契約及び在庫管理の効率化を進めた。</p> <p>郵便切手の輸送業務については、セキュリティ上の観点も含めた検討結果を踏まえ、外部委託へ変更した。警備業務の見直しについては、警備業務を外部委託した場合のリスク分析及び評価を行い、これに基づきセキュリティの向上を図りつつ、外部委託を拡大する方法について検討を行った。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p> </td> </tr> </table>	評 定	(理由・指摘事項等)	A	<p>診療所の経費については、地域医師会への加入について見直しを図り、会費支出額の削減を行った。</p> <p>また、各工場診療所で調達する医薬品については、本局における一括複数年契約や、品目についての絞り込みを行い、契約及び在庫管理の効率化を進めた。</p> <p>郵便切手の輸送業務については、セキュリティ上の観点も含めた検討結果を踏まえ、外部委託へ変更した。警備業務の見直しについては、警備業務を外部委託した場合のリスク分析及び評価を行い、これに基づきセキュリティの向上を図りつつ、外部委託を拡大する方法について検討を行った。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>
評 定	(理由・指摘事項等)				
A	<p>診療所の経費については、地域医師会への加入について見直しを図り、会費支出額の削減を行った。</p> <p>また、各工場診療所で調達する医薬品については、本局における一括複数年契約や、品目についての絞り込みを行い、契約及び在庫管理の効率化を進めた。</p> <p>郵便切手の輸送業務については、セキュリティ上の観点も含めた検討結果を踏まえ、外部委託へ変更した。警備業務の見直しについては、警備業務を外部委託した場合のリスク分析及び評価を行い、これに基づきセキュリティの向上を図りつつ、外部委託を拡大する方法について検討を行った。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>				

独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート

大項目： I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

中項目： 2. 組織の見直し

<p>中期目標</p>	<p>(1) 虎の門工場印刷機能の移転 虎の門工場については、印刷機能の滝野川工場（北区）への移転が、官報等の製造及び納入等の業務に支障が生じないよう、円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 人件費の削減 人件費の削減については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。</p> <p>(3) 職員宿舎の廃止・集約化 山の手線内の宿舎については廃止・集約化するとともに、その他の宿舎についても、必要性を厳しく見直し、削減に向けた取組を進めるものとする。</p>
<p>中期計画</p>	<p>(1) 虎の門工場印刷機能の移転等 虎の門工場印刷機能の滝野川工場敷地内（東京都北区）への移転については、平成25年10月の竣工に向けて新たな施設の建築工事を進めるとともに、官報等の製造・納入等の業務に支障が生じないよう移転後の体制の検討・整備を確実に実施し、平成26年度を目途に両工場を統合します。</p> <p>(2) 人件費の削減 人件費の削減については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら取り組むとともに、今後の政府における総人件費削減の取組を踏まえて対応します。</p> <p>(3) 職員宿舎の廃止・集約化 職員宿舎については、山の手線内にある全ての宿舎（神宮前宿舎、神宮前第2宿舎、神宮前第3宿舎、払方宿舎、薬王寺宿舎）について廃止・集約化するとともに、その他の宿舎についても、必要性を厳しく見直し、引き続き削減に向けた取組を行います。</p>
<p>(参考) 年度計画</p>	<p>(1) 虎の門工場印刷機能の移転等 虎の門工場印刷機能の滝野川工場敷地内（東京都北区）への移転については、平成25年10月の竣工に向けて新たな施設の建築工事を進めるとともに、官報等の製造・納入等の業務に支障が生じないよう移転後の体制の検討・整備を確実に実施します。</p>

(2) 人件費の削減

人件費の削減については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら取り組むとともに、今後の政府における総人件費削減の取組を踏まえて対応します。

(3) 職員宿舎の廃止・集約化

山の手線内にある全ての宿舎（神宮前宿舎、神宮前第2宿舎、神宮前第3宿舎、払方宿舎、薬王寺宿舎）について、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ、廃止・集約化に向けて取り組みます。また、その他の宿舎についても必要性を厳しく見直し、引き続き削減に向けた取組を行います。

業務の実績

(1) 虎の門工場印刷機能の移転等

虎の門工場の印刷機能の滝野川工場敷地内（東京都北区）への移転については、10月に新たな施設を竣工させるとともに、順次生産機械の設置工事を進めた。また、移転に当たり官報等の製造・納入等の業務に支障が生じないよう、機能移転前後の製造・組織体制を検討し、移転実施に向けた対応を進めた。

これらの取組により、平成26年4月1日に東京工場を発足させた。

(2) 人件費の削減

人件費については、平成24年6月から、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく一般職の国家公務員の給与減額に準じた給与減額支給措置を継続したことなどにより、平成25年度の人件費は、26,493百万円となり、平成24年度（27,719百万円）と比較して、4.4%（1,226百万円）の削減となった。

（参考）人件費の推移

[単位：百万円]

区分	24年度実績	25年度実績
人件費	27,719	26,493
削減率（%）	—	▲4.4

（注）人件費：常勤役員及び常勤職員の人件費合計。

(3) 職員宿舎の廃止・集約化

独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画（平成24年12月行政改革担当大臣決定）を踏まえた国立印刷局職員宿舎見直し計画に基づき、職員宿舎の廃止・集約化に向けて取り組んだ。

- ・ 山手線内にある全ての宿舎（神宮前宿舎、神宮前第2宿舎、神宮前第3宿舎、払方宿舎、薬王寺宿舎）の廃止について、やむを得ない理由による3戸を除き、入居者の退去が完了した神宮前宿舎（18戸）、神宮前第2宿舎2号棟（6戸）、神宮前第3宿舎（18戸）及び薬王寺宿舎2号棟（16戸）を廃止した（平成26年3月）。

	<p>・ 小田原宿舎の一部（2棟42戸）について、全入居者の退去が完了したことから廃止した（9月）。</p> <p>これらの取組の結果、国立印刷局職員宿舎見直し計画における削減目標（356戸の削減）に対して、100戸を削減した。</p>	
<p>評価の指標</p>	<p>(1) 虎の門工場印刷機能の移転等 ○ 虎の門工場印刷機能の移転等に向けた取組状況</p> <p>(2) 人件費の削減 ○ 人件費の削減状況</p> <p>(3) 職員宿舎の廃止・集約化 ○ 職員宿舎の廃止・集約化に向けた取組状況</p>	
<p>評価等</p>	<p>評 定</p> <p>A</p>	<p>(理由・指摘事項等)</p> <p>虎の門工場の印刷機能の滝野川工場敷地内への移転については、平成25年10月に新たな施設を竣工し、平成26年4月1日に東京工場を発足させるなど、計画に基づき着実に実施した。また、移転に当たり官報等の製造・納入等の業務に支障が生じないよう、製造・組織体制を検討し、移転実施に向けた対応を進めた。</p> <p>人件費については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく一般職の国家公務員の給与減額に準じた給与減額支給措置を継続したことなどにより、平成25年度の人件費は、前年度と比較して、4.4%の削減となった。</p> <p>職員宿舎の廃止・集約化については、独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画を踏まえた国立印刷局職員宿舎見直し計画に基づき、山手線内にある宿舎について、入居者の退去が完了した神宮前宿舎、神宮前第2宿舎2号棟、神宮前第3宿舎及び薬王寺宿舎2号棟を廃止した。また、小田原宿舎の一部についても廃止した。職員宿舎の廃止・集約化の取組みについては、削減目標（356戸）に向けて今後さらなる取組みを望みたい。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>

## 独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート

大項目： I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

中項目： 3. 保有資産の見直し

中期目標	<p>印刷局が保有する資産については、以下の措置を講ずるほか、本中期目標期間においても、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行うものとし、見直しの結果、遊休資産が生ずる場合には将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行うものとする。</p> <p>(1) 虎の門工場敷地の適切な処分 虎の門工場印刷機能の滝野川工場への移転後の資産処分について、当該敷地を含む再開発事業の進捗を踏まえつつ、国庫納付の検討を行うものとする。</p> <p>(2) 政府刊行物サービス・センター等の適切な処分 前中期目標期間終了時までには廃止することとした政府刊行物サービス・センター並びに西ヶ原第2敷地について、国庫納付の検討を進めるものとする。</p> <p>(3) 東京病院敷地の適切な処分 前中期目標期間に移譲することとした東京病院の敷地について、速やかな国庫納付を行うものとする。</p> <p>(4) 廃止宿舍の適切な処分 職員宿舍の見直しに伴い廃止することとした宿舍について、速やかに国庫納付の検討を行うものとする。</p> <p>(5) 小田原工場に隣接する施設に係る検討 小田原工場に隣接する体育館及び厚生館について、小田原市の防災拠点施設等と位置付けられていることに配慮しつつ、これら施設の保有の必要性や有効活用についての検討を行うものとする。</p>
中期計画	<p>印刷局が保有する資産については、以下の措置を講ずるほか、本中期目標期間においても、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行い、見直しの結果遊休資産が生ずる場合には、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。</p> <p>(1) 虎の門工場敷地の適切な処分 虎の門工場の印刷機能については、平成26年度に滝野川工場敷地内へ移転を行う予定であり、移転後の跡地については、虎ノ門二丁目地区における再開発事業の進捗を</p>

	<p>踏まえつつ、国庫納付の方法及び時期について検討を行います。</p> <p>(2) 政府刊行物サービス・センター等の適切な処分  政府刊行物の普及を行うため全国10か所に設置していた政府刊行物サービス・センターについては、平成24年度末までに全て閉店し廃止することとしたため、国庫納付の方法及び時期について関係部局と協議を行い、結論を得た上で手続を進め、適切な処分を行います（賃借していた金沢政府刊行物サービス・センターを除く。）。また、西ヶ原第2敷地についても、同様に国庫納付の方法及び時期について関係部局等と協議を行い、結論を得た上で手続を進め、適切な処分を行います。</p> <p>(3) 東京病院敷地の適切な処分  前中期目標期間に移譲することとした東京病院の敷地については、平成25年度中に速やかに国庫納付を行います。</p> <p>(4) 廃止宿舍の適切な処分  職員宿舍の見直しに伴い廃止することとした宿舍について、宿舍廃止の進捗状況を見極めつつ、速やかに国庫納付の対象、方法、時期の検討を行います。</p> <p>(5) 小田原工場に隣接する施設に係る検討  小田原工場に隣接する体育館及び厚生館については、災害時には地域住民の避難施設等として使用する（体育館については小田原市の防災拠点施設として指定されている。）こととしているため、災害時の活用の在り方等について検討を行い、保有の必要性や有効活用の方法について結論を得ます。</p>
<p>(参考)  年度計画</p>	<p>印刷局が保有する資産については、以下の措置を講ずるほか、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行い、見直しの結果遊休資産が生ずる場合には、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。</p> <p>(1) 虎の門工場敷地の適切な処分  虎の門工場の印刷機能については、平成26年度に滝野川工場敷地内へ移転を行う予定であり、移転後の跡地については、虎ノ門二丁目地区における再開発事業の進捗を踏まえつつ、国庫納付の方法及び時期について検討を行います。</p> <p>(2) 政府刊行物サービス・センター等の適切な処分  政府刊行物の普及を行うため全国10か所に設置していた政府刊行物サービス・センターについては、平成24年度末までに全て閉店し廃止することとしたため、札幌政府刊行物サービス・センター外6か所の建物等については、平成25年度中に現物を国庫納付します。また、霞が関政府刊行物サービス・センター及び大手町政府刊行物サービス・センターについては、平成26年度末までの国庫納付について関係部局と協議を</p>



	<p>行い、適切な処分に向けて取り組みます。西ヶ原第2敷地については、国庫納付の方法等について関係部局等と協議を行い、適切な処分に向けて取り組みます。</p> <p>(3) 東京病院敷地の適切な処分 前中期目標期間に移譲することとした東京病院の敷地については、平成25年度中に速やかに現物を国庫納付します。</p> <p>(4) 廃止宿舍の適切な処分 職員宿舍の見直しに伴い廃止することとした宿舍について、宿舍廃止の進捗状況を見極めつつ、速やかに国庫納付の対象、方法、時期の検討を行います。</p> <p>(5) 小田原工場に隣接する施設に係る検討 小田原工場に隣接する体育館及び厚生館については、災害時の活用の在り方等について小田原市との意見交換等を行った上で、保有の必要性や有効活用の方法について検討します。</p>
<p>業務の実績</p>	<p>(1) 虎の門工場敷地の適切な処分 虎の門工場の印刷機能の滝野川工場敷地内への移転については、平成26年度に完了する予定である。移転後の跡地については、虎の門工場敷地（虎の門工場敷地及び隣接する本局敷地）を含む虎ノ門二丁目地区における再開発事業の進捗を踏まえつつ、国庫納付の方法及び時期について検討することとしている。 再開発事業については、引き続き周辺地権者3者と設立した「虎ノ門二丁目地区再開発協議会」（平成21年1月設立）において検討を進めており、平成25年度においては、6月に「虎ノ門二丁目地区再開発事業に係る事業合意書」を締結するとともに、平成26年1月に東京都に対し都市再生特別地区の都市計画提案を行った。 また、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく権利変換計画の申請を東京都に対し行うための手続を進めた。 なお、再開発事業の実施に伴い、平成26年度に予定する本局機能の近隣施設への仮移転に向け準備を進めた。</p> <p>(2) 政府刊行物サービス・センター等の適切な処分 イ 政府刊行物サービス・センター 平成24年度に廃止した全国10か所の政府刊行物サービス・センターの建物等については、早期の国庫納付に向けて積極的に関係部局との協議等に取り組んだことにより、平成26年度末までの国庫納付を予定していた霞が関及び大手町の各政府刊行物サービス・センターを含めて、平成25年度に全て国庫納付を完了した（賃借していた金沢政府刊行物サービス・センターを除く。）（V「不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」参照）。</p>

□ 西ヶ原第2敷地

西ヶ原第2敷地については、速やかな国庫納付に向けて、相隣関係の整理及び関係部局等との協議を行い、適切な処分に向けた手続を進めた。

なお、当該敷地については、会計検査院による平成24年度決算検査報告において「処置済事項」として、平成21年度以降、処分の必要性を認識し、売却又は国庫納付に先立って必要となる検討作業等を実施していたが、具体的な処分計画は策定されていなかったとの指摘を踏まえ、中期計画において適切な処分を行うとした上で、国庫納付に向けた具体的な手続を開始した旨掲記された。

(3) 東京病院敷地の適切な処分

東京病院敷地については、現物（譲渡先に対し事業用定期借地権を設定）の国庫納付を行った（6月）。

また、建物等の譲渡収入及び譲渡日から国庫納付日までの間に発生した敷地貸付料収入についても国庫納付を行った（6月）（V「不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」参照）。

(4) 廃止宿舍の適切な処分

平成26年3月に廃止した神宮前宿舍及び神宮前第3宿舍については、速やかな国庫納付に向け手続を進めることとした。

また、9月に廃止した小田原宿舍の一部の敷地については、宿舍の築年数、入居状況等を勘案した小田原地区の宿舍の在り方を検討する中で、当該敷地の保有の必要性について検討することとした。

(5) 小田原工場に隣接する施設に係る検討

小田原工場に隣接する体育館については、平成7年10月から小田原市との取り決めにより、災害時には救援物資ターミナルとして活用されることとなっており、平成25年度には、小田原市からの要請により、当該施設の津波災害発生時の一時避難施設としての活用について協議を行った。

また、厚生館については、施設の有効活用に向けて検討を行った。

(6) その他の保有資産の見直し

イ 旧日原倉庫

平成24年度に廃止した旧日原倉庫の建物等については、賃貸借契約を締結していた当該敷地の所有者に有償譲渡し、譲渡収入を国庫納付した（6月）（V「不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」参照）。

□ 旧松山倉庫及び旧高知倉庫

平成23年度に廃止した旧松山倉庫については、早期の国庫納付に向けて積極的に関係部局との協議等に取り組み、平成26年4月に国庫納付を行った。

また、旧高知倉庫については、国庫納付に向けた手続を進めた。

	<p>ハ さいたま編集分室 浦和税務署の移転に伴う、虎の門工場さいたま編集分室のさいたま新都心合同庁舎1号館から2号館への移転に向けて、資産交換の手続を進めた。</p>	
<p>評価の指標</p>	<p>(1) 虎の門工場敷地の適切な処分 ○ 虎の門工場敷地の適切な処分に向けた取組状況</p> <p>(2) 政府刊行物サービス・センター等の適切な処分 ○ 政府刊行物サービス・センターの適切な処分に向けた取組状況 ○ 西ヶ原第2敷地の適切な処分に向けた取組状況</p> <p>(3) 東京病院敷地の適切な処分 ○ 東京病院敷地の適切な処分に向けた取組状況</p> <p>(4) 廃止宿舍の適切な処分 ○ 廃止宿舍の適切な処分に向けた取組状況</p> <p>(5) 小田原工場に隣接する施設に係る検討 ○ 小田原工場に隣接する施設の保有の必要性や有効活用の方法の検討状況</p> <p>(6) その他 ○ その他の保有資産の見直しの状況</p>	
<p>評価等</p>	<p>評 定</p>	<p>(理由・指摘事項等)</p> <p>虎の門工場の移転後の跡地について、虎ノ門二丁目地区における再開発事業の進捗を踏まえつつ、国庫納付の方法及び時期について検討を進めた。</p> <p>政府刊行物サービス・センターの建物等については、早期の国庫納付に向けて積極的に関係部局との協議等に取り組み、平成25年度に全て国庫納付を完了した。</p> <p>また、西ヶ原第2敷地については、相隣関係の整理及び関係部局等との協議を行い、国庫納付に向けた手続を進めた。</p> <p>東京病院敷地については、現物及び敷地貸付料収入の国庫納付を行った。</p> <p>神宮前宿舍及び神宮前第3宿舍については、平成26年3月末に廃止した。</p> <p>小田原工場に隣接する体育館については、津波災害発生時の一時避難施設としての活用について、小田原市と協議を行うとともに、厚生館については、施設の有効活用に向けて検討を行った。</p> <p>旧日原倉庫の建物等については譲渡収入を、旧松山倉庫については現物を国庫納付した。旧高知倉庫は国庫納付に向けて手続を進めた。また、さいたま編集分室については、新都心合同庁舎2号館への移転に向けて、資産交換の手続を進めた。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>

**独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート**

大項目： I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

中項目： 4. 内部管理体制の強化

中期目標	<p>印刷局は、国民生活の基盤となる銀行券の製造や徹底した情報管理が求められる官報業務等を実施している法人であることから、リスク管理を徹底し、内部統制を強化するとともに、職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事による監査体制の強化等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組むものとする。</p> <p>また、国家機密としての性格を有する偽造防止技術について、カウンターインテリジェンス（情報防衛）的な観点も含めた情報管理を徹底し、秘密情報の厳正な管理を行うとともに、製品の保管管理・数量管理等の徹底及び警備体制の維持・強化を図るほか、情報セキュリティ対策についても、政府の方針を踏まえつつ、内部規程を遵守し、適切な対策を講じることとする。</p> <p>さらに、事業継続に係る計画を策定するとともに、不測の災害が生じた場合に適切な対応を行うことができるよう、訓練を実施するものとする。</p>
中期計画	<p>印刷局は、国民生活の基盤となる銀行券の製造や徹底した情報管理が求められる官報業務等を実施している法人であることから、内部統制の強化に向け、リスク管理やコンプライアンスの確保に一層積極的に取り組むとともに、情報の管理、製品の管理、防災管理を徹底するなど、内部管理体制を強化します。</p> <p>具体的には、以下の事項に取り組めます。</p> <p>(1) リスク管理及びコンプライアンスの確保</p> <p>リスク管理の徹底に引き続き取り組むとともに、職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事監査への適切な対応などを通じて、更なるコンプライアンスの確保に取り組めます。</p> <p>具体的には、リスク情報について迅速な把握及びフォローアップを行うなど、適切な管理に取り組むとともに、コンプライアンスに対する継続的な意識付けを行うため、各機関での巡回説明会、コンプライアンス週間における講演会、階層別研修での知識付与等の啓発活動や研修に取り組めます。</p> <p>(2) 情報の管理</p> <p>国民生活及び社会経済に影響を及ぼす製品の偽造防止技術に関する秘密情報の厳正な管理に取り組めます。</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準を踏まえた情報システムの管理及び情報セキュリティ確保に関する規則等の確実な運用を通じて、情報の漏えい防止等、情報システムに係る情報セキュリティの確保に取り組めます。</p> <p>(3) 製品の管理</p> <p>製造工場において、製品の取扱規程を遵守し、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行うなど管理体制の徹底に取り組むとともに、警備体制の維</p>

	<p>持・強化を図り、製品の盗難を防止します。</p> <p>(4) 防災管理  地震などの災害発生時における速やかな業務回復を図るため、災害発生時のマニュアルに基づいた訓練を行うなど防災管理体制の維持・充実に取り組みます。  また、緊急時においても事業の継続が求められる主要業務について国立印刷局事業継続計画（BCP）を策定するとともに、継続的に改善を行うことにより、緊急時にも迅速かつ確実な対応を図ることができるよう、事業継続マネジメント（BCM）を導入し運用を開始します。</p>
<p>(参考)  年度計画</p>	<p>(1) リスク管理及びコンプライアンスの確保  リスク管理については、リスク情報の迅速な把握及びフォローアップを行うなど、適切な管理を行い、リスク管理の徹底に引き続き取り組みます。  コンプライアンスの確保については、コンプライアンスに関する研修、講演会及び各機関での巡回説明会の実施、コンプライアンス・マニュアルを活用した職場内ミーティングの実施など、継続的な取組により、職員のコンプライアンス意識の高揚を図るとともに、監事による監査などを通じて、更なるコンプライアンスの確保に努めます。</p> <p>(2) 情報の管理  秘密管理に関する規則等の遵守状況の点検などを通じて、偽造防止技術に関する秘密情報の管理を徹底します。  また、情報セキュリティ事故が多発する社会情勢を踏まえ、情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施や規則等の遵守状況の点検を通じて、情報の漏えい防止等、情報セキュリティの確保に取り組みます。</p> <p>(3) 製品の管理  製造工場において、製品の取扱規程の遵守状況について点検を実施し、製品の管理・数量管理を徹底します。  また、警備体制の維持・強化を図り、製品の盗難を防止します。</p> <p>(4) 防災管理  地震などの災害発生時における速やかな業務回復を図るため、地震対策マニュアルに基づいた訓練を行うなど防災管理体制の維持・充実に取り組みます。  また、緊急時においても事業の継続が求められる主要業務（銀行券、旅券、官報）について、大規模地震を想定した国立印刷局事業継続計画（BCP）を策定するとともに、継続的に改善を行うことにより、緊急時にも迅速かつ確実な対応を図ることができるよう、事業継続マネジメント（BCM）の導入に向けた検討を進めます。</p>

業務の実績

(1) リスク管理及びコンプライアンスの確保

リスク・コンプライアンス委員会（委員長：リスク・コンプライアンス統括責任者（理事長が指名する理事）、委員：本局各部長等）をはじめとしたリスク管理・コンプライアンス推進体制の下、「平成25年度リスク管理・コンプライアンス推進実施計画」を着実に実施することにより、リスク管理の徹底と職員のコンプライアンス意識の高揚を図った。

なお、主な取組は、以下のとおりである。

イ リスク管理の状況

リスク情報については、リスク管理マニュアルで定めた管理体制に沿った、情報の迅速な把握及び報告や、的確な対応と再発防止措置の実施など、リスク管理の徹底を図った。また、各機関で情報の共有化を図り、類似事案の発生防止に努めた。

ロ コンプライアンスの確保に向けた取組状況

- ・ コンプライアンス違反の未然防止や違反行為の早期発見・早期解決を図るとともに、事態の重大化・深刻化を防ぐことを目的に、コンプライアンスに関する職員からの相談・通報を匿名でも受け付ける「内部通報窓口」（コンプライアンス・ホットライン）を設置している。窓口設置の主旨、連絡先、適切な活用等については、各機関への巡回説明会、各階層別研修等の機会を捉えて職員に周知した。

- ・ リスク管理及びコンプライアンスの推進に対する意識付け並びに職場内ミーティングに供する知識を付与するため、各機関の係長以上を対象に、平成25年度リスク管理・コンプライアンス推進実施計画、平成24年度コンプライアンスに関する職員意識調査結果等について巡回説明会を実施するとともに、本局リスク・コンプライアンス事務局と各機関のリスク・コンプライアンス・リーダー及びリスク・コンプライアンス事務局（各機関の総務部長、関係グループリーダー・課長等）との意見交換会を実施した（6月）。

- ・ コンプライアンスに対する継続的な意識付けを図り、コミュニケーションのとりやすい組織風土を醸成するため、コンプライアンス週間を設定（7月8日～12日）し、外部講師による講演会の実施、意識啓発ポスターの掲示等を行った。

- ・ コンプライアンスに対する意識付けを行うため、リスク・コンプライアンス統括責任者及びリスク・コンプライアンス委員会代表者（運営管理担当部長）と彦根工場の代表者（若年層職員8名、管理・監督職員8名）との座談会を実施した（12月）。

なお、座談会の概要は局内広報誌に掲載した。

- ・ コンプライアンスに対する意識や理解度、浸透度を測定するとともに、調査結果を把握し次年度以降の施策立案の基礎とするため、これまで無作為に抽出していたアンケート対象者を全職員に拡大し、コンプライアンスに関する職員意識調査を実施した（12月）。

- ・ 意識啓発活動や各種研修において活用する、役職員の業務遂行上の行動指針を

記した「コンプライアンス・マニュアル」について、より幅広く活用できるものとするため、具体的な事例を豊富に取り入れるなどの改定を行い、全役職員へ配付した（平成26年3月）。

#### ハ 研修の実施状況

- ・ リスク管理及びコンプライアンスに対する意識の高揚を図るため、階層別研修において、リスク管理及びコンプライアンスの推進に関する研修を実施した（採用時研修、監督者研修、管理者研修等 全10コース）。
- ・ リスク・コンプライアンス・リーダーを対象に、コンプライアンスを推進するために必要な知識を習得させ、意識の高揚と推進活動の充実を図るため、コンプライアンス推進実務研修を実施した（6月）。また、当該研修を踏まえ、各職場においてミーティングを実施した。

#### ニ 監事監査への対応等の状況

- ・ 監事による業務執行状況の監査において、コンプライアンスの確保に関する視点からの監査を受けた。
- ・ 内部監査部門において、コンプライアンスの確保を含む視点から監査を実施した。

#### ホ その他

- ・ 平成21年6月から平成24年8月までの間、旧東京病院に勤務していた5名の常勤医師が、取得した研究日において研究等先の医療機関等から報酬を得ていたにもかかわらず、当該時間に係る給与を旧東京病院が減額せずに支給していたとの指摘を踏まえ、減額すべきであった給与の返納等、必要な処置を行った（会計検査院による平成24年度決算検査報告において「不当事項」として掲記）。
- ・ その他服務規律違反の発生に当たっては、その事象を全職員へ周知し注意喚起することで、再発防止に努めた。

### (2) 情報の管理

#### イ 偽造防止技術に関する秘密情報の管理

秘密管理に関する規則等の確実な運用や規則等の遵守状況の点検を通じて、偽造防止技術に関する秘密情報の管理を徹底した。

偽造防止技術に関する秘密情報の厳正な管理を行うとともに、秘密管理の強化を目的として、本局各部及び各機関の秘密管理者等（各課長等）を対象とした秘密管理に関する研修を実施した（5月・9月）。

また、本局各部及び各機関において、秘密管理に関する規則等の遵守状況の自主点検（9月～10月）を行い、必要に応じて是正措置を講じた。

さらに、王子工場、彦根工場及び岡山工場を対象として、本局職員による偽造防止に係る秘密情報の管理状況の実地点検を実施（12月）し、適切な管理が行われていることを確認した。

これらの取組の結果、偽造防止技術に関する秘密情報の漏えいはなかった。

ロ 情報セキュリティの確保に係る取組

情報システムの管理及び情報セキュリティ確保に関する規則等の確実な運用や規則等の遵守状況の点検を通じて、情報の漏えい防止等、情報システムに係る情報セキュリティの確保に取り組んだ。

(イ) 標的型メールによるサイバー攻撃事案の発生

- ・ 本局において標的型メールによるサイバー攻撃事案が発生（４月）したことから、財務省を經由し内閣官房情報セキュリティセンターに報告するとともに、全役職員に注意喚起を行った（５月）。

なお、パソコンの初期化等によるウィルス駆除により、サイバー攻撃事案による情報漏えい、ファイル破壊等の被害は発生しなかった。

- ・ 標的型メールによるサイバー攻撃事案の発生に対し、攻撃者が使用したメールアドレスを受信前に自動的に廃棄する等の措置を実施した（５月）。また、標的型メール攻撃に対する手順の確認とその検証を行い、初動確認手順書を作成した（１０月）。さらに、サイバー攻撃等が発生した際に、より迅速かつ機動的に対応するため、当該事案発生時の専用の連絡窓口を設置するなど、体制を整備した（１１月）。

(ロ) 情報セキュリティに関する研修等

組織全体の情報セキュリティレベルの向上を目的として、国立印刷局情報セキュリティハンドブックを改定し、全役職員に配布（１０月）するとともに、情報セキュリティ研修等を、以下のとおり実施した。

- ・ 新規採用職員を対象とした、国立印刷局の情報セキュリティをテーマとする研修（４月）
- ・ 情報システム利用管理者（本局グループリーダー、各機関課長等）及び各機関の部長等を対象とした、サイバー攻撃対策等をテーマとする研修（９月～１１月）
- ・ 全職員を対象とした、サイバー攻撃対策及びネット上の書き込みの注意等をテーマとする研修（１０月～１２月）
- ・ 印刷局ネットワークの個人用パソコンを利用している者を対象とした、国立印刷局情報セキュリティハンドブックの内容等をテーマとするeラーニングによる研修（１２月）
- ・ ITトレーナー研修における情報セキュリティの講義（７月・１１月）

(ハ) 情報システムに関するセキュリティ確保のための対策

- ・ システム利用者の情報セキュリティに関する遵守事項について、システムごとに、利用者による自己点検を実施し、適切に遵守されていることを確認した（１２月～平成２６年３月）。



- ・ 不正アクセス防止等を目的として、専門業者による印刷局ネットワークシステムと外部回線との接続箇所における脆弱性検査を実施した結果、危険度の低い脆弱性が発見されたため、必要な措置を講じた（平成26年3月）。

### （3）製品の管理

#### イ 製品の数量管理体制

製品の管理体制については、各製造工場において、作業考査（注1）及び標準点検（注2）を実施し、工程ごとの数量管理、製品の散逸防止、保管管理などが製品の取扱規程等に基づき確実に実施されていることを確認するとともに、必要な是正措置を講ずるなど、製品の数量管理体制の徹底に向けて取り組んだ。また、一部工場においては、特別点検（注3）を実施した。

##### （注1）作業考査

作業現場において、実際の作業が定められた規則等に基づいて適切に行われているかどうかを、生産管理担当者が客観的な立場から年間4回点検するもの。

##### （注2）標準点検

作業現場において、実際の作業が定められた標準等に基づいて適切に行われているかどうかを、職場管理者が毎月1回以上点検するもの。

##### （注3）特別点検

作業現場において、実際の作業が定められた規則等に基づいて適切に行われているかどうかを、本局担当者が客観的な立場から必要の都度点検するもの。

#### ロ 警備体制の維持・強化

囲障警戒装置や入退室管理装置などの機器による警戒を行うとともに、彦根工場において、外部からの侵入を防止する囲障の構造や高さを変更するなどの改修を行い、防犯性の向上を図った。また、虎の門工場の印刷機能の滝野川工場への移転等による施設の新設に当たり、平成26年度からの稼動開始に備えて、監視カメラ等のセキュリティ設備を設置した。

なお、製品の盗難事故は発生しなかった。

#### ハ 守秘義務を有する製品にかかる秘密漏えい防止の管理

官報等の原稿受付部門を含む秘密性の高いデータを取り扱う部門において情報漏えい対策ソフト（注4）を運用するとともに、コピーデータの管理の徹底、データの不正持ち出し防止のための物的措置や記録媒体の数量管理など、秘密漏えい防止策を実施した。また、守秘義務を有する製品の取扱いについて、取扱規程や作業標準書の遵守状況を点検する秘密管理点検を実施し、秘密漏えい防止の徹底を図るとともに秘密管理が確実に行われていることを確認した。

官報製造工程においては、ISMS（注5）の継続運用を通じて、情報セキュリティ管理体制の維持・強化に取り組んでおり、平成25年度においては、3年ごとに実施される更新審査を受け、再認証を取得した。

これらの取組の結果、守秘義務を有する製品にかかる秘密漏えいは、発生しなかった。

(注4) 情報漏えい対策ソフト

記録媒体による情報の持ち出しを防止するため、各種接続端子の使用を制限することで、不正な機器を使用できないようにするソフトウェア。

(注5) ISMS (情報セキュリティ・マネジメント・システム)

情報の流出・紛失を防ぎ、適切に管理するために構築する総括的な枠組み(日本情報経済社会推進協会が認定)。

(4) 防災管理

イ 防災訓練の実施状況

各機関において地震対策マニュアルに基づき、大地震の発生を想定した情報伝達、初動措置、避難等の各種防災訓練を実施した。特に研究所及び研修センターにおいては、大津波警報の発令を想定し、建物の屋上等へ避難するなどの防災訓練を実施した。また、平成25年度防災週間並びに秋季及び春季全国火災予防運動週間において、各機関でビデオ上映や講演等を実施し、職員の防災意識の啓蒙に取り組むとともに、応急救護訓練や初期消火訓練等を実施したほか、消防設備、危険物設備、防災機材、災害用備蓄食料、避難経路等の点検を実施した。

地震発生時等における全役職員の安否確認及び緊急連絡等を迅速かつ容易に行うことを目的として、「安否確認サービス」(注)を導入し、防災週間及び春季全国火災予防運動週間の取組に合わせ、確認テスト及び訓練を実施した(9月・平成26年3月)。

さらに、内閣府及び気象庁が行った緊急地震速報訓練についても全機関が参加し、身の安全確保などの初動対応訓練を実施した(11月)。

(注) 安否確認サービス

地震発生時等における安否確認メールの自動送信、安否情報等の自動集計・管理、管理者による指示メール一斉・個別送信等の機能を有するサービス。

ロ 防災管理体制の維持・充実

大規模地震発生時の職員の安全確保と生産設備の被害を最小限に抑えることを目的として、地震発生時の揺れを感知し自動的に機械を停止させる感震装置について、全ての銀行券印刷機への設置を完了した。

ハ 事業継続計画(BCP)の策定の状況

国立印刷局の主要業務(銀行券、旅券、官報)について、大規模地震を想定した事業継続計画(BCP)の原案を作成した。また、これに基づき、平成26年度に関係府省等との協議を行い、その結果を踏まえBCPを策定することとした。

事業継続マネジメント(BCM)については、その導入に向けた検討を行い、平常時から事業継続に係る重要事項等を審議する体制として、平成26年度から本局に事業継続推進委員会を設置することとした。

(5) 内部統制の充実・強化

国立印刷局に与えられた使命(ミッション)や果たすべき社会的役割を確実に遂行

	<p>するため、理事長の下、以下のとおり内部統制を行った。</p> <p>イ 法人のミッションの役職員への周知徹底      独立行政法人の理念、国立印刷局に与えられた使命（ミッション）や果たすべき役割、経営に関する基本方針、中期目標、中期計画及び年度計画について、各種会議、説明会、各種研修及び局内広報誌で職員に周知するとともに、局内ウェブに掲載し、常時閲覧を可能とするなど、周知徹底を図った。</p> <p>ロ 重要な情報の把握      財務状況、国内外の偽造防止技術の動向、国立印刷局を取り巻く情勢等、組織にとって重要な情報は、定期的又は適時に、理事会をはじめとする各種会議において、理事長がモニタリングした。      また、リスク事案の発生等に関する情報については、リスク管理マニュアルにおいて所定のルートを定め、理事長に迅速に報告する体制を整備し、運用した。</p> <p>ハ 重要な課題（リスク）の把握・対応等      中期目標、中期計画及び年度計画に基づき、国立印刷局の使命や中期目標の達成を阻害する要因（リスク）とこれに対する措置を、本局各部及び各機関から抽出し、各種会議における審議を経て、新工場の立上げ及び本局仮移転への準備、各事業の基盤強化、銀行券の券種識別性向上等について、平成25年度の重要課題として理事長が設定した。      設定した計画・課題等は、理事長をはじめとする役員へのメッセージとともに、各種会議、説明会、各種研修及び局内広報誌で、機会あるごとに繰り返し職員に周知徹底した。      設定した計画・課題等に対する措置状況は、定期的又は適時に、理事会をはじめとする各種会議を通じて理事長がモニタリングした。      また、会計検査院等外部からの指摘や監事や内部監査部門による監査等から新たに認識された重要な課題に対する是正措置については、理事、本局各部長、各機関長のラインを通じて案を取りまとめ、理事会で各理事の意見を聴取した上で理事長が決定し、迅速に対応した。</p> <p>ニ 監事監査への対応      理事会等の局内重要会議に監事の出席を求めるとともに、業務運営上重要な情報を監事に提供した。      なお、理事長は、監事から監査の結果について文書による通知を受けている。平成25年度においては、問題点は指摘されなかった。</p>
<p>評価の指標</p>	<p>(1) リスク管理及びコンプライアンスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ リスク管理の状況</li> <li>○ コンプライアンスの確保に向けた取組状況</li> </ul> <p>(2) 情報の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 偽造防止技術に関する秘密情報の厳正な管理状況</li> <li>○ 情報セキュリティの確保に係る取組状況</li> </ul>

	<p>(3) 製品の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 製品の数量管理体制の取組状況</li> <li>○ 警備体制の維持・強化の状況</li> <li>○ 製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理の厳格な実施状況</li> <li>○ 盗難事故発生の有無</li> <li>○ 守秘義務を有する製品にかかる秘密漏洩防止の管理状況</li> <li>○ 守秘義務を有する製品にかかる秘密漏洩発生の有無</li> </ul> <p>(4) 防災管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災訓練の実施状況</li> <li>○ 事業継続計画（BCP）の策定の状況</li> <li>○ 事業継続マネジメント（BCM）の導入及び運用状況</li> </ul>		
<p>評 価 等</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="349 667 491 719"> <p>評 定</p> </td> <td data-bbox="491 667 1436 2040"> <p>(理由・指摘事項等)</p> <p>リスク・コンプライアンス委員会をはじめとしたリスク管理・コンプライアンス推進体制の下、「平成 25 年度リスク管理・コンプライアンス推進実施計画」に基づき、リスク管理の徹底を図るとともに、巡回説明会や研修の実施、監事監査の受検等、コンプライアンスの確保に向けて取り組んだ。</p> <p>内部統制については、役職員への法人のミッションの周知徹底、重要な情報の理事長によるモニタリング及び重要なリスクの把握等を通じ、充実・強化に努めた。</p> <p>平成 24 年に、会計検査院から不当事項として東京病院に勤務する常勤医師の取得研究日に係る給与について指摘されたことは、遺憾である。</p> <p>偽造防止技術に関する秘密情報については、秘密管理に関する規則等の確実な運用や規則等の遵守状況の点検を通じて、管理を徹底し、その結果、偽造防止技術に関する秘密情報の漏えいはなかった。</p> <p>情報セキュリティの確保については、情報システムの管理及び情報セキュリティ確保に関する規則等の確実な運用等により、情報の漏えい防止等、情報システムに係る情報セキュリティの確保に取り組んだ。</p> <p>平成 25 年 4 月に発生した標的型メールによるサイバー攻撃の発生に際しても適切に対応し、ファイル破壊等の被害を防ぐとともに、体制の整備を実施した。</p> <p>また、情報セキュリティに関する研修の実施や情報システムの脆弱性への対応等、必要な措置を講じた。</p> <p>情報セキュリティ対策については、サイバーテロの高度化、海外関係機関との業務協力拡大等により情報漏えいのリスクはますます高まっており、セキュリティ意識の向上を図り、将来に向けた対策の強化・徹底が望まれる。</p> <p>製品の管理体制については、各製造工場において、製品の取扱規程等に基づき確実に実施されていることを確認するとともに、必要な是正措置を講ずるなど、製品の数量管理体制の徹底に向けて取り組んだ。警備体制についても、その維持・強化を図った。</p> <p>平成 25 年度においては、製品の盗難事故は発生しなかった。</p> <p>秘密性の高いデータを取り扱う部門において情報漏えい対策ソフトを運用するなど、秘密漏えい防止策を実施し秘密漏えい防止の徹底を図った結果、守秘義務を有する製品について、秘密漏えいは発生しなかった。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">B</p>	<p>評 定</p>	<p>(理由・指摘事項等)</p> <p>リスク・コンプライアンス委員会をはじめとしたリスク管理・コンプライアンス推進体制の下、「平成 25 年度リスク管理・コンプライアンス推進実施計画」に基づき、リスク管理の徹底を図るとともに、巡回説明会や研修の実施、監事監査の受検等、コンプライアンスの確保に向けて取り組んだ。</p> <p>内部統制については、役職員への法人のミッションの周知徹底、重要な情報の理事長によるモニタリング及び重要なリスクの把握等を通じ、充実・強化に努めた。</p> <p>平成 24 年に、会計検査院から不当事項として東京病院に勤務する常勤医師の取得研究日に係る給与について指摘されたことは、遺憾である。</p> <p>偽造防止技術に関する秘密情報については、秘密管理に関する規則等の確実な運用や規則等の遵守状況の点検を通じて、管理を徹底し、その結果、偽造防止技術に関する秘密情報の漏えいはなかった。</p> <p>情報セキュリティの確保については、情報システムの管理及び情報セキュリティ確保に関する規則等の確実な運用等により、情報の漏えい防止等、情報システムに係る情報セキュリティの確保に取り組んだ。</p> <p>平成 25 年 4 月に発生した標的型メールによるサイバー攻撃の発生に際しても適切に対応し、ファイル破壊等の被害を防ぐとともに、体制の整備を実施した。</p> <p>また、情報セキュリティに関する研修の実施や情報システムの脆弱性への対応等、必要な措置を講じた。</p> <p>情報セキュリティ対策については、サイバーテロの高度化、海外関係機関との業務協力拡大等により情報漏えいのリスクはますます高まっており、セキュリティ意識の向上を図り、将来に向けた対策の強化・徹底が望まれる。</p> <p>製品の管理体制については、各製造工場において、製品の取扱規程等に基づき確実に実施されていることを確認するとともに、必要な是正措置を講ずるなど、製品の数量管理体制の徹底に向けて取り組んだ。警備体制についても、その維持・強化を図った。</p> <p>平成 25 年度においては、製品の盗難事故は発生しなかった。</p> <p>秘密性の高いデータを取り扱う部門において情報漏えい対策ソフトを運用するなど、秘密漏えい防止策を実施し秘密漏えい防止の徹底を図った結果、守秘義務を有する製品について、秘密漏えいは発生しなかった。</p>
<p>評 定</p>	<p>(理由・指摘事項等)</p> <p>リスク・コンプライアンス委員会をはじめとしたリスク管理・コンプライアンス推進体制の下、「平成 25 年度リスク管理・コンプライアンス推進実施計画」に基づき、リスク管理の徹底を図るとともに、巡回説明会や研修の実施、監事監査の受検等、コンプライアンスの確保に向けて取り組んだ。</p> <p>内部統制については、役職員への法人のミッションの周知徹底、重要な情報の理事長によるモニタリング及び重要なリスクの把握等を通じ、充実・強化に努めた。</p> <p>平成 24 年に、会計検査院から不当事項として東京病院に勤務する常勤医師の取得研究日に係る給与について指摘されたことは、遺憾である。</p> <p>偽造防止技術に関する秘密情報については、秘密管理に関する規則等の確実な運用や規則等の遵守状況の点検を通じて、管理を徹底し、その結果、偽造防止技術に関する秘密情報の漏えいはなかった。</p> <p>情報セキュリティの確保については、情報システムの管理及び情報セキュリティ確保に関する規則等の確実な運用等により、情報の漏えい防止等、情報システムに係る情報セキュリティの確保に取り組んだ。</p> <p>平成 25 年 4 月に発生した標的型メールによるサイバー攻撃の発生に際しても適切に対応し、ファイル破壊等の被害を防ぐとともに、体制の整備を実施した。</p> <p>また、情報セキュリティに関する研修の実施や情報システムの脆弱性への対応等、必要な措置を講じた。</p> <p>情報セキュリティ対策については、サイバーテロの高度化、海外関係機関との業務協力拡大等により情報漏えいのリスクはますます高まっており、セキュリティ意識の向上を図り、将来に向けた対策の強化・徹底が望まれる。</p> <p>製品の管理体制については、各製造工場において、製品の取扱規程等に基づき確実に実施されていることを確認するとともに、必要な是正措置を講ずるなど、製品の数量管理体制の徹底に向けて取り組んだ。警備体制についても、その維持・強化を図った。</p> <p>平成 25 年度においては、製品の盗難事故は発生しなかった。</p> <p>秘密性の高いデータを取り扱う部門において情報漏えい対策ソフトを運用するなど、秘密漏えい防止策を実施し秘密漏えい防止の徹底を図った結果、守秘義務を有する製品について、秘密漏えいは発生しなかった。</p>		

		<p>防災管理については、各機関において地震対策マニュアルに基づき、各種防災訓練を実施した。</p> <p>事業継続計画の策定については、東日本大震災が発生して3年が経過しており、早めの対応が望まれる。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をBとする。</p>
--	--	---

# 平成25年度リスク管理・コンプライアンス推進実施計画

## 1 基本方針

リスク管理とコンプライアンスの推進については、平成24年度に整備した推進体制を定着させるとともに、以下の施策を進めることにより、両取組の更なる充実を図る。

リスク管理については、事前分析型リスク管理を継続して実施するとともに、発生したリスク事案の適切な管理に努める。

コンプライアンスの推進については、法令点検活動を継続して実施するとともに、職員意識調査結果等を参考に現状の取組内容について適宜見直しを行い、各推進活動を実施する。

なお、本計画については、策定後においても必要に応じて随時見直しを行い、迅速に施策への反映を図る。

## 2 リスク管理

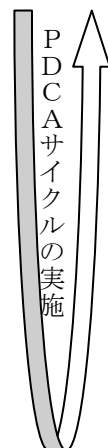
### (1) 事前分析型リスク管理の実施

事前分析型リスク管理は、本局各部及び各機関において具体的な発現が想定される潜在リスク（以下「想定リスク」という。）を国立印刷局全体で管理し、その発現防止対策を実施する取組であり、リスクマネジメントシステムの確立を目的としている。

本取組の実施手順は、以下のとおりである。

#### 【実施手順】

区分	項目	実施内容
第1フェーズ(P)	リスクマップの精査とリスク調査票の作成	リスクマップを精査し、想定リスクについてリスク調査票を作成する。 (24年度着手。継続実施)
第2フェーズ(P)	評価	想定リスクの評価、優先順位付けを行う。 (第1フェーズ終了後)
第3フェーズ(D)	対策実施	想定リスクの発現防止対策を実施する。
第4フェーズ(C)	モニタリング	対策の対応経過をモニタリングする。
第5フェーズ(A)	是正・改善	取組の結果、発見された課題・問題点を解決する。



第2フェーズ以降の詳細については、別途検討する。

### (2) 発生リスク事案の管理

#### イ リスク情報の適切な管理

発生したリスク事案に関する情報については、リスク管理マニュアルに沿った迅速かつ適切な把握及び管理に努めるとともに、第一報から終結に至る

までのフォローアップを行う。

#### ロ 重大なコンプライアンス違反事案が発生した場合の対応

リスク・コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）において事案の所管部門又は当該機関から事情を聴くとともに、所管部門と連携して事実関係を調査し、原因究明及び再発防止対策の立案を行う。また、外部に対して必要に応じ適時かつ適切な情報開示を行う。

#### ハ リスクレベル判断基準の見直し

現行の基準は、事案の影響度合いによるレベル判断としているが、これに加え、事案の原因や本質も含めて総合勘案する基準の設定について引き続き検討し、見直しを行う。

### 3 コンプライアンスの推進

#### (1) 法令点検活動の実施

法令点検活動は、所管する業務に関係する法令等（法令、条例等及び内部規程をいう。以下同じ。）を整理・点検する活動であり、法令遵守の実効性を高めることにより、コンプライアンス違反リスクの低減を図ること等を目的としている。

平成25年度は、引き続き法務グループと共同で実施することとし、法令等手引書の作成・整備状況を確認の上、法令等の反映状況、改正状況及び遵守状況の各点検を行うとともに、次年度以降の点検体制を整備する。

##### 【活動内容】

項目（作業）	実施内容
法令等手引書の作成・整備	本局各部及び各機関において、所管する業務に関係する法令等手引書を作成・整備する。（24年度着手。継続実施）
法令等反映状況の点検	本局各部及び各機関において、所管規程（各機関内部規程を含む。）の体系が適正か、また、上位法令等が対応する下位の内部規程に的確に反映されているか等について、法令等手引書をもとに点検する。（24年度着手。継続実施）
法令等改正状況の点検	本局各部及び各機関において、最新の法令改正等の情報を継続的に収集することにより、法令等手引書に記載された法令等の改正状況を点検する。
法令等遵守状況の点検	本局各部及び各機関において、法令等が業務執行上遵守されているか等について、法令等手引書をもとに点検する。
点検体制の整備	法令等の各種点検について、次年度以降の定期的かつ継続的な点検体制を整備する。

活動の詳細については、別途検討する。

#### (2) コンプライアンス・マニュアルの見直し

コンプライアンス・マニュアルについては、職員にとってより実効性のある

マニュアルとするための見直しを行い、冊子（改定版）を発行する。

【構成】

主な項目	内 容
理事長メッセージ	理事長（理事長代行）のコンプライアンスに対する姿勢を記載する。
使命・経営ビジョン	国立印刷局の使命及び経営ビジョンを記載する。
コンプライアンスの定義及び推進体制等	国立印刷局におけるコンプライアンスの定義、推進体制及び役職員の役割を記載する。
内部通報窓口	内部通報窓口（コンプライアンス・ホットライン）の連絡先、通報の対応等を記載する。
行動指針	業務遂行に当たっての遵守事項を項目別に記載し、項目のポイント、事例、関係する法令等の解説を加える。

（３）コンプライアンス推進活動

イ 意識啓発活動の実施

コンプライアンスに対する継続的な意識付けを行うため、以下の取組を実施する。具体的な実施方法及び内容については、今後精査する。

取 組 名	実施時期	実 施 内 容
巡回説明会	6 月	各機関監督者（係長及び専門官）以上の職員に対し、事務局から 25 年度実施計画及び 24 年度意識調査結果の説明等を行う。
コンプライアンス週間	7 月	局報による職員周知、意識啓発ポスターの掲示及びコンプライアンス講演会の実施
コンプライアンス座談会	12 月	コンプライアンスに関するテーマを選定し、委員会代表者と機関代表職員による座談会を実施する。
各機関推進活動	通年	各機関において、コンプライアンスに関する職場内ミーティング、研修等を適宜実施する。

ロ 中央研修の実施

コンプライアンスについてより分かりやすい理解を促すため、事例研究、討議方式、Q & A等を用いた研修教材を作成し、活用する。

研 修 名	実施時期	実 施 内 容
推進実務研修	6 月	本研修未受講の各機関のリスク・コンプライアンス・リーダー（職場リーダー）に対し、コンプライアンスの知識付与及び 25 年度実施計画等の説明を行うとともに、事務局との意見交換を実施する。
階層別研修	4～9 月	9 コースを予定 各階層の職責や立場に応じて必要とされるリスク



		管理及びコンプライアンスの知識付与並びに 25 年度実施計画等の説明を行う。
--	--	--

#### ハ 職員意識調査の実施

コンプライアンスに関する職員の意識の浸透度を測ることで、平成25年度のコンプライアンスの取組結果を把握するとともに、次年度以降の施策立案の基礎資料とするため、職員意識調査を実施する（12月～1月）。

#### ニ 内部通報窓口（コンプライアンス・ホットライン）の周知

職員に対し設置の経緯や必要性を含め、定期的かつ継続的に周知するとともに、通報に際しては迅速に調査を行い、是正措置等の適切な対応を図る。

## 独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート

大項目： I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

中項目： 5. その他の業務全般に関する見直し

中期目標	<p>(1) 給与水準に関する取組 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、その状況を公表する。</p> <p>(2) 随意契約等の見直し 契約については、偽造防止上の観点に配慮しつつ、引き続き、原則として一般競争入札等によるものとし、また、随意契約等の適正化、競争性及び透明性の確保を推進するため、以下の取組を行うものとする。</p> <p>① 印刷局の「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 競争性のある契約のうち、特に企画競争や公募を行う場合は、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p> <p>また、契約監視委員会による点検を徹底するとともに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p> <p>(3) 業務・システムの最適化計画の実施 業務運営の効率化を図るため、「国立印刷局ネットワークシステムの業務・システム最適化計画」に基づきシステムの機能性・利便性を向上させる等、更なる取組を行うものとする。</p> <p>(4) 公益法人等への会費支出の見直し 公益法人等への会費支出については、適正化・透明性を強化する観点から、着実に見直しを行うとともに、支出内容については、公表するものとする。</p>
中期計画	<p>(1) 給与水準に関する取組 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を印刷局ホームページにおいて公表します。</p> <p>(2) 随意契約等の適正化の推進 契約については、偽造防止上の観点に配慮しつつ、引き続き、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進します。</p> <p>具体的には、印刷局の「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を印刷局ホームページにおいて公表します。</p>

	<p>競争性のある契約を行う場合には、企画競争を含めて競争性、透明性が十分確保される方法により実施します。</p> <p>また、随意契約等の適正化、競争性及び透明性の確保に向けた取組内容については、契約監視委員会の点検を受けます。</p> <p>さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてのチェックを受けます。</p> <p>(3) 業務・システムの最適化計画の実施</p> <p>業務運営の効率化を図るため、「国立印刷局ネットワークシステムの業務・システム最適化計画」に基づき、システムの機能性・利便性を向上させるとともに、システムの安定稼働及び情報セキュリティの確保に取り組みます。</p> <p>(4) 公益法人等への会費支出の見直し</p> <p>公益法人等に対する支出の適正化・透明性を強化する観点から、印刷局の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出は行わないものとし、真に必要があつて会費の支出を行う場合は必要最低限のものとするなど着実に見直しを行うとともに、印刷局ホームページにおいて支出内容を公表します。</p>
<p>(参考) 年度計画</p>	<p>(1) 給与水準に関する取組</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を印刷局ホームページにおいて公表します。</p> <p>さらに、監事により給与水準のチェックを受けます。</p> <p>(2) 随意契約等の適正化の推進</p> <p>契約については、偽造防止等の観点から真にやむを得ないものを除き、引き続き、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進します。</p> <p>具体的には、印刷局の「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を印刷局ホームページにおいて公表します。</p> <p>競争性のある契約を行う場合には、企画競争を含めて一者応札・一者応募となっている案件について、仕様書の点検・見直しを実施するなど、競争性、透明性の確保に取り組みます。</p> <p>また、随意契約等の適正化、競争性及び透明性の確保に向けた取組内容については、契約監視委員会の点検を受けます。</p> <p>さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてのチェックを受けます。</p> <p>(3) 業務・システムの最適化計画の実施</p> <p>「印刷局ネットワークシステム」について、最適化計画に基づき、新技術の導入及び機器の見直し等により、システムの機能性・利便性を向上させるとともに、システムの</p>

	<p>安定稼働及び情報セキュリティの確保に取り組みます。</p> <p>(4) 公益法人等への会費支出の見直し          公益法人等に対する支出の適正化・透明性を強化する観点から、印刷局の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出は行わないものとし、真に必要があつて会費の支出を行う場合は必要最低限のものとするなど着実に見直しを行うとともに、印刷局ホームページにおいて支出内容を公表します。</p>
<p>業務の実績</p>	<p>(1) 給与水準に関する取組          平成24年度における国立印刷局職員の給与水準については、国家公務員の給与水準と比較したラスパイレス指数が、事務・技術職員が91.2、研究職員が77.4となり、国家公務員より低い水準となった。          なお、この結果については、総務省が策定する「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき、平成25年6月に国立印刷局のホームページで公表した。          また、給与水準については、監事によるチェックを受けた。</p> <p>(2) 随意契約等の適正化の推進          平成22年5月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況について、外部有識者等で構成される契約監視委員会で点検を受け、その審議結果等を国立印刷局ホームページで公表した。          さらに、監事及び会計監査人による監査において、契約の適正な実施についてのチェックを受けるなど、以下の取組を行った。</p> <p>イ 随意契約等見直し計画に基づく取組          (イ) 随意契約の見直し          契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、真にやむを得ない事由により随意契約を行う場合には、随意契約理由及び仕様内容を厳格に審査するなど、随意契約等見直し計画に定めた具体的取組を実施し、以下のとおり随意契約の適正化に取り組んだ。</p> <p>① 随意契約理由等の厳格な審査          随意契約予定案件については、事前に要求部門と契約部門との間で協議を行い、随意契約の理由及び仕様書の内容を厳格に審査するとともに、随意契約等見直し計画との整合性を確認した。</p> <p>② 総合評価落札方式等の拡大          情報システム関係、研修業務、広報業務など価格競争のみならず、技術的又は企画的な要素を含めた上で事業者を選定することが調達内容にふさわしい案件は、総合評価落札方式（注1）又は企画競争（注2）によることとし、競争性のある契約方式の適用に取り組んだ。その結果、平成25年度における総合評価落札方式は5件、企画競争は6件となった。</p>

(注1) 総合評価落札方式

価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式をいう。

(注2) 企画競争

複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

③ 少額随意契約の見直し

少額随意契約としていたもののうち、同様同種の案件については、仕様書等の見直しを行い、少額随意契約5件を一般競争入札へ移行した。

(参考) 契約方式別実績

[金額単位：百万円]

区 分	24 年度実績	25 年度実績	随意契約等 見直し計画
競争性のある契約	695 件 ( 87%) 22, 607 ( 85%)	650 件 ( 86%) 15, 117 ( 52%)	1, 006 件 ( 86%) 24, 941 ( 85%)
一般競争入札	663 件 ( 83%) 21, 529 ( 81%)	623 件 ( 83%) 14, 421 ( 49%)	990 件 ( 85%) 24, 626 ( 84%)
企画競争等	32 件 ( 4%) 1, 078 ( 4%)	27 件 ( 4%) 695 ( 2%)	16 件 ( 1%) 315 ( 1%)
競争性のない随意契約	102 件 ( 13%) 3, 990 ( 15%)	102 件 ( 14%) 14, 111 ( 48%)	159 件 ( 14%) 4, 396 ( 15%)
合 計	797 件 (100%) 26, 598 (100%)	752 件 (100%) 29, 228 (100%)	1, 165 件 (100%) 29, 337 (100%)

(注1) 「随意契約等見直し計画」の件数・金額は、平成20年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い策定したものである。

(注2) 企画競争等には、公募及び不落・不調による随意契約を含む。

(注3) 各欄と合計の百分率は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注4) 国立印刷局の行う随意契約のうち、他法人には見られない大きな特徴として、偽造防止技術の秘密を理由とした契約があり、銀行券等製造設備関係の大型の設備投資案件について、これを理由とした随意契約を行っている。

製造設備関係の大型投資案件は、各年度により実施内容が異なっていることから、随意契約金額に毎年度大きな変動が生じている。

(ロ) 一者応札・一者応募の見直し

一般競争入札等により契約を行う場合であっても、より競争性、公正性及び透明性を確保するため、制限的な仕様、参加資格等の設定により競争性を阻害していないか等の点検を契約計画段階で行った。

なお、一者応札・一者応募契約の見直しに向けた具体的な取組内容は、以下のとおりである。

① 入札参加申込期間の十分な確保

一般競争入札等における入札参加申込期間については、原則として公示日の翌

日から起算して申込期限の前日までの期間を営業日で10日以上とすることを徹底した。

② 公告周知方法の改善

公告については、前年度に引き続き、国立印刷局ホームページ、入札情報公開システム、官報への掲載及び各発注機関における掲示板により行った。また、より多くの者へ公告内容を周知するため、入札情報公開システムにおいて、入札公告に加え入札説明書及び仕様書の掲載も行った。

なお、参入業者をできる限り多く確保するため、同様同種契約の受注実績のある業者など参入が予想される業者に対して広くPR（契約窓口、電話等による案件紹介）に取り組んだ。

③ 仕様書の見直し等

仕様書については、特定事業者に有利なものとならないよう、機会均等に配慮し、公平性の高い合理的な仕様内容となっているかを厳格に審査した。

また、入札参加資格における履行実績・技術審査等の条件設定により、新規事業者の参入を不当に制限していないかを厳格に審査した。

なお、原材料等の調達に当たっては、対応事業者の拡大に取り組んだ結果、これまで一者応札となっていた契約のうち3件について一者による応札が解消した。

④ 業務等準備期間の十分な確保

新規参入を促すため、業務等の内容に応じ、契約（落札決定）後の準備期間を十分に考慮した上で契約期間等を設定した。また、年度当初から業務等が開始される役務契約等については、落札決定から業務等の開始までに十分な期間が設けられるよう、原則として14日間以上の期間を確保した上で、入札日を設定した。

⑤ 業者等からの聴き取り

業務等に関心を持ち入札説明は受けたものの、後日、入札参加を取りやめた業者等から、取りやめを決定した要因、参加が可能となる条件等について、事後に聴き取り調査を行い、対応可能なものは、以後の入札等に反映させた。

⑥ 競争参加資格の拡大

入札参加者をできる限り多く確保するため、競争参加資格等級については、予定価格に対応する格付等級のほか、引き続き、原則として、当該等級の1級上位及び1級下位の資格等級を加えることとした。

その結果、平成25年度の対象となる契約623件の全ての案件について、資格等級を拡大した。

⑦ 電子入札の拡大

電子入札システムについては、平成22年11月以降、原則として、全ての契約案件について運用を拡大し、入札参加機会の拡充と競争性の向上に取り組んでおり、平成25年度における電子入札運用（公告）件数は652件で、運用率（電子入札可能対象件数に対する電子入札運用件数の割合）は100%である。

⑧ その他

情報システムの運用・保守、インターネット接続請負など、過去に契約実績がある者に有利となるおそれのある契約について検討を行い、競争性を確保するため、17件の契約について複数年契約による対応を図った。また、これ以外の契約についても、48件の契約について複数年契約による対応を図り、競争性の確保や費用の低減に取り組んだ。

同様に、競争性の確保や費用の低減を図る観点から、当該業務が適切な発注単位になっているかについて検討を行い、一括調達又は区分調達への移行を検討し、これまで実施していた14件の契約を7件にまとめたほか、賃貸借契約又は購入契約と保守契約を区分して調達している案件について一体で調達することができるか等の調査・検討を行い、7件の契約について一体で調達をすることとした。

(参考) 一般競争入札等における一者応札・一者応募の実績 [金額単位: 百万円]

応札者等数	24年度実績		25年度実績	
	件数	金額	件数	金額
一者応札等	172件 (26%)	10,370 (48%)	122件 (19%)	6,247 (43%)
二者以上応札等	498件 (74%)	11,235 (52%)	507件 (81%)	8,269 (57%)
合計	670件 (100%)	21,605 (100%)	629件 (100%)	14,516 (100%)

(注) 各欄と合計の百分率は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(ハ) 契約監視委員会による定期的な契約の点検の実施

競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約に関して、随意契約等見直し計画の実施や見直しが適切なものとなっているかについて、契約監視委員会において点検を受けた結果、委員会による意見の具申又は勧告はなかった。

なお、審議概要については、速やかに国立印刷局ホームページで公表した。

第12回契約監視委員会（6月4日開催）

- 1 平成24年度下半期に契約締結された調達案件
  - ・ 競争性のない随意契約（42件）
  - ・ 一者応札・一者応募の契約（62件）
  - ・ 平成24年度第4四半期に契約締結した案件のうち2か年度連続一者応札・一者応募の契約（45件）
- 2 新規の競争性のない随意契約を予定している案件（2件）
- 3 平成24年度の2か年度連続一者応札・一者応募となった契約案件のうち平成25年度に競争入札を予定している案件（12件）
- 4 随意契約等見直し計画の実施状況（フォローアップ）
  - ・ 随意契約等見直し計画の基礎となった平成20年度契約案件の見直し項目について、関連する平成24年度契約案件（274件）

第13回契約監視委員会（9月9日～9月20日 持ち回り審議）

- 1 新規の競争性のない随意契約を予定している案件（4件）
- 2 平成25年度第1四半期の2か年度連続一者応札契約（12件）
- 3 平成24年度の2か年度連続一者応札契約のうち、平成25年度に競争入札を予定している案件の事前点検（22件）

第14回契約監視委員会（12月13日開催）

- 1 平成25年度上半期に契約締結された調達案件
  - ・ 競争性のない随意契約（58件）
  - ・ 一者応札・一者応募の契約（48件）
  - ・ 2か年度連続一者応札・一者応募の契約（16件）
- 2 新規の競争性のない随意契約を予定している案件（2件）
- 3 平成24年度において2か年度連続一者応札・一者応募となった契約案件のうち、平成25年度に競争入札を予定している案件（13件）

第15回契約監視委員会（平成26年3月5日～3月13日 持ち回り審議）

- 1 新規の競争性のない随意契約を予定している案件（3件）
- 2 平成25年度第3四半期の2か年度連続一者応札契約（11件）
- 3 平成25年度の2か年度連続一者応札契約のうち、平成25・26年度に競争入札を予定している案件の事前点検（16件）

ロ 監事及び会計監査人によるチェック

随意契約の見直し及び契約適正化への取組状況について、監事の監査を受けるとともに、財務諸表監査の枠内で、会計監査人による監査を受けた。

また、一定金額（3千万円）以上の調達案件について、承認済みの契約計画書を監事に回付するとともに、少額随意契約を除く全ての契約に関し、毎月、事後にチェックを受けた。

ハ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保

一定金額以上の施設・設備や情報システム関係の調達においては、理事及び本局各部長をメンバーとする設備投資及び調達委員会において、競争性、公平性及び透明性を確保するために、設計仕様、契約方法、スケジュールなどを審査した上で、理事会に付議した。

なお、情報システム関係の調達に関しては、仕様書等契約書類について、契約計画書の起案までに、情報化統括責任者補佐官（CIO補佐官）のチェックを受けた。

ニ 随意契約等見直し計画に基づく取組状況等の公表

国立印刷局ホームページにおいて、毎月の契約に係る情報のほか、以下の情報を公表した。

- ・ 平成24年度第4四半期から平成25年度第3四半期までの各四半期において締結した「競争性のない随意契約」に係る契約情報（6月・9月・12月・平成26年3月）
- ・ 平成24年度における契約状況のフォローアップ（8月）



- ・ 公益法人に対する独立行政法人からの契約による支出状況（毎月）及び契約以外による支出状況に関する情報（6月・8月・11月・平成26年2月）

- ・ 独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に関する情報（毎月）

#### ホ 障害者優先調達推進法施行に伴う対応

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）（平成24年法律第50号）の施行に伴う対応として、購買等契約細則の改正及び「平成25年度における独立行政法人国立印刷局の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、国立印刷局ホームページに公表するとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図った。

#### ヘ 費用低減等への取組

競争性のない随意契約を行う場合には、契約締結の都度、価格交渉を行い、費用の低減に取り組んだ。

#### ト 会計検査院からの指摘事項への対応等

一般旅券冊子用カーフの購入契約における予定価格の積算に当たり、原料の市場価格の変動率を誤って算定したため、支払金額が過大となっているとの会計検査院からの指摘を踏まえ、積算内容の確認体制を強化する見直しを行った（平成24年度決算検査報告において「不当事項」として掲記）。

また、測量・建設コンサルタント等の資格審査（平成25・26年度分）において、等級決定の積算に誤りがあったことが判明したため、迅速に再審査を行い、その結果を業者に再通知する等の対応を行った（9月）。この結果、業者からのクレームはなかった。

これらを受けて、理事長を委員長とする「入札・契約事務に係る検証委員会」を設置し、各事案の発生原因を特定するとともに、再発防止策を策定し、これを確実に実施した。

### (3) 業務・システムの最適化計画の実施

平成19年度に策定（平成23年度改定）した「国立印刷局ネットワークシステムの業務・システム最適化計画」に基づき、システムの機能性・利便性を向上させるとともに、システムの安定稼働及び情報セキュリティの確保に取り組んだ。

なお、主な取組は以下のとおりである。

- ・ 印刷局ネットワークシステム用のパソコンについて、セキュリティ対策に係るサポート対応が終了するWindows XPから、Windows 7へOSの切替えを行った（平成24年12月～平成25年9月）。
- ・ 調達に当たって、ライフサイクルコストを考慮した複数年契約（3年間）を実施することとし、印刷局ネットワーク運用管理支援請負作業（5月）及び印刷局ネットワークシステム用プリンタ等（保守）（10月）について、複数年契約を締結した。
- ・ 印刷局ネットワーク運用管理支援請負作業について、公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日改定閣議決定）に基づく民間競争入札を実施し、落札した業者が

作業を開始した（6月）。

- ・ サイバー攻撃等への対応として、不正アクセス検出・防御装置等について、機器更新にあわせて機能強化を図った（平成26年3月）。

- ・ IPv4枯渇の影響を受けるネットワークの外部接続箇所について、IPv6（注）を導入した（平成26年2月）。

（注）IPv6（Internet Protocol Version 6）

次世代のインターネットプロトコル（インターネットで情報を交換するための通信規約）のこと。現行体系のIPv4に比べ、管理アドレス数が拡大されるとともに、セキュリティ機能が強化されている。

- ・ 印刷局ネットワーク利用者の利便性を向上するため、規則類や業務上必要な情報、周知事項等を掲示している国立印刷局業務ポータルサイト（局内ウェブ）を改善した（平成26年3月）。

#### （4）公益法人等への会費支出の見直し

「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）に基づき、公益法人等への会費支出の必要性及び金額の妥当性について厳格に精査するとともに、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づき四半期ごとに国立印刷局ホームページで支出状況を公表した（6月・8月・11月・平成26年2月）。

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出の状況

24年度実績	25年度実績
10,119,558円	749,050円

（注）金額は、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」に基づき公表した金額の合計額。

#### 評価の指標

- （1）給与水準に関する取組
  - 給与水準に関する取組状況
  - 給与水準についての公表
- （2）随意契約等の適正化の推進
  - 随意契約等見直し計画に基づく取組状況
  - 随意契約等見直し計画に基づく取組状況の公表
  - 競争性のある契約の実施状況
  - 契約監視委員会による点検の状況
  - 監事及び会計監査人による監査の状況
- （3）業務・システムの最適化計画の実施
  - 業務・システムの最適化計画の実施状況
- （4）公益法人等への会費支出の見直し

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公益法人等に対する支出の適正化の取組状況</li> <li>○ 公益法人等に対する支出内容の公表</li> </ul>				
<p style="text-align: center;">評 価 等</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">評 定</td> <td style="padding: 5px;"> <p>(理由・指摘事項等)</p> <p>平成 24 年度における国立印刷局職員の給与水準については、国家公務員の給与水準と比較したラスパイレズ指数が、事務・技術職員が 91.2、研究職員が 77.4 となり、国家公務員より低い水準となった。</p> <p>この結果については、総務省が策定するガイドラインに基づき、ホームページで公表した。</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約等見直し計画に定めた、要求部門と契約部門間での協議等による厳格な審査や総合評価落札方式等の拡大、少額随意契約の仕様書等の見直しに取り組んだ。</p> <p>また、一般競争入札等における一者応札・一者応募が対前年度比で減少した。</p> <p>25 年度の競争性のない随意契約実績は件数 102 件（構成比 14%）、金額 14,111 百万円（構成比 48%）となった。件数については見直し計画（159 件、構成比 14%）を達成したものの、金額については、設備投資案件等の影響もあり、見直し計画（4,396 万円、構成比 15%）を達成できなかった。</p> <p>契約監視委員会による定期的な契約の点検を実施しており、その結果、意見の具申又は勧告はなかった。随意契約の見直し及び契約の適正化の取組みについては、監事の監査を受けた。</p> <p>契約事務について、会計検査院から、一般旅券冊子用カーフ購入契約の予定価格の積算誤りが不当事項として指摘がなされたこと及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格の審査誤りが発生したことは遺憾である。</p> <p>業務・システムの最適化については、システムの機能性・利便性を向上させるとともに、システムの安定稼働の確保に取り組んだ。</p> <p>「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」に基づき、公益法人等への会費支出の必要性及び金額の妥当性について厳格に精査し、25 年度の支出額は 749,050 円と前年度を下回った。</p> <p>また、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」に基づきホームページで支出状況を公表した。</p> <p>業務運営効率化目標については、金額や件数の削減そのものが目的ではなく、法人に与えられた使命や社会的役割を効率的に果たすことが大前提であることに常に立ち返って、目標達成に向けての取組みを進めることが重要と判断される。</p> <p style="margin-top: 20px;">以上を総合的に勘案して、本項目の評定を B とする。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">B</td> <td></td> </tr> </table>	評 定	<p>(理由・指摘事項等)</p> <p>平成 24 年度における国立印刷局職員の給与水準については、国家公務員の給与水準と比較したラスパイレズ指数が、事務・技術職員が 91.2、研究職員が 77.4 となり、国家公務員より低い水準となった。</p> <p>この結果については、総務省が策定するガイドラインに基づき、ホームページで公表した。</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約等見直し計画に定めた、要求部門と契約部門間での協議等による厳格な審査や総合評価落札方式等の拡大、少額随意契約の仕様書等の見直しに取り組んだ。</p> <p>また、一般競争入札等における一者応札・一者応募が対前年度比で減少した。</p> <p>25 年度の競争性のない随意契約実績は件数 102 件（構成比 14%）、金額 14,111 百万円（構成比 48%）となった。件数については見直し計画（159 件、構成比 14%）を達成したものの、金額については、設備投資案件等の影響もあり、見直し計画（4,396 万円、構成比 15%）を達成できなかった。</p> <p>契約監視委員会による定期的な契約の点検を実施しており、その結果、意見の具申又は勧告はなかった。随意契約の見直し及び契約の適正化の取組みについては、監事の監査を受けた。</p> <p>契約事務について、会計検査院から、一般旅券冊子用カーフ購入契約の予定価格の積算誤りが不当事項として指摘がなされたこと及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格の審査誤りが発生したことは遺憾である。</p> <p>業務・システムの最適化については、システムの機能性・利便性を向上させるとともに、システムの安定稼働の確保に取り組んだ。</p> <p>「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」に基づき、公益法人等への会費支出の必要性及び金額の妥当性について厳格に精査し、25 年度の支出額は 749,050 円と前年度を下回った。</p> <p>また、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」に基づきホームページで支出状況を公表した。</p> <p>業務運営効率化目標については、金額や件数の削減そのものが目的ではなく、法人に与えられた使命や社会的役割を効率的に果たすことが大前提であることに常に立ち返って、目標達成に向けての取組みを進めることが重要と判断される。</p> <p style="margin-top: 20px;">以上を総合的に勘案して、本項目の評定を B とする。</p>	B	
評 定	<p>(理由・指摘事項等)</p> <p>平成 24 年度における国立印刷局職員の給与水準については、国家公務員の給与水準と比較したラスパイレズ指数が、事務・技術職員が 91.2、研究職員が 77.4 となり、国家公務員より低い水準となった。</p> <p>この結果については、総務省が策定するガイドラインに基づき、ホームページで公表した。</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約等見直し計画に定めた、要求部門と契約部門間での協議等による厳格な審査や総合評価落札方式等の拡大、少額随意契約の仕様書等の見直しに取り組んだ。</p> <p>また、一般競争入札等における一者応札・一者応募が対前年度比で減少した。</p> <p>25 年度の競争性のない随意契約実績は件数 102 件（構成比 14%）、金額 14,111 百万円（構成比 48%）となった。件数については見直し計画（159 件、構成比 14%）を達成したものの、金額については、設備投資案件等の影響もあり、見直し計画（4,396 万円、構成比 15%）を達成できなかった。</p> <p>契約監視委員会による定期的な契約の点検を実施しており、その結果、意見の具申又は勧告はなかった。随意契約の見直し及び契約の適正化の取組みについては、監事の監査を受けた。</p> <p>契約事務について、会計検査院から、一般旅券冊子用カーフ購入契約の予定価格の積算誤りが不当事項として指摘がなされたこと及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格の審査誤りが発生したことは遺憾である。</p> <p>業務・システムの最適化については、システムの機能性・利便性を向上させるとともに、システムの安定稼働の確保に取り組んだ。</p> <p>「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」に基づき、公益法人等への会費支出の必要性及び金額の妥当性について厳格に精査し、25 年度の支出額は 749,050 円と前年度を下回った。</p> <p>また、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」に基づきホームページで支出状況を公表した。</p> <p>業務運営効率化目標については、金額や件数の削減そのものが目的ではなく、法人に与えられた使命や社会的役割を効率的に果たすことが大前提であることに常に立ち返って、目標達成に向けての取組みを進めることが重要と判断される。</p> <p style="margin-top: 20px;">以上を総合的に勘案して、本項目の評定を B とする。</p>				
B					

## 独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート

大項目： Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置

中項目： 1. 通貨行政への参画

中期目標	<p>(1) 銀行券の動向に関する調査と銀行券に関する企画</p> <p>印刷局は、通貨制度の安定に寄与するため国内外における銀行券の動向について調査を行う。また、印刷技術の向上や物価状況等の社会経済情勢の変化を見据え、銀行券の種類、様式等に関する改善や目の不自由な人も安心して使用できる工夫について、偽造防止技術の高度化、識別容易性及び利便性の追求、製造時の環境への影響、国内外において通用する卓越したデザイン等、国の政策的な観点から必要とされる特性も考慮の上、財務省との連携を強化しつつ、不断に検討を行うものとする。</p> <p>(2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等</p> <p>印刷局は銀行券について、次期改刷も踏まえつつ、独自の偽造防止技術の高度化、製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化のために必要な研究開発を確実に実施するとともに、効率的かつ効果的な研究開発の推進に努めるものとする。</p> <p>また、研究開発の実施に際しては、事前、中間、事後の評価を更に徹底するとともに、その結果を踏まえ研究開発計画の必要な見直しを行い、研究開発の質の向上に努めるものとする。</p> <p>(3) 海外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等</p> <p>国際的な広がりを見せる通貨偽造に対抗していくため、財務省と一体として、引き続き、国内外の通貨関係当局及び捜査当局等と積極的に情報交換を行い、偽造の抑止を図る。また、通貨偽造事件に際しては、迅速かつ確実な真偽鑑定を行うべく、実施体制の維持・強化を図るとともに、緊急改刷への対応も想定しつつ、国内外当局等との連携強化に努めるものとする。</p> <p>(4) 銀行券の信頼の維持等に必要な情報の提供</p> <p>銀行券への信頼維持のためには、銀行券の特徴など、銀行券に係る情報が実際に使用する国民にわかりやすく提供されるとともに、必要に応じて現金取扱機器の製造業者等に対し機密保持に配慮したうえでの確かな情報が提供される必要がある。</p> <p>このため、印刷局は、通貨関係当局と連携し、これらに必要な情報提供の充実に努めるものとする。</p> <p>(5) 国際対応の強化</p> <p>国際的な課題に対応し、積極的な国際協力を行うことなどにより、通貨行政や銀行券の製造等について国際的な水準を維持していくものとする。</p> <p>(6) デザイン力等の強化</p>
------	--

	<p>銀行券のデザイン及び製品設計は、(1)に記載した観点から銀行券の最も重要な要素の一つであり、通貨に対する信頼や我が国のイメージの向上につながるよう、デザイン力等の強化に一層努めるものとする。</p>				
<p>中期計画</p>	<p>(1) 銀行券の動向に関する調査と銀行券に関する企画</p> <p>通貨制度の安定に寄与するため、国内外における銀行券の動向について調査を行います。具体的には、国際会議への参画や国内外における通貨関係当局等との情報交換を通じ、銀行券に関する偽造動向、最新の偽造防止技術、改刷の準備状況等について調査を行います。</p> <p>また、印刷技術の向上や物価状況等の社会経済情勢の変化を見据え、銀行券の種類、様式等に関する改善や目の不自由な人も安心して使用できる工夫について、偽造防止技術の高度化、識別容易性及び利便性の追求、製造時の環境への影響、国内外において通用する卓越したデザイン等、国の政策的な観点から必要とされる特性も考慮の上、財務省との連携を強化しつつ、不断に検討を行います。</p> <p>(2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等</p> <p>銀行券の次期改刷も見据え、独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化を図るため、研究開発の基本計画を策定し、効率的かつ効果的な研究開発を進めます。</p> <p>具体的には、容易に真偽判別可能な偽造防止技術や新たな機械読取技術など、対人及び対機械行使を対象とした偽造抵抗力の強化に向けた研究開発を進めます。また、製造工程において、将来の品質管理・保証装置の開発など、合理化・効率化に向けた設備開発に取り組むとともに、銀行券製造技術の高度化を図ります。</p> <p>さらに、デザインと偽造防止技術を融合させた次期銀行券仕様について検討するとともに、ユニバーサルデザインなど銀行券の識別容易性の向上に取り組みます。</p> <p>研究開発については、研究開発評価システムの運用を通じて、事前、中間、事後の評価を更に徹底し、研究開発活動を活性化するとともに、評価結果を踏まえ計画の必要な見直しを行う等、効率的な研究開発の推進や質の向上に向けて取り組めます。</p> <p>また、国内外の会議、学会等への参加などを行うほか、知的財産力の強化に向けて、創出された研究成果を迅速かつ的確に特許出願するとともに、適切な維持管理に取り組めます。</p> <p>なお、本中期目標期間中の目標を以下のとおりとします。</p> <table border="0" data-bbox="459 1621 1262 1697"> <tr> <td>① 国内外の会議、学会等での発表・参画</td> <td>年平均60件以上</td> </tr> <tr> <td>② 特許の出願件数</td> <td>年平均60件以上</td> </tr> </table> <p>(3) 国内外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等</p> <p>国内外における銀行券の偽造や偽造防止技術等の動向について、適宜、財務省と情報交換を行います。また、研究開発成果等について、財務省に報告し、意見交換を行います。さらに、国際的な広がりを見せる通貨偽造に対抗していくため、財務省と一体として、国内外の通貨関係当局及び捜査当局等と積極的な情報交換を行います。</p> <p>通貨偽造事件に際しては、国内外当局等と協力して迅速・確実に真偽鑑定を実施するとともに、国内外当局等との連携を強化し、緊急改刷の必要が生じた場合においても適</p>	① 国内外の会議、学会等での発表・参画	年平均60件以上	② 特許の出願件数	年平均60件以上
① 国内外の会議、学会等での発表・参画	年平均60件以上				
② 特許の出願件数	年平均60件以上				

	<p>切に対応します。</p> <p>(4) 銀行券の信頼の維持等に必要な情報の提供  銀行券への信頼維持のため、銀行券に関する情報について、財務省及び日本銀行と連携しつつ、印刷局のホームページや博物館の展示等を通じて、国民に広く分かりやすく提供します。  具体的には、ホームページによる銀行券の仕様や偽造防止技術等に関する情報発信、国立印刷局博物館の展示内容の充実や特別展示の開催、外部のイベントへの出展や協力等において、国民に分かりやすい内容となるような企画を行うなどの取組に努めます。  さらに、目の不自由な人も銀行券を容易に識別できるような方法により、必要な情報の提供を行います。  また、必要に応じて、通貨関係当局と連携し、現金自動預払機などの現金取扱機器の製造業者等に対し、機密保持に配慮した上で、情報の提供を行います。</p> <p>(5) 国際対応の強化  通貨に関する国際的な課題に対応し、海外の関係当局との連携や情報交換等を円滑に行うなど、国際対応の強化に取り組みます。  この一環として、環太平洋銀行券製造機関会議、欧州銀行券会議等の国際会議において、積極的な情報交換を行います。  これらの国際会議への参加を含め、財務省と一体として通貨行政を担いつつ、銀行券の製造等について国際的な水準の維持に取り組みます。</p> <p>注) 環太平洋銀行券製造機関会議」は環太平洋付近の国々、「欧州銀行券会議」はヨーロッパ地域にある国々における、政府、政府関連の銀行券製造機関及び中央銀行がメンバーとなっており、銀行券に係る技術的・専門的なテーマに関する情報交換や討議を目的として開催されている会議です。</p> <p>(6) 製品設計力の強化  銀行券のデザインを含めた製品設計については、通貨に対する信頼や我が国のイメージの向上につながるよう、デザインと偽造防止技術の融合を図るなど、次期改刷を見据えた製品設計力の強化に取り組みます。  なお、引き続き原版彫刻などの伝統的な工芸技術の維持・向上に取り組みます。</p>
<p>(参考)  年度計画</p>	<p>(1) 銀行券の動向に関する調査と銀行券に関する企画  通貨制度の安定に寄与するため、国際会議への参画や国内外における通貨関係当局との情報交換等を通じ、銀行券に関する偽造動向、最新の偽造防止技術、改刷の準備状況等について調査を行います。  また、印刷技術の向上や物価状況等の社会経済情勢の変化を見据え、銀行券の種類、様式等に関する改善や目の不自由な人も安心して使用できる工夫について、偽造防止技術の高度化、識別容易性及び利便性の追求、製造時の環境への影響、国内外において通用する卓越したデザイン等、国の政策的な観点から必要とされる特性も考慮の上、財務</p>

省との連携を強化しつつ、不断に検討を行います。

(2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等

銀行券の次期改刷も見据え、独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化を図るため、研究開発の基本計画を策定し、効率的かつ効果的な研究開発を進めます。

具体的には、容易に真偽判別可能な偽造防止技術や新たな機械読取技術など、対人及び対機械行使を対象とした偽造抵抗力の強化に向けた研究開発を進めます。また、高品質で均質な銀行券製造を維持するための仕上機の開発など、合理化・効率化に向けた設備開発に取り組むとともに、製版工程における新たな技術開発など、銀行券製造技術の高度化を図ります。

さらに、デザインと偽造防止技術を融合させた次期銀行券仕様について検討するとともに、ユニバーサルデザインなど銀行券の識別容易性の向上に取り組みます。

研究開発の実施に当たっては、研究開発評価システムの運用を通じて、事前、中間、事後の評価を更に徹底し、研究開発活動を活性化するとともに、評価結果を踏まえ計画の必要な見直しを行う等、効率的な研究開発の推進や質の向上に向けて取り組みます。

また、国内外の会議、学会等への参加などを行うほか、知的財産力の強化に向けて、創出された研究成果を迅速かつ確実に特許出願するとともに、適切な維持管理に取り組みます。

なお、平成 25 年度の目標を、以下のとおりとします。

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| ① 国内外の会議、学会等での発表・参画 | 60件以上 |
| ② 特許の出願件数           | 60件以上 |

(3) 国内外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等

国内外における銀行券の偽造や偽造防止技術等の動向について、適宜、財務省と情報交換を行います。また、研究開発成果等について、財務省に報告し、意見交換を行います。さらに、国際的な広がりを見せる通貨偽造に対抗していくため、財務省と一体として、国内外の通貨関係当局及び捜査当局等と積極的な情報交換を行います。

通貨偽造事件に際しては、国内外当局等と協力して迅速・確実に真偽鑑定を実施するとともに、国内外当局等との連携を強化し、緊急改刷の必要が生じた場合においても適切に対応します。

(4) 銀行券の信頼の維持等に必要な情報の提供

銀行券への信頼維持のため、銀行券に関する情報について、財務省及び日本銀行と連携しつつ、印刷局のホームページや博物館の展示等を通じて、国民に広く分かりやすく提供します。

ホームページによる銀行券の仕様や偽造防止技術等に関する情報発信については、より分かりやすく利便性を向上させるとともに、ウェブアクセシビリティを考慮したリニューアルを検討します。

博物館については、常設展示の更新や最新情報の提供による展示内容の充実、来館者の理解を深めるような趣向を凝らした特別展示の開催、外部のイベントへの出展や収蔵品貸出による協力、講演等の実施により、銀行券に関する情報を提供します。

	<p>さらに、目の不自由な人も銀行券を容易に識別できるような方法により、必要な情報の提供を行います。</p> <p>また、必要に応じて、通貨関係当局と連携し、現金自動預払機などの現金取扱機器の製造業者等に対し、機密保持に配慮した上で、情報の提供を行います。</p> <p>(5) 国際対応の強化</p> <p>財務省と一体として通貨行政を担いつつ、通貨に関する課題に対応し、銀行券の製造について国際的な水準を維持するため、海外の関係当局との連携や情報交換等を円滑に行います。</p> <p>具体的には、海外の銀行券製造機関等との相互訪問を行い、偽造防止技術等に関する情報交換を実施するとともに、国際会議への参画により、海外の関係当局との連携や情報交換等を積極的に行い、国際対応の強化に取り組みます。</p> <p>(6) 製品設計力の強化</p> <p>銀行券のデザインを含めた製品設計については、通貨に対する信頼や我が国のイメージの向上につながるよう、デザインと偽造防止技術の融合を図るなど、次期改刷を見据えた製品設計力の強化に取り組みます。</p> <p>なお、引き続き原版彫刻などの伝統的な工芸技術の維持・向上に取り組みます。</p>
<p>業務の実績</p>	<p>(1) 銀行券の動向に関する調査と銀行券に関する企画</p> <p>イ 国内外における銀行券に関する調査</p> <p>通貨制度の安定に寄与するため、各国の銀行券製造機関等により構成される各種会議への参画や、国内外における通貨関係当局との情報交換を通じて、銀行券に関する偽造動向、最新の偽造防止技術、改刷の準備状況等について調査を行った(Ⅱ「1(5)国際対応の強化」参照)。</p> <p>個別調査として、インドネシアの中央銀行等を訪問し、銀行券の製造や流通状況等の調査を行った(5月)。また、オランダ銀行、デンマーク国立銀行、欧州中央銀行等を訪問し、銀行券デザイン、銀行券設計等について意見交換を行った(9月)。</p> <p>さらに、ロシアの銀行券製造機関であるゴズナック社を訪問し、銀行券の品質管理・保証体制を調査するとともに、研究開発体制について意見交換を行った(10月)。</p> <p>ロ 銀行券の種類、様式等の改善</p> <p>目の不自由な人を始め、あらゆる使用者の利便性の向上と、使用環境に左右されない識別容易性を追求した銀行券の検討として、次期銀行券の基本設計の整理に取り組んだ。</p> <p>また、目の不自由な人も安心して使用できる工夫として、銀行券の券種識別性の向上に取り組み、5千円券の改良(ホログラムの透明層(光沢性のある透明シール)の拡大と形状変更を行うことで、触感の違いにより、券種の識別を容易にするもの)、携帯電話に搭載可能な日本銀行券の券種識別アプリ(スマートフォンのカメラに銀行券をかざすことで券種の識別を行い、音声でアナウンスするとともに料額を画面に表示するもの)の提供及び券種識別装置(銀行券のコーナー部を識別部分のカメラに密着させることで券種の識別を行い、音声でアナウンスするもの)の開発を行った。</p>



具体的な取組内容は、以下のとおり。

- ・ 財務省、日本銀行及び国立印刷局の三者により、銀行券の識別性を向上させるための取組（5千円券の改良、携帯電話に搭載可能な日本銀行券の券種識別アプリの開発・提供及び券種の識別機器の開発・情報提供）について、報道発表を行った（4月）。

- ・ 改良5千円券について、銀行券取扱機器の開発及び動作確認を目的とする企業等に対するサンプル券閲覧会を実施した（9月）。また、サンプル券について、財務省と連携して目の不自由な人の団体を通じて、目の不自由な人に対するモニタリング調査を実施した（9月～10月）。

なお、改良5千円券の発行開始時期（平成26年5月12日）及び様式変更については、財務省から報道発表（12月）を行い、12月3日に官報で告示された。

- ・ アイフォン用音声式日本銀行券簡易券種識別支援アプリケーション（愛称「言う吉くん（スマホ）」）として、現在発行されている日本銀行券4券種の券種識別機能を持つアプリケーションを開発した（10月）。

「言う吉くん（スマホ）」については報道発表を行い、アップル社のApp Storeから配信を開始した（12月）。

また、「言う吉くん（スマホ）」に関する情報（機能説明、操作手順書、Q&A等）については、配信開始日に合わせて国立印刷局ホームページに掲載した。

（参考）「言う吉くん（スマホ）」ダウンロード件数（平成26年3月31日まで）  
9,638件

- ・ 現在発行されている日本銀行券4券種の券種識別のための携帯型音声式日本銀行券簡易券種識別支援装置（愛称「言う吉くん（ポケット）」）のモデルを開発した（8月）。また、財務省と連携して、目の不自由な人の団体を通じて、目の不自由な人を対象とした当該モデルに関するモニタリング調査を実施（9月～10月）した。さらに、券種識別装置の開発・提供に関心のある企業（37社）に対して当該モデルの説明会を実施（10月）し、モデルの仕様及びプログラムに係る情報提供を行うとともに、モニタリング調査の結果について説明を行った。また、その後、製造・販売を希望する企業（9社）に対して更に情報提供を行った（11月～平成26年3月）。

将来の銀行券改刷が、目の不自由な人にとって券種識別性の向上につながるよう、財務省と連携して、目の不自由な人の団体を通じて目の不自由な人に対するアンケートを実施（6月～8月）した。

なお、取りまとめた結果については財務省に提出した（10月）。

## （2）偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等

独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化を図るため、第3期中期目標期間における「研究開発基本計画」を策定し、以下の取組を行った。

## イ 研究開発の実施状況

「研究開発基本計画」に基づき、偽造抵抗力が高い独自の偽造防止技術の維持・向上、製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化等に関して、以下に示す32件の研究課題等の実施計画を策定し、研究開発に取り組んだ。

- ・ 偽造防止技術の開発 (9件)
- ・ 効率化・合理化に向けた設備開発 (5件)
- ・ 製紙・印刷技術の高度化 (6件)
- ・ 製品開発に向けた取組 (6件)
- ・ 環境負荷低減に向けた取組 (2件)
- ・ 基礎的研究 (4件)

具体的な取組は、以下のとおりである。

### (イ) 偽造防止技術の維持・向上に関する取組

これまで培ってきた製紙・印刷技術を基に、新たな独自技術の創出に向けた技術開発や国立印刷局の中核技術の更なるレベルアップを目指した研究開発に取り組んだ。また、将来の銀行券をはじめ、各種セキュリティ製品への採用を視野に、実験設備等を活用した試作品の作製を通じて技術検証を行った。

偽造防止技術の維持・向上に関しては、25件の特許出願を行った。

### (ロ) 製造工程の合理化・効率化に関する取組

銀行券製紙工程における品質管理機能の強化及び用紙検査作業の効率化を目的とした用紙仕上機（試作機）について、基本機能を確認するとともに、安定した用紙搬送・集積及び高精度な検査に適した条件の整理を進めた。また、新たな偽造防止技術に対応するための検査装置や印刷機の開発を進めた。

製造工程の合理化・効率化に関しては、13件の特許出願を行った。

### (ハ) 製紙・印刷技術の高度化に関する取組

将来に向けた技術蓄積を図るため、製造技術（製紙、印刷、製版等）及び材料技術（インキ等）を対象とした各種課題に取り組んだ。

製紙技術については、次期銀行券用紙の紙料設計に向けて、各製紙用原材料の基本特性を整理したほか、印刷技術については、新たな偽造防止技術の開発を目的に、インキ設計、版面設計等の確立に向けた検証実験を進めた。

製紙・印刷技術の高度化に関しては、5件の特許出願を行った。

### (ニ) 製品開発に関する取組

デザインと偽造防止技術を融合し、ユニバーサルデザインの思想を取り入れた銀行券の基本設計に係る取組として、試作品の券面デザインを作製し、事前検証として製紙・印刷実験を実施した。

製品開発に関しては、16件の特許出願を行った。

### (ホ) 環境負荷低減に向けた取組

事業者として環境保全に対する社会的責任を果たすため、電気使用量の削減効果が期待されるインキの研究開発に取り組んだ。

(へ) 基礎的研究に関する取組

各種技術及び製品の調査分析を行うとともに、分析技術の基盤強化を図るなどの基礎的な研究開発に取り組んだ。

基礎的研究に関しては、1件の特許出願を行った。

ロ 研究開発評価

平成25年度に完了する課題の事後評価、平成26年度に継続する課題の中間評価及び平成26年度に新規設定する候補課題の事前評価を行うため、研究開発評価委員会を開催した(12月)。

研究管理面では、新たな研究成果の創出状況、研究開発計画に対する進捗状況、所期の目的の達成状況などの視点から定期的実施状況を管理しており、見直しの必要が生じた研究課題等については、実験計画や人的資源の配分などを再検討した上で各機関における研究開発活動に反映し、研究開発の質の向上に取り組んだ。

なお、評価項目については、平成24年度に内外のニーズ等を踏まえて申請案件の優先度を評価するなどの見直しを図っており、平成25年度も同様の評価項目で研究開発評価を実施した。

ハ 会議、学会等での発表・参画

「欧州銀行券会議」の分科会の一つである材料委員会に参画したほか、国内外の会議や学会等において以下のとおり合計67件の発表・参画を行った。

- ・ 国内での学会発表 2件
- ・ 国外での学会発表 1件
- ・ 会議・学会への参画 64件(うち、国際会議9件)

区分	25年度実績	目標
発表・参画	67件	60件

二 特許

特許の出願や知的財産の活用については、基本方針を定め、知的財産権の確立及び活用等に取り組む体制を整えている。これらの方針・体制の下、事業における有用性や影響等の評価を行うことによって、特許の出願、審査請求、権利維持の是非、他者への実施許諾を検討するなど、知的財産力の強化に向けた取組を行った。

(イ) 特許出願状況

特許については、偽造防止技術、製造装置等の各分野において、合計60件の特許出願を行った。

区分	25年度実績	目標
特許出願件数	60件	60件

(ロ) 特許権所有状況等

平成25年度末において所有している特許は320件であり、そのうち他者に実施許諾している件数は18件である(このうち、平成25年度末時点で収入を得ている件数は3件である。)

なお、国立印刷局においては、将来にわたり銀行券等のセキュリティ製品への信頼を確保するため、内部実施を第一義として特許権等の知的財産権を管理しており、民間企業等から実施許諾申請があった場合には、事業への影響、使用目的等を考慮した上で、支障のない場合のみ許諾し、有効活用を図ることとしている。このため、実施許諾の件数や割合は、研究開発型の独立行政法人に比べると小さくなっている。

### (3) 国内外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等

通貨当局と連携した情報交換としては、「アジア・中東・アフリカ・ハイセキュリティ印刷会議」(注1)(タイ)へ出席し、アジア、中東及びアフリカ地域におけるセキュリティ印刷分野の最新動向等に関する情報収集を行い(10月)、収集した情報を財務省に提供した。また、日本銀行とともに「環太平洋銀行券製造機関会議」(注2)(インドネシア)へ出席し、参加国の銀行券に関する技術的・専門的な情報を収集した(10月)。

さらに、国内外における銀行券の偽造・改刷状況、偽造防止技術等の動向について取りまとめたセキュリティ・レポートを作成し、財務省に提出した(平成26年3月)。

#### (注1) 「アジア・中東・アフリカ・ハイセキュリティ印刷会議」

アジア・中東・アフリカ地域における各国の銀行券製造機関、中央銀行、政府関係機関、世界の偽造防止技術関連企業などが参加し、銀行券の流通や偽造の状況、最新の偽造防止技術、品質・工程管理技術の動向などについて情報交換や議論を行うことを目的に設けられた会議。

#### (注2) 「環太平洋銀行券製造機関会議」

環太平洋付近の国々における、政府、政府関連の銀行券製造機関及び中央銀行がメンバーとなっており、銀行券に係る技術的・専門的なテーマに関する情報交換や討議を目的とする会議。

銀行券の偽造動向等について、警察庁等と情報交換を行った(5月・6月)。また、偽造通貨発見時における対応について、財務省、警察庁等の関係当局との情報交換等を実施(平成26年1月・3月)することにより、関係当局との連携強化を図った。

### (4) 銀行券の信頼の維持等に必要な情報の提供

銀行券への信頼維持のため、銀行券に関する情報について、ホームページや博物館等を通じて、国民に広く分かりやすく提供した。

具体的な内容は以下のとおりである。

#### イ ホームページによる情報の提供・内容の充実

- ・ 銀行券に関する情報(各券種の寸法等の基本情報及び偽造防止技術)を提供するとともに、事務・事業に関する情報(中期計画・年度計画・調達関連情報等)を速やかに掲載した。
- ・ 博物館における特別展示やイベント情報の案内と内容に関する情報のほか、国立印刷局から出展を行う「東京国際コイン・コンヴェンション」や「お金と切手の展

覧会」等の開催案内を掲載した。

- ・ ホームページについては、利便性を向上させるためにメニューの分類・配置を工夫するとともに、各種製品の紹介や事業に係るコンテンツを拡充させ、かつ、全ての方が利用しやすいようにウェブアクセシビリティを考慮したりリニューアルを行った（平成26年4月1日公開）。

なお、ホームページのアクセス件数は、約35万件であった。

(参考) ホームページのアクセス件数

区 分	24年度実績	25年度実績
アクセス件数	390,928 件	347,081 件

□ 国立印刷局博物館の活動の充実

(イ) 国立印刷局博物館の展示内容

銀行券に関する情報（偽造防止技術、お札の歴史等）や、近代製紙産業の発祥についての紹介（国立印刷局の製紙事業は日本の近代製紙産業の草分けであり、経済産業省の近代化産業遺産にも認定されている。）等の展示を行うとともに、最新情報の提供による展示内容の充実に努めた。

(ロ) 博物館ニュースの発行

博物館についての関心を高めるとともに、銀行券等に関する情報を広めるため、博物館ニュースを2回発行（7月・12月）し、入館者等へ配布した。また、特別展示の内容紹介記事について、学芸員の調査研究成果を活用した、より専門的な解説を掲載して内容の充実に図った。

(ハ) 特別展示等の開催状況

博物館における特別展示等の開催状況は、以下のとおりである。

特別展示等	期 間	内 容
(夏の特別展示) 「お札の紙」で紙を知ろう！	平成25年7月9日～ 9月1日	紙幣の製造において印刷とともに重要な「製紙」を取り上げ「お札の紙」の特殊性について紹介 (体験コーナー) 手すき体験
(秋のミニ展示) 昭和6年と滝野川工場～関東大震災からの復興と新時代	平成25年10月29日～11月17日	昭和6年頃は紙幣製造史と官庁建築史の両面において転換期であり、滝野川工場はその象徴であったことを紹介
(冬の特別展示) 切手と事件と舞台裏～こうしてぼくらは生まれた～	平成25年12月17日～平成26年3月2日	時代の世相が色濃く反映された特殊な切手を取り上げ、これらが生まれるきっかけとなった「事件」とその舞台裏の事情について紹介 (体験コーナー) 切手風記念撮影

(二) 外部のイベントへの出展や協力

・ 東京国際コイン・コンヴェンション（５月）

「めずらしい顔を持つお札たち」をテーマにした展示及び銀行券の偽造防止技術の紹介並びに主催者が設定した展示テーマ「お札の肖像～同世代のコインたち～」に関する所蔵資料の貸出しを行った。

・ 四国中央紙まつり（７月）

銀行券の偽造防止技術や券種識別アプリの紹介のほか、偽造防止技術の体験及び券種識別アプリの実演、官報情報検索サービスの紹介等を行った。

・ 「お金と切手の展覧会」仙台展（８月）

銀行券の製造工程や偽造防止技術の紹介を始めとして、凹版彫刻の実演、凹版印刷体験、手すき体験、官報情報検索サービスの紹介、券種識別アプリの実演のほか、開催地である宮城県にちなんだ藩札、歴代の肖像となった人物等の展示紹介を行った。

・ 子ども霞が関見学デー（８月）

銀行券の偽造防止技術の紹介、券種識別性向上への取組の紹介及び券種識別アプリの実演を行った。

・ その他、日本銀行那覇支店・甲府支店・札幌支店・徳島事務所の金融教育イベント（７～９月）、石川県・和歌山県の金融広報委員会の金融教育イベント（７～８月）、埼玉県吉川市の金融教育イベント（７月）及び山梨中央銀行金融史料館の企画展（１０～１１月）に協力した。

(ホ) 入館者確保のための取組状況

より多くの人に来館していただき、１４０余年続く国立印刷局の組織と製造する銀行券等の製品に関する事績を理解していただくために実施している特別展示などについて、幅広くPR活動を行った。

平成２５年度においては、近隣自治体等関係各所へPR活動を行い、来館者の増加に取り組んだ。

特に、博物館の所在する東京都北区とは、「北区産業遺産イベント」への企画段階からの協力や、教育委員会を通じた区立小中学校への特別展示等の告知、関係部門を通じた各町会掲示板へのチラシの掲示を行うなど、同区と緊密な連携を図り、区民に来館いただけるよう取組を行った。

また、テレビ、雑誌、新聞等のマスコミの取材に応じ、博物館の魅力及び国立印刷局の存在意義を、全国各方面に向けて発信した。

(参考) 入館者数の推移

区 分	24 年度実績	25 年度実績
入館者数	24,036 人	20,557 人

(ヘ) 学芸員による講演等

・ シンポジウム「北区の近代産業ルネッサンスー王子製紙・印刷局ー」（５月）

明治期の王子工場における紙幣用紙開発の経緯について講演を行った。

- ・ 歴史講演会「北区における国立印刷局の紙幣製造事業～明治初期の創設、昭和初期の転換、そして現在～」(10月)  
東京都北区中央図書館主催の歴史講演会において、王子・滝野川両工場の事績等について紹介した。
- ・ 日本印刷学会第130回秋期研究発表会(11月)  
「セキュリティ印刷物における伝統書体の研究」の発表に加わった。
- ・ 財務省が発行する『ファイナンス』に「お札よもやま話」の寄稿を行った。

#### ハ 工場における広報活動

各工場においては、夏休み期間や地域のイベント開催時に、各地域に在住する者を対象に工場特別見学会の開催やイベントへの出展を行い、製造工程の説明・見学、銀行券の偽造防止技術の体験、1億円の重さ体験等を実施した。

#### ニ 目の不自由な人への必要な情報の提供状況

目の不自由な人のための、銀行券の識別容易性向上に取り組んだ(Ⅱ「1(1)銀行券の動向に関する調査と銀行券に関する企画」参照)。

#### ホ 通貨関係当局と連携した、現金取扱機器の製造業者等に対する情報提供

改良5千円券について、銀行券取扱機器の開発及び動作確認を目的とする企業等に対するサンプル券の閲覧会を開催した(9月)。

#### (5) 国際対応の強化

銀行券の製造について国際的な水準を維持するための取組として、海外の関係当局との連携や情報交換等を積極的に行い、国際対応の強化に努めた。

具体的な取組については、以下のとおりである(かっこ書きの国名は、開催地を示す)。

#### イ 国際会議への出席及び海外関係当局への訪問等

- ・ 「欧州銀行券会議」(注1)の材料委員会(オランダ)にオブザーバーとして出席し、銀行券改刷や偽造動向、銀行券製造設備等の情報収集を行った(5月)。  
なお、「欧州銀行券会議」は、「環太平洋銀行券製造機関会議」と相互に交流のある会議である。
- ・ 「通貨会議」(注2)(ギリシャ)に出席し、銀行券改刷や偽造防止技術、銀行券受注情報等の収集を行った(5月)。
- ・ 「アジア・中東・アフリカ・ハイセキュリティ印刷会議」(タイ)に出席し、アジア、中東及びアフリカ地域におけるセキュリティ印刷分野の最新動向等に関する情報収集を行った(10月)。

- ・ 「環太平洋銀行券製造機関会議」（インドネシア）に出席し、日本銀行券のユニバーサルデザインや国立印刷局における東日本大震災後の対応に関する発表を行うとともに、参加者との情報交換を行った（10月）。
- ・ 「国際証券印刷者会議」（注3）（オーストリア）に出席し、偽造防止技術の最新動向等に関する情報収集を行った（12月）。
- ・ 「欧州中央銀行鑑定センターシンポジウム」（注4）（ドイツ）に出席し、偽造防止技術や偽造の脅威となる市販技術等に関する情報収集を行った（12月）。
- ・ 財務省と合同で、インドネシア銀行、インドネシア政府証券印刷造幣公社等を訪問し、インドネシアにおけるデノミ実施計画の状況や、銀行券の製造や管理に係る協力の可能性等について調査及び意見交換を行った（5月）。
- ・ 財務省と合同で、ベトナム国家銀行を訪問し、ベトナム国家銀行印刷所の新工場建設に当たっての方向性や今後の具体的な支援内容等の調査及び意見交換を行った（6月）。
- ・ 財務省と合同で、インドネシア政府証券印刷造幣公社を訪問し、今後の交流に係る意見交換を行った（11月）。

（注1）「欧州銀行券会議」

ヨーロッパ地域における各国の政府、政府関連の銀行券製造機関及び中央銀行がメンバーとなっており、銀行券に係る技術的・専門的なテーマに関する情報交換や討議を目的とする会議。日本をメンバーとする「環太平洋銀行券製造機関会議」と相互に交流があり、同会議メンバー国はオブザーバー参加が可能である。

（注2）「通貨会議」

各国の中央銀行、銀行券印刷機関、商業銀行、銀行券の製造又は流通に係る民間企業等が参加する会議であり、銀行券の製造、発行、流通、廃棄等に関する情報交換を目的とする会議。

（注3）「国際証券印刷者会議」

各国の中央銀行、銀行券印刷機関、商業銀行、銀行券の製造又は流通に関わる民間企業が参加し、銀行券を始めとするセキュリティ製品に関する偽造防止技術、製造技術等についての情報交換を目的とする会議。

（注4）「欧州中央銀行鑑定センターシンポジウム」

ユーロ圏の各国、米国、イギリス、カナダ及び日本の中央銀行や政府関連の銀行券製造機関等が参加する会議であり、銀行券の流通、偽造動向、偽造防止技術等についての情報共有を目的とする会議。

□ 海外関係当局からの視察の受入等

- ・ 財務大臣の招聘により来日したミャンマー財務省副大臣等の小田原工場視察を受け入れた（9月）。



- ・ インドネシアとの交流の一環として、インドネシア政府証券印刷造幣公社からの要請に基づき、滝野川工場視察を受け入れるとともに、意見交換を行った（9月・平成26年2月）。
- ・ ベトナムへの技術支援の一環として、国際協力機構（JICA）の協力の下、ベトナム国家銀行職員に対して、生産管理に係る短期受入研修（12月）及びインキ製造に係る短期受入研修（平成26年3月）を実施した。
- ・ その他、ドイツ（4月）、フィリピン（5月）、米国（11月）及びポーランド（12月）からの視察を受け入れた。

#### （6）製品設計力の強化

銀行券の次期改刷を想定し、肖像、主模様の彫刻、ラフ下図等の習作をはじめ、図案、彫刻等の各種習作について、計画的に年間64作品（完成31作品）の作製に取り組むとともに、偽造防止技術が効果的に発現できるデザインの作製に取り組み、製品設計力の強化を推進した。

##### イ 工芸技術評価委員会

- ・ 工芸技術の維持・向上及び技術練磨の場として習作、受注活動関係の作品等110作品を集め、部内評価会を開催し、工芸職員相互による意見交換を実施した（11月）。
- ・ 事業部門の職員等を含めた局内委員による内部工芸技術評価委員会を開催し、偽造防止技術に関係する36作品の評価を行った（12月）。
- ・ 外部の第三者委員（原版等の彫刻などに精通した有識者）を含めた外部工芸技術評価委員会を開催し、彫刻・図案等に関する38作品について、印象性、色彩性、調和、デザイン性、完成度等に関する評価を行った（平成26年1月）。  
 なお、平成25年度は、より多角的な観点から評価を受けるため、外部の第三者委員を3名に増員して実施した。

これらの評価結果については、今後の作品の作製活動に反映させるため、作製者に対してフィードバックを行い、工芸技術の維持・向上に取り組んだ。

##### ロ 技術交流

工芸技術者のスキルアップを図るため、中国印鈔造幣総公司（中国における銀行券製造機関）と彫刻技術に関する技術交流を実施した（7月）。

具体的には、互いに凹版彫刻作品を送付し、技術的、美術的な観点に関して書面による意見交換を実施した。その内容については、工芸技術者にフィードバックし、彫刻技術の向上に取り組んだ。

<p>評価の指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 銀行券の動向に関する調査と銀行券に関する企画 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内外における銀行券の偽造動向等についての調査状況</li> <li>○ 銀行券の種類、様式等に関する改善についての検討状況</li> <li>○ 目の不自由な人も安心して利用できる工夫についての検討状況</li> </ul> </li> <li>(2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究開発の基本計画の策定状況</li> <li>○ 研究開発の基本計画に基づく研究開発の実施状況</li> <li>○ 独自の偽造防止技術の維持・向上に向けた取組状況</li> <li>○ 製造工程の合理化・効率化に向けた取組状況</li> <li>○ 製紙・印刷技術の高度化に向けた取組状況</li> <li>○ 銀行券の識別容易性の向上に向けた取組状況</li> <li>○ 事前、中間及び事後の研究開発評価の実施状況</li> <li>○ 評価結果を踏まえた必要な見直しの状況</li> <li>○ 会議、学会等での発表・参画件数</li> <li>○ 特許の出願件数</li> </ul> </li> <li>(3) 国内外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財務省との偽造や偽造防止技術等の動向の情報交換の状況</li> <li>○ 研究開発成果等の財務省への報告、意見交換の状況</li> <li>○ 国内外の通貨関係当局及び捜査当局等との情報交換の状況</li> <li>○ 通貨偽造事件に際しての国内外当局との連携強化の状況</li> </ul> </li> <li>(4) 銀行券の信頼の維持等に必要な情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホームページ等による情報の提供状況</li> <li>○ 国立印刷局博物館の展示内容の充実状況</li> <li>○ 博物館ニュースの発行回数</li> <li>○ 特別展示等の開催状況</li> <li>○ 入館者の確保のための取組状況</li> <li>○ 目の不自由な人への必要な情報の提供状況</li> <li>○ 通貨関係当局と連携した、現金取扱機器の製造業者等に対する必要な情報の提供状況</li> </ul> </li> <li>(5) 国際対応の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海外の関係当局との連携や情報交換等の国際対応の強化の状況</li> <li>○ 国際会議における情報交換の状況</li> <li>○ 銀行券の製造等についての国際的な水準の維持に係る取組状況</li> </ul> </li> <li>(6) 製品設計力の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次期改刷を見据えた製品設計力の強化に向けた取組状況</li> <li>○ 伝統的な工芸技術の維持・向上に向けた取組状況</li> </ul> </li> </ul>	
<p>評価等</p>	<p>評 定</p> <p style="text-align: center;">A+</p>	<p>(理由・指摘事項等)</p> <p>国内外における銀行券に関する調査については、各国の銀行券製造機関等により構成される各種会議への参画等を通じて、銀行券に関する偽造動向、最新の偽造防止技術等について調査を行った。また、個別調査として、インドネシア、オランダ、デンマーク、欧州の通貨当局等を訪問し、調査、意見交換を行った。</p>

		<p>銀行券の種類、様式等の改善については、目の不自由な人も安心して使用できる工夫として、5千円券の改良を行った。併せて、携帯電話に搭載可能な日本銀行券の券種識別アプリ「言う吉くん」の提供及び券種識別装置の開発を行った。アプリの提供については、今後はサービスの維持管理体制の確立が課題であるが、従来の枠組みを超えた試みとして高く評価する。</p> <p>偽造防止技術の研究については、「研究開発基本計画」に基づき、32件の研究課題等の実施計画を策定し、研究開発に取り組んだ。</p> <p>研究開発の取組みの結果、各分野において合計60件の特許出願を行った。</p> <p>研究開発に関する評価については、研究開発評価委員会において、新規設定する候補課題の事前評価、継続する課題の中間評価及び完了する課題の事後評価を行った。</p> <p>研究管理面では、研究成果の創出状況、研究開発計画に対する進捗状況、目的の達成状況などを定期的に管理し、見直しや再検討を行い、研究開発の質の向上に取り組んだ。</p> <p>国内外の会議や学会等において、合計67件の発表・参画を行った。</p> <p>国内外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定については、アジア・中東・アフリカ地域におけるセキュリティ印刷分野の最新動向について各国通貨当局と意見交換を行い、財務省へ報告した。日銀とともに、環太平洋銀行券製造機関会議へ出席した。銀行券の偽造動向について警察庁等と情報交換を行った。</p> <p>銀行券の信頼の維持等に必要な情報提供については、ホームページ等による情報の提供、博物館での特別展示、工場における広報活動などにより、国民に分かりやすく情報の提供を行ったほか、改良5千円券について、銀行券取扱機器の開発及び動作確認を目的とする企業等に対するサンプル券の閲覧会を開催した。</p> <p>ホームページへのアクセス件数、博物館入場者数は、高水準を維持しているものの、前年度より減少しており、国民との対話の強化に向けての更なる取組みに期待したい。</p> <p>銀行券の製造について国際的な水準を維持するための取組みとして、国際会議への出席及び海外関係当局への訪問、海外関係当局からの視察の受入れ等を行い、国際対応の強化に努めた。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をA+とする。</p>
--	--	--

## 研究開発基本計画（骨子）

国立印刷局は、「独立行政法人国立印刷局の中期計画」に基づき、第3期中期目標期間（平成25年4月1日～平成30年3月31日までの5年間）における研究開発の基本計画を次のように定める。

なお、本計画は銀行券に加え、旅券、印紙その他の製品の研究開発を含めたものである。

### I 基本方針

国立印刷局の研究開発については、①独自の偽造防止技術の維持・向上、②製造工程の効率化、③製紙・印刷技術の高度化を基本とし、これに基づき、銀行券、旅券、印紙その他の製品に関する研究開発を推進する。

なお、研究開発に当たっては、秘密管理、費用対効果及び効率性を勘案し、積極的に取り組むこととする。

### II 研究開発の基本

#### 1 偽造防止技術の開発

銀行券をはじめ、各種セキュリティ製品等の偽造抵抗力を必要とする製品の開発に向け、高度な偽造防止技術の創出及び研究開発に取り組む。

#### 2 製品開発に向けた取組

銀行券、旅券、印紙その他の製品の高機能化、将来の仕様変更等に対応するため、各種セキュリティ製品の特性を踏まえた製品開発に取り組む。

#### 3 効率化・合理化に向けた設備開発

銀行券、旅券等の製造工程全般の効率化・合理化及び製品品質の均質化に寄与する設備開発に取り組む。

#### 4 製紙・印刷技術の高度化

各製造技術の基盤を強化するため、製紙・印刷等の各分野における製造技術を高度化する研究開発に取り組む。

#### 5 環境負荷低減に向けた取組

事業者としての社会的責任を果たすため、環境負荷低減に向けた研究開発に取り組む。

#### 6 上記5項目を支援する基礎的研究を行う。

以上を研究開発の基本とし、これらの取組に対して研究開発評価を実施することで、研究開発の推進や質の向上に努める。

### Ⅲ 主な取組事項

#### 1 偽造防止技術の開発

対人及び対機械行使を対象とした偽造抵抗力の強化を図るため、容易に真偽判別可能な偽造防止技術や新たな機械読取技術などの研究開発を重点的に推進する。併せて、各技術の複合化、効果的な配置などによる偽造防止効果の向上に向けた研究開発に取り組む。

#### 2 製品開発に向けた取組

##### (1) 次期銀行券

次期改刷を見据え、ユニバーサルデザインなどの銀行券の識別容易性、利便性などの機能性に優れた次期銀行券の仕様を検討する。

##### (2) 旅券、印紙その他の製品

###### イ 次世代旅券冊子

国内外における技術動向の調査や関係当局との情報交換を行うとともに、偽変造、改ざん防止技術の高度化に取り組み、次世代旅券冊子の仕様を整理する。

###### ロ 印紙その他の製品

仕様変更等の要請に迅速かつ適切に対応するため、各製品の動向調査や特性を踏まえ、高度な偽造防止技術を施した試作品を作製する。

###### ハ 新規製品

将来の新規製品を抽出し、製品特性に応じた偽造防止技術の選定や製造技術の蓄積を行うなど、製品化に向けた企画・開発に取り組む。

#### 3 効率化・合理化に向けた設備開発

##### (1) 銀行券の設備開発

新たな要素技術を付与可能な製造設備の開発を含め、製造工程全般の効率化・合理化に向けた設備開発を行うとともに、高品質で均質な銀行券の製造を維持するために、高度な品質管理・保証装置の開発を行う。

##### (2) 旅券等の設備開発

旅券等の仕様変更等を想定し、必要となる製造設備の開発に取り組む。

#### 4 製紙・印刷技術の高度化

製紙、印刷、製版などの製造技術の高度化に向けた基礎的研究を強化し、製品品質の安定化に関する研究開発を行うとともに、銀行券の券種判別性の向上に取り組む。

#### 5 環境負荷低減に向けた取組

環境に配慮した諸材料の見出しなど、環境負荷の低減に関する研究開発に取り組む。

#### 6 研究開発評価の実施

第2期中期目標期間に見直した研究開発評価システムを運用し、事前、中間、事後の評価を徹底するとともに、効率的な研究開発の推進や質の向上に努める。

### Ⅳ 第3期中期目標期間の指標

- 1 国内外の会議、学会等での発表・参画を年平均60件以上とする。
- 2 特許の出願件数を年平均60件以上とする。

独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート

大項目： Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置

中項目： 2. 銀行券の製造等

<p>中期目標</p>	<p>(1) 銀行券の製造 印刷局は銀行券の製造について、以下の取組を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 製造体制の合理化、効率化を図るため、投資効果を勘案しつつ高機能設備の導入及び更新等を行い、財務大臣の定める銀行券製造計画を確実に達成すること。</li> <li>② 緊急の場合を含め当初予見し難い製造数量の増減などによる製造計画の変更にも対応できる柔軟で機動的な製造体制を構築すること。</li> <li>③ 効率的に高品質で均質な銀行券を製造すべく製造工程における損率の改善に努めるとともに品質管理を徹底すること。</li> </ul> <p>(注) 損率とは、製紙工程中の投入重量に対する減少重量の比率及び印刷工程中の本紙枚数に対する損紙枚数の比率をいう。</p> <p>(2) 外国政府等の紙幣等製造の受注に向けた取組 印刷局は、偽造防止技術を中心とした製造技術やデザイン力等の維持・向上及び国際協力を図る観点から、新興国等の国づくり支援として、相手国の意向を踏まえ、国内銀行券の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、通貨関係当局等との緊密な連携の下、外国政府等の紙幣等製造及び製造技術協力の実施に向けて取り組むこととし、そのために必要な体制を構築するものとする。</p>
<p>中期計画</p>	<p>(1) 銀行券の製造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 財務大臣の定める製造計画の確実な達成 投資効果を勘案しつつ高機能設備の導入及び更新を行うことにより、製造体制の合理化・効率化を図り、財務大臣の定める銀行券製造計画を確実に達成します。</li> <li>② 柔軟で機動的な製造体制の構築 銀行券の製造に当たっては、緊急の場合を含め当初予見し難い製造数量の増減などによる製造計画の変更に対しても、柔軟で機動的な製造体制を構築することにより対応していきます。</li> <li>③ 高品質で均質な銀行券の製造 銀行券の品質については、国民の信頼を損なうことのないよう徹底した品質管理を行います。 具体的には、新たな品質管理・検査装置の導入等により品質管理を徹底し、引き続き高品質で均質な銀行券の製造に取り組めます。 また、品質管理手法等の活用などを通じて、前中期目標期間(平成15年度を除く。)までの実績平均値を100とした総合損率の相対比率について、本中期目標期間中の実績平均値が製紙・印刷部門とも100以下となるよう損率の低減又は維持に取り組めます。</li> </ul>

	<p>なお、本中期目標期間中において、製紙・印刷部門とも、検査装置の機能向上・拡大設置による検査方法の見直しを予定しています。</p> <p>(2) 外国政府等の紙幣等製造の受注に向けた取組</p> <p>偽造防止技術を中心とした製造技術やデザイン力等の維持・向上及び国際協力を図る観点から、新興国等の国づくり支援として、相手国の意向を踏まえ、国内銀行券の製造等の業務に支障のない範囲内で、通貨関係当局等との緊密な連携の下、外国政府等の紙幣等製造及び製造技術協力の実施に向けて取り組みます。具体的には、平成25年度中に必要な体制を構築し、調査及び情報収集などを行うとともに、外国技術者の研修受入れや専門技術者の育成・派遣などに取り組みます。</p>
<p>(参考) 年度計画</p>	<p>(1) 銀行券の製造</p> <p>① 財務大臣の定める製造計画の確実な達成</p> <p>投資効果を勘案しつつ高機能設備の導入及び更新を行うことにより、製造体制の合理化・効率化を図り、財務大臣の定める銀行券製造計画を確実に達成します。</p> <p>② 柔軟で機動的な製造体制の構築</p> <p>銀行券の製造に当たっては、緊急の場合を含め当初予見し難い製造数量の増減などによる製造計画の変更に対しても、柔軟で機動的な製造体制を構築することにより対応していきます。</p> <p>③ 高品質で均質な銀行券の製造</p> <p>銀行券の品質については、国民の信頼を損なうことのないよう徹底した品質管理を行います。</p> <p>具体的には、品質管理・検査装置の導入・拡大等により品質管理を徹底し、引き続き高品質で均質な銀行券の製造に取り組みます。</p> <p>また、品質管理手法等の活用などを通じて、前中期目標期間(平成15年度を除く。)までの実績平均値を100とした総合損率の相対比率について、本中期目標期間中の実績平均値が製紙・印刷部門とも100以下となるよう損率の低減又は維持に取り組みます。</p> <p>(2) 外国政府等の紙幣等製造の受注に向けた取組</p> <p>偽造防止技術を中心とした製造技術やデザイン力等の維持・向上及び国際協力を図る観点から、新興国等の国づくり支援として、相手国の意向を踏まえ、国内銀行券の製造等の業務に支障のない範囲内で、通貨関係当局等との緊密な連携の下、外国政府等の紙幣等製造及び製造技術協力の実施に向けて取り組みます。平成25年度においては、専門部署を設置し、調査及び情報収集などに取り組みます。</p>

業務の実績

(1) 銀行券の製造

① 財務大臣の定める製造計画の確実な達成

高性能な銀行券印刷機に更新し生産性の向上を図るなど、製造体制の効率化を進めるとともに、製造工程ごとの進捗状況を管理し、財務大臣の定める製造計画（31.5億枚）を達成した。

また、5千円券に黒色で印刷されていた記号及び番号は、平成25年財務省告示第374号に基づき、色を褐色（暗い黄赤）に変更して製造した（変更後の銀行券は平成26年5月12日から発行）。

② 柔軟で機動的な製造体制の構築

平成25年度においても柔軟で機動的な製造体制を維持するため、製紙部門における長期連続操業による機械稼働、印刷部門及び貼付部門における二交替勤務体制による機械稼働並びに検査仕上部門における昼連続稼働を継続した。

③ 高品質で均質な銀行券の製造

銀行券の品質については、徹底した品質管理を行うとともに、品質の更なる安定化を図るため、品質管理打合せ会、各種品質管理に関する研修などを通じて、品質管理手法に関する知識の習得やスキルアップに引き続き取り組んだ。

印刷工程においては、老朽化及びメーカー撤退した検査装置の更新機の開発、導入を図った。また、製紙工程においては、検査装置の検査精度の向上に向けた取組を実施した。

改良5千円券については、改良されたホログラム（透明層の拡大及び形状変更）の安定した貼付条件を見出すとともに、各種検査装置に与える影響の調査結果を踏まえた対応を図り、製造を開始した。

前中期目標期間（平成15年度を除く。）までの実績平均値に対する総合損率の相対比率については、平成25年度は、製紙部門は91、印刷部門は76となった。

区分	25年度実績	目標
製紙部門	91	100以下
印刷部門	76	100以下

(2) 外国政府等の紙幣等製造の受注に向けた取組

イ 必要な体制の構築

外国政府等の紙幣等製造及び製造技術協力の実施に向けた取組を推進するに当たり、通貨関係当局等との緊密な連携を図るとともに、国立印刷局全体が機動的に対応するための体制整備として、国際業務グループを本局総務部から経営企画部に移管した（4月）。

ロ 調査・情報収集

平成25年度は、海外の銀行券発行機関のニーズを探求するとともに、国立印刷局が外国銀行券を製造する意思があることを伝え、応札するために必要な入札実施状況等に係る情報収集を行うため、主にアジア地域の国々を訪問した（モンゴル、



	<p>ブータン、パラオ、ブルネイ及びシンガポール)。  また、通貨会議等の国際会議の場を活用して、中央銀行等の参加者から情報収集を行った。  これらの活動を通じて、海外機関のニーズの把握及び国立印刷局から提供可能な製品をもって対応できるかどうか等について検討を行った。</p> <p>ハ 製造技術協力の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インドネシア銀行、インドネシア政府証券印刷造幣公社等を訪問し、インドネシアにおけるデノミ実施計画の状況を調査するとともに、銀行券の製造や管理に係る協力の可能性等について意見交換を行った（5月）。</li> <li>・ インドネシア政府証券印刷造幣公社からの工場視察を受け入れるとともに、国立印刷局における銀行券の製造や管理に係る説明及び意見交換を行った（9月・平成26年2月）。</li> <li>・ ベトナム国家銀行からの技術支援の協力要請に基づき、財務省と合同でベトナム国家銀行を訪問し、ベトナム国家銀行印刷所の新工場建設に当たっての方向性や今後の具体的な支援内容等の調査及び意見交換を行った（6月）。</li> <li>・ ベトナム国家銀行職員に対して、JICAの協力の下、生産管理に係る短期受入研修（12月）及びインキ製造に係る短期受入研修（平成26年3月）を実施した。</li> </ul>	
<p>評価の指標</p>	<p>(1) 銀行券の製造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 財務大臣の定める製造計画の確実な達成 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 銀行券製造計画の達成の状況</li> </ul> </li> <li>② 柔軟で機動的な製造体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当初予見し難い製造数量の増減などによる製造計画の変更への対応状況</li> </ul> </li> <li>③ 高品質で均質な銀行券の製造 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 品質管理の状況</li> <li>○ 銀行券の損率の低減又は維持の状況</li> <li>○ 検査方法の見直し状況</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 外国政府等の紙幣等製造の受注に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な体制の構築の状況</li> <li>○ 調査・情報収集の状況</li> <li>○ 外国技術者の研修受入・専門技術者の育成派遣状況</li> </ul>	
<p>評価等</p>	<p>評定</p> <p>A</p>	<p>(理由・指摘事項等)</p> <p>銀行券の製造については、印刷機を更新し生産性の向上を図るなど製造体制の効率化を進めるとともに、長期連続操業や二交替勤務体制、昼連続稼働により、柔軟で機動的な製造体制を維持し、財務大臣の定める製造計画（31.5億枚）を達成した。</p> <p>銀行券の製造に当たっては、徹底した品質管理を行い、高品質で均質な製造</p>

	<p>をした。</p> <p>また、銀行券の損率については、前中期目標期間までの実績平均値に対し、製紙部門は 91、印刷部門は 76 となり、目標の範囲内の数値となった。</p> <p>外国政府等の紙幣等製造及び製造技術協力の実施に向けた取組みを推進するに当たり、通貨関係当局等との緊密な連携を図るとともに、国際業務グループを本局総務部から経営企画部に移管した。</p> <p>海外の銀行券発行機関のニーズや応札に必要な入札実施状況等について情報収集を行うとともに、国立印刷局から提供可能な製品について検討を行った。</p> <p>また、インドネシア政府証券印刷造幣公社、ベトナム国家銀行等との意見交換や工場視察、短期研修の受入れを行った。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>
--	--

## 独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート

大項目： Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置

中項目： 3. 旅券、印紙等の製造等

中期目標	銀行券以外のセキュリティ製品についても、製品ごとの特性を踏まえ、「2. 銀行券の製造等」と同様の取組を行うものとする。
中期計画	<p>偽造抵抗力を必要とする銀行券以外のセキュリティ製品については、偽造防止技術の開発の推進と情報管理の徹底を図るとともに、高品質を保持しつつ、安定的かつ確実な製造を行います。</p> <p>製造に当たっては、受注環境の変化に応じて製造体制の合理化・効率化を図り、コストの抑制に取り組めます。</p> <p>また、旅券については、平成25年度以降に発給が開始される次期旅券を確実に製造するとともに、将来の旅券の開発に向けて、国内外における技術動向の調査や関係当局との情報交換を行い、偽変造・改ざん防止技術の高度化、製造設備に関する研究開発に取り組めます。</p> <p>その他セキュリティ製品についても、各製品の特性を踏まえ、受注動向や社会環境の変化を迅速に捉えて製品の受注に取り組むとともに、仕様変更の要請等に迅速かつ適切に対応していきます。</p>
(参考) 年度計画	<p>偽造抵抗力を必要とする銀行券以外のセキュリティ製品については、偽造防止技術の開発の推進と情報管理の徹底を図るとともに、高品質を保持しつつ、安定的かつ確実な製造を行います。</p> <p>製造に当たっては、作業者の多能化の推進、工場間の製品交流等を実施するとともに、受注環境の変化に応じて製造体制の合理化・効率化を図り、コストの抑制に取り組めます。</p> <p>また、旅券については、平成25年度に次期旅券が発給されることから、現行旅券及び次期旅券を確実に製造するとともに、将来の旅券の開発に向けて、国内外における技術動向の調査や関係当局との情報交換を行い、偽変造・改ざん防止技術の高度化に向けた研究開発に取り組めます。</p> <p>その他セキュリティ製品についても、各製品の特性を踏まえ、受注動向や社会環境の変化を迅速に捉えて製品の受注に取り組むとともに、仕様変更の要請等に迅速かつ適切に対応するため、各製品の動向調査や特性を踏まえ、高度な偽造防止技術を施した試作品の作製に取り組めます。</p>
業務の実績	<p>イ 偽造防止技術の開発の推進と情報管理の徹底</p> <p>偽造抵抗力を必要とする銀行券以外のセキュリティ製品については、顧客ニーズを踏まえた上で計画的に偽造防止技術の開発に取り組んだ。また、情報管理については、各機関の秘密管理者等を対象に研修を実施し徹底を図った(9月)。</p>

#### ロ 製造体制の合理化・効率化

旅券の製造に当たっては、製品の需要に対応するため、引き続き二交替勤務体制を継続した。また、多能化の推進による部門間の人員交流等を行い、コストの抑制に努めるとともに製造の効率化・省力化に向け、機械の更新を行い、旅券、印紙等の安定的かつ確実な製造を行った。

#### ハ 旅券の製造及び研究開発

新旅券の製造に当たっては、旧旅券の的確な終結処理を行いつつ、新旅券へのスムーズな製造切替えを行い、新たに採用した偽変造・改ざん防止技術等について品質管理・品質保証を確実に行うとともに、安定的かつ確実な製造を行った。

将来の旅券の開発に向けて、国内外における技術動向調査を行うとともに、関係当局と情報交換を行った。また、将来の旅券の仕様の検討に向けて、偽変造・改ざん防止技術を高度化した旅券冊子の基本構成案を整理し、その有効性を評価した。さらに、基本構成案を基に試作品を作製した。

- ・ 将来の旅券の仕様を検討するため、外務省・法務省・国立印刷局による情報交換・意見交換を行った（11月～平成26年2月）。
- ・ 国際民間航空機関（ICAO）（注1）の新技术作業部会（NTWG）（注2）（ドイツ）に参画し、関係当局と将来のIC旅券に搭載すべきIC機能などについて意見交換を行った（10月）。
- ・ ICAOが主催するシンポジウム（カナダ）に参画し、IC旅券に関する基本方針や将来展望などについて情報収集等を行うとともに、カナディアンバンクノート社を訪問し、カナダ新旅券冊子に係る調査・意見交換を行った（10月）。
- ・ カルテス（CARTES）（注3）（フランス）に参加し、旅券冊子に関する海外の最新技術や今後の動向について調査するとともに、関係者との意見交換を行った（11月）。
- ・ 関係当局等と最近の偽造防止技術や外国旅券の偽造事例に関する意見交換を行った（6月・平成26年1月）。

（注1）国際民間航空機関（ICAO）

国際民間航空条約に基づき設立された国連の専門機関で、旅券に関する国際標準策定などが行われている。

（注2）新技术作業部会（NTWG）

旅券におけるICチップや生体認証技術等の新技术の応用及び国際標準の検討などが行われている。

（注3）カルテス（CARTES）

約450社が参加するICカードとデジタル・セキュリティ技術を展示する国際的展示会。

#### ニ その他セキュリティ製品

その他のセキュリティ製品については、顧客の要望事項や仕様変更を想定した試作品の作製、製造条件の整理に取り組むとともに、一部の試作品については、顧客へプレゼ

	<p>ンテーションを行った。製品の仕様変更等への対応として、普通切手や自動車重量税印紙の仕様変更については、顧客の要望に応え新たな仕様の製品を製造し、納入を開始した。</p> <p>また、ICカードを含むセキュリティ製品について、ドイツ連邦印刷局を訪問し、各種調査及び意見交換を行うとともに、市場調査及びサンプル作製を行った（7月）。</p>	
<p>評価の指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 偽造防止技術に関する開発の推進状況及び情報の管理状況</li> <li>○ 安定的かつ確実な製造の状況</li> <li>○ 製造体制の合理化・効率化に向けた取組状況</li> <li>○ 次期旅券の確実な製造の状況</li> <li>○ 旅券の技術動向調査・関係当局との情報交換の状況</li> <li>○ 旅券に係る研究開発の取組状況</li> <li>○ その他セキュリティ製品に関する製品受注への取組状況及び仕様変更等への対応状況</li> </ul>	
<p>評価等</p>	<p>評 定</p> <p style="text-align: center;">A</p>	<p>（理由・指摘事項等）</p> <p>旅券の製造については、二交替勤務体制の継続、部門間の人員交流等による多能工化の推進、製造の効率化に向けた機械の更新を行い、安定的かつ確実な製造を実施した。</p> <p>新旅券の製造に当たっては、新たな偽変造・改ざん防止技術等について品質管理・品質保証を確実にを行い、安定的な製造を確保することにより、旧券から新旅券へのスムーズな製造切替えを行った。</p> <p>将来の旅券の開発に向けて、国内外における技術動向調査や関係当局と情報交換を行った。また、将来の旅券の仕様の検討に向けて、偽変造・改ざん防止技術を高度化した旅券冊子の基本構成案を整理し、試作品を作製した。</p> <p>その他のセキュリティ製品については、顧客の要望事項や仕様変更を想定した試作品の作製等に取り組んだ。また、普通切手や自動車重量税印紙については、顧客の要望に応え、新たな仕様の製品を製造し納入した。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>

## 独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート

大項目： Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置

中項目： 4. 官報、法令全書等の提供等

中期目標	<p>印刷局は、公共上の見地から必要とされる官報に掲載される情報等について、行政情報の電子化等の流れも踏まえ、より効率的かつ効果的な国民への提供の在り方を検討するものとする。</p> <p>なお、製造等にあたっては、情報管理を徹底するとともに、各官庁が円滑に政策を実行できるよう、その要請への柔軟な対応に努めるほか、官報原稿の電子入稿の推進及び訂正記事箇所数の引下げに努めるものとする。</p>
中期計画	<p>官報、法令全書、国会用製品等については、各官庁が円滑に政策を実行できるよう、官報等の公開前情報について、情報セキュリティ・マネジメント・システム（ISMS）の運用・認証の継続を行うこと等により情報管理を徹底しつつ、国の要請に柔軟に対応し、迅速かつ確実な製造を行います。</p> <p>なお、国内外の緊急時や大地震の発生等における緊急官報の製造・発行について、迅速かつ確実に行うとともに、国会用製品等の製造についても、緊急の要請に適切かつ確実に対応できる体制を確保します。</p> <p>官報については、内閣府と連携し、官報の電子的手段による提供の推進として、インターネット版官報における法律、政令等の公開期間を拡大するなどの取組を行います。</p> <p>また、引き続き、関係省庁等に対し更なる電子入稿の協力要請を行うなど、訂正記事箇所数の削減に取り組み、訂正記事箇所数が、前中期目標期間までの実績平均値（100ページ当たり）を100とした相対比率について、本中期目標期間中の実績平均値が100以下となるよう取り組みます。</p> <p>注）ISMS（情報セキュリティ・マネジメント・システム） 情報の流出・紛失を防ぎ、適切に管理するために構築する総括的な枠組み（日本情報経済社会推進協会が認定）。</p>
（参考） 年度計画	<p>官報、法令全書、国会用製品等については、各官庁が円滑に政策を実行できるよう、その要請に柔軟に対応するとともに、情報セキュリティ・マネジメント・システム（ISMS）や製品の取扱規程に基づく情報管理及び官報の製造等に従事する職員へのインサイダー取引の発生防止に向けた教育を行うなど、情報管理を徹底しつつ、迅速かつ確実な製造を行います。</p> <p>なお、国内外の緊急時や大地震の発生等における迅速かつ確実な緊急官報の製造・発行のために、内閣府と連携した緊急官報製造訓練の実施等、非常時対応を想定した作業体制の確保に努めるとともに、国会用製品等の製造についても、緊急の要請に適切かつ確実に対応できる体制を確保します。</p> <p>官報については、内閣府と連携し、官報の電子的手段による提供の推進として、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の決定であるインターネット版官報における法律、政令等の公開期間の拡大及び個人情報に配慮した公開方法について、平成25年度末までに</p>

	<p>検討を行い実施します。</p> <p>また、引き続き、訂正記事箇所数の削減に努め、訂正記事箇所数が、前中期目標期間までの実績平均値（100ページ当たり）を100とした相対比率について、平成25年度の実績値が100以下となるよう取り組みます。そのために政府共通ネットワークを活用した電子入稿について、関係省庁等の利用を促進するとともに、更なる利用拡大に向けてシステムの利便性の向上を検討します。</p> <p>注）ISMS（情報セキュリティ・マネジメント・システム） 情報の流出・紛失を防ぎ、適切に管理するために構築する総括的な枠組み（日本情報経済社会推進協会が認定）。</p>
<p>業務の実績</p>	<p>イ 情報管理の徹底</p> <p>官報公開前情報に関する秘密情報の管理については、情報管理の徹底を図るため、情報セキュリティ・マネジメント・システム（ISMS）の運用・認証の継続を進めるとともに、関係職員を対象として配転時及び年度始めに情報製品事業におけるインサイダー情報管理について周知及び再確認を行った（4月）。また、インサイダー取引規制に関する研修を実施した（5月）。</p> <p>官報公告を取り扱う官報販売所及び官報公告取次店に対して、官報公告研修会等の機会を利用し、官報公告の掲載前情報の厳正な取扱いを要請した（5月・7月・10月）。</p> <p>ロ 迅速かつ確実な製造</p> <p>（イ）緊急官報の発行実績</p> <p>特別号外（通常発行以外の官報号外）の製造実績は24件あり、そのうち、緊急官報（原稿入稿日に発行・掲示が求められた特別号外）は9件であった。</p> <p>（ロ）緊急官報の製造訓練</p> <p>緊急時や大地震の発生時においても、迅速かつ確実に緊急官報の製造・発行・掲示を行うため、政府の「平成25年度防災の日総合防災訓練」の中で、内閣府、虎の門工場（国会分工場、編集分室を含む。）及び東京都官報販売所が連携し、官報特別号外（緊急官報）「緊急災害対策本部の設置（南海トラフ地震）」、「災害緊急事態の布告」及び「災害緊急事態対処基本方針」の製造訓練を実施した（9月）。</p> <p>また、原子力災害対策本部の設置を想定した官報特別号外（緊急官報）の製造訓練を実施した（平成26年3月）。</p> <p>（ハ）編集分室における官報の製造訓練</p> <p>官報製造のバックアップ機能を有するさいたま編集分室においては、毎月実施している編集分室内緊急官報製造訓練のほか、虎の門工場からメインシステムを切り替え、入稿から印刷まで一貫した製造を行う官報製造訓練を実施した（5月・6月・9月・11月・平成26年1月・平成26年2月）。</p> <p>（ニ）国会用製品等の製造体制</p> <p>予算書などの国会用製品等については、発注者からの要請に迅速に対応できるよう体制を確保するとともに、確実に製造を行った。</p>

ハ 官報の電子的手段による提供の推進

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）により決定された「インターネット官報の無料公開」（公開期間の拡大）の対処方針（平成23年8月）を受け、法律、政令等については、従来の直近30日間分に加え、平成15年7月15日以降の提供を開始した（平成26年3月）。

また、インターネット版官報の公開期間拡大に合わせ、告示、公告等については、個人情報に配慮し、直近30日分の画像データを公開するよう対応を図った。

ニ 訂正記事箇所数の削減

官報の訂正記事箇所数の削減を目的に、関係部門間による情報連絡会を毎月開催し、正誤発生の原因分析、再発防止策を検討するとともに、部門相互の情報共有を図った。

これらの取組により、訂正記事箇所数が、第1期・第2期の実績平均値（100ページ当たり）を100とした相対比率について、平成25年度実績は、70（訂正記事箇所数：0.30）となった。

区 分	25年度実績	目 標
官報訂正記事箇所数	0.30	0.43
相対比率	70	100

電子入稿の促進及び円滑な運用を図るため、総務省行政管理局が主催する研修会において、官報原稿送付書作成ツール（注）の操作方法等について説明した（4月・10月）。

なお、官報原稿送付書作成ツール利用省庁等のうち、公正取引委員会が、「政府調達公告受付機能」（平成24年度追加機能）の活用を新たに開始した（4月）。

（参考）官報原稿送付書作成ツール利用省庁等

衆議院、国立国会図書館、内閣法制局、公正取引委員会、公害等調整委員会、文部科学省、気象庁、経済産業省、会計検査院

（注）官報原稿送付書作成ツール

省庁間電子文書交換システムを使用して、政府共通ネットワーク経由で官報原稿（公文、官庁公告、政府調達公告）の複数案件を一括して入稿する機能を有するツール。

評価の指標

- 情報管理の徹底状況
- 迅速かつ確実な製造の状況
- 緊急時の要請に迅速かつ確実に対応できる体制の確保状況
- 官報の電子的手段による提供の推進への取組状況
- 訂正記事箇所数の削減への取組状況

評価等

評 定

A

（理由・指摘事項等）

官報公開前情報に関する秘密情報については、情報セキュリティ・マネジメント・システムの運用・認証の継続を進めるとともに、研修等を実施し、情報管理の徹底を図った。また、官報公告を取り扱う官報販売所及び官報公告取次店に対して、官報公告の掲載前情報の厳正な取扱いを要請した。



		<p>緊急官報の発行実績は、特別号外 24 件のうち 9 件であった。緊急時や大地震の発生時においても、迅速かつ確実に緊急官報の製造等を行うため、各機関において製造訓練を実施した。</p> <p>インターネット版官報については、個人情報にも配慮しつつ、公開対象期間を拡大した。</p> <p>官報の訂正記事箇所数の削減のため、正誤発生の原因分析、再発防止策を検討し、部門相互の情報共有を図った結果、25 年度の訂正記事箇所数は 0.30 (100 ページ当たり) となり目標 (0.43) を達成した。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定を A とする。</p>
--	--	---

## 独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート

大項目： Ⅲ. 予算、収支計画、資金計画

中項目： 1. 平成25年度～平成29年度予算、 2. 平成25年度～平成29年度収支計画、

3. 平成25年度～平成29年度資金計画

中期目標	<p>印刷局は、標準原価計算方式による原価管理について、差異分析結果を適切に反映させるなど、収支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効率化に努め、本中期目標期間内についても採算性の確保を図るものとする。</p> <p>また、事業全体について、上記「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」で設定する指標を用いて、本中期目標期間の具体的な目標を設定し、その確実な実施に努めるものとする。</p> <p>これらを通じて、経営環境の変化等で銀行券等の製造数量が急速に落ち込んだ場合などにおいても、円滑な業務運営が行えるよう財務体質の強化を図るものとする。</p> <p>さらに、財務内容について、引き続き、偽造防止上の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、でき得る限り民間企業で行われているものと同等の内容の情報開示を行うものとする。</p>
中期計画	<p>業務運営の効率化に関する目標を踏まえた中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成します。</p> <p>業務の効率化を進め、事業別管理を行うことにより、事業別の収支を的確に把握し、採算性の確保を図ります。</p> <p>また、事業全体についての経営指標として「経常収支率」を選定し、また、新たに更なる効率化を表わす指標として「売上高販管費率」を選定することにより、本中期目標期間中、経営環境の変化等で銀行券等の製造数量が急速に落ち込んだ場合にも十分対応できる健全な財務内容の維持・改善に取り組めます（Ⅰ. 1. (1) 「経費削減に向けた取組」参照）。</p> <p>さらに、財務内容について、偽造防止上の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、民間企業で行われているものと同等の内容の情報開示を行います。</p> <p>本中期目標期間の予算、収支計画、資金計画は、以下のとおりです。</p> <p>なお、人件費は、退職手当等を含んでおり、このうち、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する費用として、本中期目標期間中総額138,488百万円の支出を見込んでいます。</p>

1. 平成25年度～平成29年度予算

平成25年度～平成29年度予算

区 分	金額（百万円）
収入	
業務収入	347,571
その他収入	3,718
計	351,289
支出	
業務支出	288,595
人件費支出	191,392
原材料支出	29,424
その他業務支出	67,779
施設整備費	67,761
計	356,356

注1) 上記の金額は以下の条件に基づき試算したものであり、中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合には、変動することがあります（収支計画及び資金計画についても同様です。）。

○ 事業収入として、銀行券は平成25年度以降31.5億枚の製造量を前提にした計数により見込んでいます。

○ 人件費のベースアップ伸び率を年0%で試算しています。

注2) 施設整備費は、生産関連設備、庁舎などの固定資産支出額です。

注3) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収入及び支出は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する施設整備費等は、計上しています。

注4) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

2. 平成25年度～平成29年度収支計画

平成25年度～平成29年度収支計画

区 分	金額（百万円）
収益の部	
売上高	331,020
営業外収益	2,175
特別利益	0
計	333,195
費用の部	
売上原価	267,146
販売費及び一般管理費	41,886
営業外費用	1,199
特別損失	1,791
計	312,022
当期純利益	21,173
目的積立金取崩額	0
当期総利益	21,173

注1) 平成26年度予定の年金財政再計算に伴い、整理資源に係る退職給付債務額の見直しを行うため費用の金額を変更する場合があります。

なお、整理資源とは、現在支給されている共済年金のうち、昭和34年10月前の恩給期間を有する者に支給される年金に係る負担をいいます。

注2) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

注3) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収益及び費用は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する費用は、計上しています。

注4) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

3. 平成25年度～平成29年度資金計画

平成25年度～平成29年度資金計画

区 分	金額（百万円）
資金収入	851,957
業務活動による収入	350,005
業務収入	331,085
その他収入	18,920
投資活動による収入	501,122
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	830
資金支出	851,076
業務活動による支出	304,048
原材料支出	28,041
人件費支出	192,125
その他支出	83,882
投資活動による支出	545,599
財務活動による支出	1,429
次期中期目標期間への繰越金	881

注1) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収入及び支出は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する施設整備費等及び東京病院の建物の移譲に係る国庫納付額は、計上しています。

注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

(参考)  
年度計画

業務運営の効率化に関する目標を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成します。業務の効率化を進め、事業別管理を行うことにより、事業別の収支を的確に把握し、採算性の確保を図ります。

また、事業全体の適切な経営指標として選定した「経常収支率」及び「売上高販管費率（研究開発費を除く。）」について、中期計画に定めた目標を達成するよう取り組み、財務体質の強化と管理運営の効率化を図ります（I. 1. (1)「経費削減に向けた取組」参照）。

さらに、財務内容について、偽造防止上の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、民間企業で行われているものと同等の内容の情報開示を行います。

平成25年度の予算、収支計画、資金計画は、以下のとおりです。

1. 平成25年度予算

平成25年度予算

区 分	金額(百万円)
収入	
業務収入	68,662
その他収入	2,060
計	70,722
支出	
業務支出	57,162
人件費支出	37,693
原材料支出	5,757
その他業務支出	13,712
施設整備費	17,000
計	74,162

注1) 上記の金額は以下の条件に基づき試算したものです。(収支計画及び資金計画についても同様です。)

○事業収入として、銀行券は、31.5億枚の製造量を前提にした計数により見込んでいます。

○人件費のベースアップ伸び率を年0%で試算しています。

注2) 施設整備費は、生産関連設備、庁舎などの固定資産支出額です。

注3) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収入及び支出は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する施設整備費等は、計上しています。

注4) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

## 2. 平成25年度収支計画

平成25年度収支計画

区 分	金額（百万円）
収益の部	
売上高	65,392
営業外収益	529
特別利益	0
計	65,921
費用の部	
売上原価	50,610
販売費及び一般管理費	8,758
営業外費用	242
特別損失	318
計	59,928
当期純利益	5,993
目的積立金取崩額	0
当期総利益	5,993

注1) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

注2) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収益及び費用は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する費用は、計上しています。

注3) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

3. 平成25年度資金計画

平成25年度資金計画

区 分	金額（百万円）
資金収入	179,786
業務活動による収入	69,458
業務収入	65,457
その他収入	4,001
投資活動による収入	109,498
財務活動による収入	0
前期よりの繰越金	830
資金支出	178,895
業務活動による支出	69,494
原材料支出	5,502
人件費支出	37,524
その他支出	26,468
投資活動による支出	107,972
財務活動による支出	1,429
翌年度への繰越金	891

注1) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収入及び支出は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する施設整備費等及び東京病院の建物の移譲に係る国庫納付額は、計上しています。

注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

業務の実績

イ 部門別収支

統合業務システム（ERP）による出荷情報や原価情報などを基に、セキュリティ製品事業と情報製品事業の事業別に収支を把握した。

平成25年度においては、事業別の営業収支率（注）は、セキュリティ製品事業が約110%、情報製品事業が約133%となった。

（注）営業収支率＝売上高÷営業費用×100

事業別の営業収支率は、財務諸表のセグメント情報を基に、法人共通の営業費用を各事業の売上高比で配賦した場合の参考値である。



(参考) 平成25年度事業別営業収支率

[単位：百万円]

区 分	セキュリティ 製品事業	情報製品事業	合 計
売上高	55,792	10,504	66,296
営業費用	50,583	7,904	58,487
売上原価	43,836	6,349	50,185
販売費及び一般管理費 (事業別)	1,920	646	2,567
販売費及び一般管理費 (法人共通)	4,827	909	5,736
営業利益	5,209	2,600	7,808
営業収支率 (%)	110%	133%	113%

(注) 各欄積算の合計の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

ロ 民間企業と同等の財務内容の情報開示状況

損益計算書の当期製品製造原価の内容を記載した「製造原価明細書」を財務諸表に添付するなど、民間企業と同等の財務内容を公表しているほか、事業報告書に、財務諸表の概況や事業別収支、損益の発生要因等を分かりやすく記載し、公表している。

平成24年度の財務諸表については、平成25年6月25日に財務大臣の承認を受け、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第4項の規定に基づき、官報（8月6日）及び国立印刷局ホームページ（7月3日）により公表するとともに、閲覧に供するため、本局に備え置いた。

平成25年度の予算、収支計画、資金計画に対する実績については、以下のとおりである。

1 平成25年度予算及び決算

平成25年度予算及び決算

[単位：百万円]

区 分	予算額	決算額
収入		
業務収入	68,662	69,610
その他収入	2,060	1,998
計	70,722	71,608
支出		
業務支出	57,162	57,107
人件費支出	37,693	37,355
原材料支出	5,757	6,833
その他業務支出	13,712	12,919
施設整備費	17,000	14,068
計	74,162	71,175

(注) 各欄積算と合計の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

人件費支出は、退職手当等を含んでおり、このうち、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する費用の実績は、26,493百万円であった。

## 2 平成25年度収支計画及び実績

平成25年度収支計画及び実績 [単位：百万円]

区 分	計画額	実績額
収益の部		
売上高	65,392	66,296
営業外収益	529	581
特別利益	0	5
計	65,921	66,881
費用の部		
売上原価	50,610	50,185
販売費及び一般管理費	8,758	8,302
営業外費用	242	293
特別損失	318	972
計	59,928	59,752
当期純利益	5,993	7,129
目的積立金取崩額	0	0
当期総利益	5,993	7,129

(注) 各欄積算と合計の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

国立印刷局は、運営費交付金等の受領を前提としない独立採算を基本とした業務運営を行っており、経費全般の削減等に努めた結果、平成25年度の当期純利益は7,129百万円となった。

平成25年度に生じた利益については、全額通常の積立金として整理した。  
なお、中期目標期間終了時に積立金がある場合、法令に従い国庫納付する。

3 平成25年度資金計画及び実績

平成25年度資金計画及び実績

[単位：百万円]

区 分	計画額	実績額
資金収入	179,786	198,155
業務活動による収入	69,458	70,259
業務収入	65,457	66,321
その他収入	4,001	3,938
投資活動による収入	109,498	127,087
財務活動による収入	0	0
前期よりの繰越金	830	810
資金支出	178,895	197,524
業務活動による支出	69,494	69,633
原材料支出	5,502	6,546
人件費支出	37,524	37,113
その他支出	26,468	25,974
投資活動による支出	107,972	126,383
財務活動による支出	1,429	1,508
翌年度への繰越金	891	631

(注) 各欄積算と合計の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

評価の指標

- 事業別管理と収支の的確な把握の状況
- 事業別営業収支率
- 民間企業と同等の財務内容の情報開示状況

評価等

評 定

A

(理由・指摘事項等)

ERPによる出荷情報や原価情報などに基づき、セキュリティ製品事業と情報製品事業の事業別に収支を把握した。平成25年度においては、事業別の営業収支率は、セキュリティ製品事業が110%、情報製品事業が133%となり年度目標である100%以上を達成した。なお、財務内容については、民間企業と同等の内容の情報開示を引き続き実施した。

以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。

独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート

大項目： IV. 短期借入金の限度額

中期目標	—	
中期計画	<p>予見し難い事由により緊急に短期借入する限度額は、200億円とします。  注) 限度額の考え方  事業運営に必要な運転資金額として年間売上高の3か月分を見込んでいます。</p>	
(参考) 年度計画	<p>予見し難い事由により緊急に短期借入する限度額は、200億円とします。</p>	
業務の実績	<p>短期借入れの実績はなかった。</p>	
評価の指標	<p>○ 短期借入れの状況  ※ 実績がない場合は、評価しない。</p>	
評価等	評定	(理由・指摘事項等)
	該当なし	

## 独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート

大項目： V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

中期目標	—
中期計画	<p>以下の保有資産について、不要財産として処分を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 札幌政府刊行物サービス・センター、仙台政府刊行物サービス・センター、名古屋政府刊行物サービス・センター、大阪政府刊行物サービス・センター、広島政府刊行物サービス・センター、福岡政府刊行物サービス・センター及び沖縄政府刊行物サービス・センターの建物等については、平成25年度中に現物を国庫納付します。</li> <li>・ 霞が関政府刊行物サービス・センター及び大手町政府刊行物サービス・センターについては、平成26年度末までに現物を国庫納付します。</li> <li>・ 前中期目標期間に移譲することとした東京病院の敷地については、平成25年度中に速やかに現物を国庫納付します。また、建物等の譲渡収入については、国庫納付までの間に発生する敷地貸付料収入を含め、平成25年度中に速やかに国庫納付します。</li> <li>・ 旧日原倉庫の建物等については、平成25年度中に売却し、その譲渡収入を国庫納付します。</li> </ul>
(参考) 年度計画	<p>平成25年度においては、以下の保有資産について、不要財産として処分を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 札幌政府刊行物サービス・センター、仙台政府刊行物サービス・センター、名古屋政府刊行物サービス・センター、大阪政府刊行物サービス・センター、広島政府刊行物サービス・センター、福岡政府刊行物サービス・センター及び沖縄政府刊行物サービス・センターの建物等については、現物を国庫納付します。</li> <li>・ 前中期目標期間に移譲することとした東京病院の敷地については、速やかに現物を国庫納付します。また、建物等の譲渡収入については、国庫納付までの間に発生する敷地貸付料収入を含め、速やかに国庫納付します。</li> <li>・ 旧日原倉庫の建物等については、売却し、その譲渡収入を国庫納付します。</li> </ul>
業務の実績	<p>組織の見直し及び保有資産の見直しにより不要財産の処分を積極的に進め、現物（14,379百万円）及び譲渡収入（1,508百万円）を国庫納付し、国の財政に貢献した。</p>

1 現物納付（14,379百万円）

（1）政府刊行物サービス・センター

平成24年度に廃止した全国10か所の政府刊行物サービス・センターの建物等について、平成25年度に全て現物での国庫納付を完了した（賃借していた金沢政府刊行物サービス・センターを除く。）。

イ 札幌、大阪、福岡及び沖縄の各政府刊行物サービス・センター

- ・ 帳簿価額 150百万円
- ・ 国庫納付日 平成25年 5月31日

ロ 仙台、名古屋及び広島各政府刊行物サービス・センター

- ・ 帳簿価額 27百万円
- ・ 国庫納付日 平成25年 6月10日

ハ 霞が関及び大手町の各政府刊行物サービス・センター

- ・ 帳簿価額 10,845百万円
- ・ 国庫納付日 平成26年 3月13日

（2）東京病院

東京病院の建物等の譲渡に当たり相手先に対し事業用定期借地権を設定した当該敷地について、現物を国庫納付した（当該建物等の譲渡収入等の国庫納付については、次項を参照）。

- ・ 帳簿価額 3,357百万円
- ・ 国庫納付日 平成25年 6月20日

2 金銭納付（1,508百万円）

（1）東京病院

東京病院の建物等については、一般競争入札（公募）により有償譲渡し、当該譲渡収入及び譲渡日から国庫納付日までの間に発生した敷地貸付料収入を国庫納付した。

- ・ 譲渡先 社会医療法人社団正志会
- ・ 譲渡認可日 平成24年10月 3日
- ・ 入札実施日 平成24年11月28日
- ・ 契約締結日 平成24年12月 5日
- ・ 譲渡日 平成25年 4月 1日
- ・ 国庫納付日 平成25年 6月28日

（2）旧日原倉庫

平成24年度に廃止した旧日原倉庫の建物等については、賃貸借契約を締結していた当該敷地の所有者に有償譲渡し、譲渡収入を国庫納付した。

- ・ 譲渡先 西いわみ農業協同組合
- ・ 譲渡通知日 平成25年 5月27日
- ・ 契約締結日 平成25年 5月31日
- ・ 譲渡日 平成25年 6月 4日
- ・ 国庫納付日 平成25年 6月28日

	<p>(3) 小田原工場（一部）</p> <p>平成23年度末に小田原市へ有償譲渡した保育園については、5年間の分納の一部として同市から受領した譲渡収入（土地の売却代金の5分の1の金額及び利息）を、財務大臣からの不要財産の譲渡に係る国庫納付額等の通知に基づき国庫納付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国庫納付額等通知日 平成25年 5月24日</li> <li>・ 国庫納付日 平成25年 6月20日</li> </ul>	
<p>評価の指標</p>	<p>○ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分の状況</p> <p>※ 実績がない場合は、評価しない。</p>	
<p>評価等</p>	<p>評 定</p> <p>○</p>	<p>（理由・指摘事項等）</p> <p>政府刊行物サービス・センター及び東京病院の敷地の現物を国庫納付するとともに、東京病院の建物、旧日原倉庫及び小田原工場（一部）に係る譲渡収入について国庫納付を行った。</p> <p>以上から、本項目の評定を○とする。</p>

## 独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート

大項目： VI. Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

中期目標	—	
中期計画	Vに規定する財産以外に、資産債務改革の趣旨を踏まえ、組織の見直し及び保有資産の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、処分します。	
(参考) 年度計画	Vに規定する財産以外に、資産債務改革の趣旨を踏まえ、組織の見直し及び保有資産の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、処分します。	
業務の実績	Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績はなかった。	
評価の指標	○ Vに規定する財産以外の重要な財産の譲渡等の状況 ※ 実績がない場合は、評価しない。	
評価等	評定	(理由・指摘事項等)
	該当なし	



独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート

大項目： VII. 剰余金の使途

中期目標	—	
中期計画	施設、設備関連（研究開発や環境保全関連を含む。）の更新・拡充など業務運営に必要なものに充当します。	
（参考） 年度計画	施設、設備関連（研究開発や環境保全関連を含む。）の更新・拡充など業務運営に必要なものに充当します。	
業務の実績	該当はなかった。	
評価の指標	○ 剰余金の使途の状況 ※ 実績がない場合は、評価しない。	
評価等	評定	（理由・指摘事項等）
	該当なし	

## 独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート

大項目： VIII. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

中項目： 1. 人事に関する計画

中期目標	<p>印刷局は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質の向上のための研修及び確実かつ効率的な業務処理に則した人事に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。</p> <p>なお、個々の職員が誇りと使命感を持ち、高い職業意識の中で職務を遂行することができるよう、努めるものとする。</p>									
中期計画	<p>(1) 人材の効果的な活用 優秀な人材を確保するとともに、職員の資質向上のための研修などを通じて計画的な人材育成を行い、適材適所の人事配置を推進します。</p> <p>なお、個々の職員が誇りと使命感を持ち、高い職業意識の中で職務を遂行することができるよう努めます。</p> <p>(2) 研修計画 国内外の大学などへの派遣を含め、専門的知識の付与、技術・技能の向上等、職員のより一層の資質向上のための研修計画を策定し着実に実施します。</p> <p>本中期目標期間中の目標については、以下のとおりとします。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">① 研修</td> <td style="width: 50%;">研修コース数</td> <td style="width: 45%; text-align: right;">年平均24件以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象者数</td> <td style="text-align: right;">年平均800名以上</td> </tr> <tr> <td>② 派遣</td> <td>(国内外の大学・研究機関等)</td> <td style="text-align: right;">年平均10名以上</td> </tr> </table>	① 研修	研修コース数	年平均24件以上		対象者数	年平均800名以上	② 派遣	(国内外の大学・研究機関等)	年平均10名以上
① 研修	研修コース数	年平均24件以上								
	対象者数	年平均800名以上								
② 派遣	(国内外の大学・研究機関等)	年平均10名以上								
(参考) 年度計画	<p>(1) 人材の効果的な活用 優秀な人材を確保するとともに、職員の資質向上のための研修などを通じて計画的な人材育成を行い、適材適所の人事配置を推進します。</p> <p>なお、個々の職員が誇りと使命感を持ち、高い職業意識の中で職務を遂行することができるよう努めます。</p> <p>(2) 研修計画 将来を担う人材の計画的かつ継続的な育成や、職員の一層の資質向上を図るための研修計画を定め、効果的な研修の実施に取り組みます。</p> <p>具体的には、階層別研修、技術系研修、職種別研修を実施することにより、モノづくり基盤を支える技能人材の育成や職員の更なるスキルアップに取り組みます。</p> <p>また、専門的知識、実務などを体得させるため、国内外の大学などに職員を派遣します。</p> <p>これらにより、以下の目標の達成に向けて取り組みます。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">① 研修</td> <td style="width: 50%;">研修コース数</td> <td style="width: 45%; text-align: right;">24件以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象者数</td> <td style="text-align: right;">800名以上</td> </tr> <tr> <td>② 派遣</td> <td>(国内外の大学・研究機関等)</td> <td style="text-align: right;">10名以上</td> </tr> </table>	① 研修	研修コース数	24件以上		対象者数	800名以上	② 派遣	(国内外の大学・研究機関等)	10名以上
① 研修	研修コース数	24件以上								
	対象者数	800名以上								
② 派遣	(国内外の大学・研究機関等)	10名以上								

## 業務の実績

### (1) 人材の効果的な活用

優秀な人材等を確保するため、以下の取組により広く求人活動を行うことで、応募人員の拡大を図った。

- ・ 大卒求人については、国立印刷局ホームページ採用情報の充実や、就職情報サイトへの早期登録を実施するとともに企業説明会を開催した。なお、開催に当たっては、政府の女性国家公務員採用促進の方針に基づき、女子学生向けの企業説明会も開催した。また、工場における技能職の大卒採用試験については、幅広く人材を募集するため引き続き応募資格を新規卒業見込者及び卒業後3年以内の者を対象として実施した。
- ・ 高専卒求人については、学生の就職の検討時期に合わせ、三者面談前となる早期に各高専を訪問し求人活動を実施した。
- ・ 高卒求人については、求人票解禁日以後、速やかに求人活動を実施した。

「自ら考え行動できる人材づくり」を基本とし、職員のより一層の資質・意識・技術の向上を目指して、「平成25年度職員研修方針及び中央研修計画」を策定し、個々の職員が誇りと使命感を持ち、高い職業意識の中で職務を遂行することができるよう意識付けに努めた。当該計画に基づき、階層別研修、技術系研修及び職種別研修の各研修を通じて、マネジメント能力の強化や生産管理等の各種業務を遂行するために必要な専門的知識の付与のほか、理論と実践の両面から技術の教育に取り組むなど、人材育成を推進した。

また、職員の業務改善に関する意識を高め、経営基盤の安定及び発展を図ることを目的として、職員個人又はサークルによる業務改善活動（平成25年度：128件）を推進した。優れた案件は、本局における業務改善活動発表会で発表させ、改善効果や実用性などを評価し表彰を行った。さらに、他機関においても有効な案件については普及を図るとともに、巡回発表会を開催して広く浸透させた。

なお、平成25年度においては、研究所の職員が、長年にわたり銀行券の真偽鑑定や偽造防止技術の研究等に従事し、偽造犯罪の拡大防止などにより、国の通貨制度の安定に貢献したとして、第26回人事院総裁賞（注）を受賞した（12月）。

#### (注) 人事院総裁賞

多年にわたる不断の努力や国民生活の向上への顕著な功績等により、公務の信頼を高めることに寄与したと認められる職員（一般職の国家公務員）又は職域を顕彰するもの（昭和63年創設）。

受賞者は、各府省等から推薦された候補の中から、選考委員会が選考を行い、その結果に基づき人事院総裁が決定（第26回人事院総裁賞は、個人2名、職域3グループが受賞）。

人材の活用に当たっては、定期的な勤務希望調査において、上司との面談を原則として全職員に対して行うこととし、上司と部下の直接的な対話を通じて、申告内容や部下のキャリア形成の考え方を的確に把握することで、将来の人材育成を考慮した適材適所の人事配置を行った。また、「採用昇任等基本方針」（平成21年3月閣議決定）及び人事院の「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」等を踏まえ、

女性の管理監督者への登用を見据えた人事配置を推進した。

## (2) 研修計画

人材の育成については、「自ら考え行動できる人材づくり」という基本方針の下、各職員の能力や職責に応じた内容に加え、国立印刷局を取り巻く社会情勢の変化等に対応した内容を取り入れた研修を年度ごとに計画を立てて実施することにより、職員の能力及び資質の向上を図っている。

平成25年度については、「平成25年度職員研修方針及び中央研修計画」を策定し、本局及び各機関が連携して円滑かつ効果的な研修の実施に取り組んだ。

具体的な内容は、以下のとおりである。

### イ 階層別研修

- ・ 管理監督者を育成する研修において、職場における問題について質問形式によるグループ討議を通じて解決策を立案し、それを職場で実践する「アクションラーニング」を実施し、マネジメント能力（課題発見・問題解決、リーダーシップ等）の向上を図った。
- ・ 監督者を育成する研修において、民間企業等に勤務する者との討議や交流等を通じて意識改革を図ることを目的に、研修生を異業種交流セミナーに参加させた。
- ・ メンタルヘルスに関する知識を付与するため、監督者を育成する研修において、カウンセラーによる講義を実施した。
- ・ 研修の実施に当たり、理解を深めるための事前課題を付与するとともに、達成度の自己評価・改善意見等に関するアンケート調査を行い、研修目的の達成度合いが高いことを確認した。

### ロ 技術系研修

- ・ 広く若年層から中堅職員を対象に、印刷、製紙、数量管理、品質管理等、銀行券の製造における基礎知識の習得と各製造工程における品質の特徴の理解等を目的として、「一般基礎コース」及び「製造技術基礎コース」を実施し、職員の知識のボトムアップを図った。
- ・ 研修の実施に当たっては、研修センターに隣接する研究所及び小田原工場の施設・設備を活用し、各研修科目に応じて座学と演習・見学を組み合わせ、理論と実践の両面から効果的な教育を実施した。
- ・ 知識、技術及び技能の継承を目的とした技術系研修において、「一般基礎コース」及び「製造技術基礎コース」の基礎的な2コースに続く第3段階の研修コースとして、銀行券製造における工程ごとの固有技術を身に付け、職場のリーダーとなる者を育成することを目的とした「専門技術コース」の開講に向け、カリキュラムの検討等の準備作業を行った。

#### ハ 職種別研修

- ・ 知識・技能・技術の継承を円滑に進めるため、作業長クラスを対象に、キーパーソンとなって継承活動を展開するために必要なスキル等を付与する研修を実施した。
- ・ 製造設備の適切な管理を図るため、製造部門の管理監督者を対象とした自主保全推進研修や、設備管理部門の職員を対象とした設備保全に関する研修を実施した。
- ・ 管理監督者を育成する研修に導入した「アクションラーニング」を職場に浸透させるため、未受講の新任管理監督者に対して「アクションラーニング」の基礎知識や進め方を習得するための研修を実施した。

#### ニ コンプライアンスに関する研修

コンプライアンス意識の高揚を図るため、階層別研修などにおいて、コンプライアンスに関する研修を実施した（I「4（1）リスク管理及びコンプライアンスの確保」参照）。

#### ホ その他

- ・ リスクアセスメントに関する知識を深めるため、各機関において、管理監督者に対して安全教育を行った。  
また、新任の安全衛生部門の管理者に、外部機関を利用し専任安全管理者研修を受講させた。
- ・ 新規採用職員を対象に行っている職場教育では、指導計画書を作成して計画的に教育を行うとともに、職場の管理監督者等が定期的に面談を通じて指導結果の評価と本人へのフォローアップを行った。また、入局後2年目の職員には、各自で課題を設定させ、主体性を持って業務に取り組むよう指導した。

#### ヘ 研修コース数・受講者数

平成25年度中央研修計画に基づき、研修センター等で実施した研修のコース数・受講者数は、以下のとおりである。

区 分	25年度実績	目 標
コース数	26件	24件
受講者数	1,026名	800名

(参考) 階層別・技術系・職種別研修のコース数及び受講者数

区 分	研修コース数	受講者数
階層別研修	17件	552名
技術系研修	4件	285名
職種別研修	5件	189名
計	26件	1,026名

ト 国内外の大学・研究機関等への派遣

専門的知識等を有する職員を育成するため、国内外の大学、企業等に15名を派遣した。

区 分	25年度実績	目 標
派遣者数	15名	10名

(参考) 派遣先及び派遣者数

区分	派 遣 先	人員
国内	東京工業大学大学院	1名
	東京工業大学	2名
	(社)愛媛県紙パルプ工業会	2名
	日米会話学院	2名
	財務省会計センター	1名
	(独)労働政策研究・研修機構	1名
	株式会社ナガセPCスクール	1名
	成田国際空港株式会社	1名
	株式会社アサソーディ・ケイ	1名
国外	イギリス・スターリング大学大学院	1名
	アメリカ・サウスダコタ鉱業技術大学	1名
	イギリス・リーズ大学	1名
計		15名

評価の指標

(1) 人材の効果的な活用

- 人材確保の状況
- 計画的な人材育成の状況
- 適材適所の人事配置の状況

(2) 研修計画

- 研修計画の策定状況
- 研修計画の実施状況
- 研修コース数
- 研修受講者数
- 国内外の大学・研究機関等への派遣者数

評価等

評 定

A

(理由・指摘事項等)

優秀な人材等を確保するため、ホームページの採用情報の充実、就職情報サイトへの早期登録、早期訪問等を実施した。政府の女性国家公務員採用促進の方針に基づき、女子学生向けの企業説明会も開催した。

「自ら考え行動できる人材づくり」を基本とした「平成25年度職員研修方針及び中央研修計画」を策定し、当該計画に基づいた各研修を通じて、人材育成を推進した。

また、平成25年度においては、長年にわたり銀行券の真偽鑑定や偽造防止

	<p>技術の研究等に従事した研究所の職員が、第 26 回人事院総裁賞を受賞した。これは通貨制度の安定・犯罪防止に係る人材育成が認められたものと考えられる。</p> <p>人材の活用に当たっては、上司と部下の直接的な対話を通じて、将来の人材育成を考慮した適材適所の人事配置を行った。また、国の方針等を踏まえ、女性の管理監督者への登用を見据えた人事配置を推進した。</p> <p>各職員の能力や職責等に応じ、階層別研修、技術系研修、コンプライアンス研修等を円滑かつ効果的に実施した。この結果、研修コース数、受講者数、国内外の大学・研究機関等への派遣者数のいずれも目標を達成した。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>
--	---

## 平成25年度職員研修方針

### 1 基本方針

平成25年度は、「自ら考え行動できる人材づくり」という方針を継承しつつ、本局と各機関が連携して円滑かつ効果的な研修を実施することにより、職員的能力及び資質の向上を図る。

具体的には、階層別研修においては、職場実践を視野に入れ、職務遂行上必要な知識及びスキルを各役職の役割に応じた内容で計画的に付与する。技術系研修においては、若年層から中堅クラスの職員に対し、理論と実践の両面からの教育を通じて、国立印刷局のモノづくり基盤を支える技能人材の育成を図る。職種別研修においては、業務遂行に当たって必要な専門的知識の習得やスキルアップを図る。

また、国内外の大学及び民間企業等に職員を派遣し、より高度な知識の習得や意識の向上を図る。

さらに、コンプライアンスに関する意識啓発及び安全意識の向上を図るための安全衛生教育に引き続き取り組むとともに、再任用職員に対する意識啓発にも努めることとする。

研修の実施に当たっては、個々の職員が誇りと使命感を持ち、高い職業意識の中で職務を遂行することができるよう意識付けに努めることとする。

### 2 重点実施事項

#### (1) 管理監督者の育成

平成23年度から管理監督者を育成するための研修において導入し、今年度で3年目を迎えるアクションラーニング学習法<sup>※</sup>については、蓄積された研修のノウハウを活用した効果的な演習等を通して、問題解決能力及びマネジメント能力を備えた管理監督者の育成を図る。

※アクションラーニング学習法…グループで職場の問題に対処し、その解決策を立案・実施していく過程での振り返り等を通じて、個人・グループ・組織の学習する力を養成するチーム学習法

#### (2) 技能人材の育成

技術系研修の基礎的2コースを始め、若年層から中堅職員を対象とした教育・訓練を引き続き実施する。

また、技術系研修において、製造技術基礎コースの進級クラスを新たに開講し、一般基礎コースと接続性のある講義や演習を通して、技能人材の育成を図る。日本銀行券製造における固有技術の継承と職場リーダーの育成を目的とした「専門技術コース」については、引き続きカリキュラム等の精査及び整備を行い、開講に向けた準備を進める。

#### (3) 専門的知識の付与及び技術・技能の向上

職種別研修を通じて、各種業務を円滑に遂行するための専門的知識を付与するとともに、技術・技能の向上を図る。



(4) コンプライアンスに関する知識・意識の向上

中央階層別研修を始め、推進実務者等への研修など、職責や立場に応じて必要とされるコンプライアンスに関する知識の付与を継続して行い、コンプライアンス意識の向上を図る。

(5) 労働災害撲滅のための安全衛生教育の推進

労働災害を撲滅するため、労働災害につながる危険・有害要因の排除や安全意識の向上を目的とする安全衛生教育を推進する。

3 機関研修の計画的な実施

各機関の研修計画策定に当たっては、本方針に基づき、計画的かつ効果的な研修になるよう努めるものとする。

## 独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート

大項目： VIII. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

中項目： 2. 施設、設備に関する計画

中期目標	<p>印刷局は、銀行券及びその他の製品の製造を確実かつ効率的に行うために必要な高機能設備の導入及び更新等に関する計画を定め、実施するものとする。</p> <p>計画の実施に際しては、投資効果及び投資の妥当性等について厳格な事前審査を実施するとともに、審査結果に基づき必要な計画の見直しを行うなど、効果的かつ効率的な施設整備に努めるものとする。また、審査結果等を踏まえた投資状況については、偽造防止上の観点に配慮しつつ、情報開示に努めるものとする。</p>																								
中期計画	<p>本中期目標期間においては、今後の事業全体の収支見込等を勘案した上で、銀行券及びその他の製品の確実かつ効率的な製造に必要な設備の更新（高機能設備への更新を含む。）、次期改刷に向けた研究開発に必要な投資並びに虎の門工場印刷機能の滝野川工場敷地内への移転に伴う施設整備を主体とした計画を策定し、着実に実施します。</p> <p>計画の実施に際しては、1件1億円以上の重要案件を対象として、投資目的、投資効果、設計仕様、調達方法の妥当性等について、必要な都度、理事及び本局各部長をメンバーとする「設備投資及び調達委員会」において厳格な事前審査を実施した上で理事会に諮るとともに、実施後においては、設備投資の進捗状況を把握し必要に応じて計画の見直しを行うなど、PDCAサイクルによる適切なマネジメントを行うことにより、効果的かつ効率的な施設整備に取り組みます。また、審査結果や投資状況については、偽造防止上の観点に配慮しつつ、業務実績報告書や評価を行う機関に提出する参考資料において情報開示に取り組みます。</p> <p style="text-align: center;">本中期目標期間の施設、設備に関する計画は、以下のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">平成25年度～平成29年度施設、設備に関する計画</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金額（百万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">施設関連</td> <td>製紙部門</td> <td>6,407</td> </tr> <tr> <td>印刷部門</td> <td>9,749</td> </tr> <tr> <td>共通部門</td> <td>1,241</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>17,398</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">設備関連</td> <td>製紙部門</td> <td>8,752</td> </tr> <tr> <td>印刷部門</td> <td>36,351</td> </tr> <tr> <td>共通部門</td> <td>3,940</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>49,044</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>66,442</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1）上記の金額は、消費税を除いた金額です。          なお、施設関連は建物及び構築物を、設備関連は機械装置等を示します。</p> <p>注2）上記の金額は、資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し及び保有資産の見直しを踏まえた必要な設備投資や、予見し難い事情による</p>	区 分		金額（百万円）	施設関連	製紙部門	6,407	印刷部門	9,749	共通部門	1,241	小計	17,398	設備関連	製紙部門	8,752	印刷部門	36,351	共通部門	3,940	小計	49,044	合 計		66,442
区 分		金額（百万円）																							
施設関連	製紙部門	6,407																							
	印刷部門	9,749																							
	共通部門	1,241																							
	小計	17,398																							
設備関連	製紙部門	8,752																							
	印刷部門	36,351																							
	共通部門	3,940																							
	小計	49,044																							
合 計		66,442																							

施設、設備の整備の追加等により変更される場合があります。  
注3) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

(参考)  
年度計画

設備投資については、事業全体の収支見込等を勘案した上で、銀行券及びその他の製品の確実かつ効率的な製造に必要な設備の更新（高機能設備への更新を含む。）等に関する計画を策定し、着実に実施します。

計画の実施に際しては、1件1億円以上の重要案件を対象として、投資目的、投資効果、設計仕様、調達方法の妥当性等について、必要な都度、理事及び本局各部長をメンバーとする「設備投資及び調達委員会」において厳格な事前審査を実施した上で理事会に諮るとともに、実施後においては、設備投資の進捗状況を把握し必要に応じて計画の見直しを行うなど、PDCAサイクルによる適切なマネジメントを行うことにより、効率的かつ効果的な施設整備に取り組みます。また、審査結果や投資状況については、偽造防止上の観点に配慮しつつ、業務実績報告書や評価を行う機関に提出する参考資料において情報開示に取り組みます。

平成25年度における施設、設備に関する計画は、以下のとおりです。

平成25年度施設、設備に関する計画

区 分		金額（百万円）
施設関連	製紙部門	1,408
	印刷部門	8,236
	共通部門	248
	小計	9,892
設備関連	製紙部門	53
	印刷部門	7,861
	共通部門	292
	小計	8,206
合 計		18,097

注1) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

なお、施設関連は建物及び構築物を、設備関連は機械装置等を示します。

注2) 上記の金額は、資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し及び保有資産の見直しを踏まえた必要な設備投資や、予見し難い事情による施設、設備の整備の追加等により変更される場合があります。

注3) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

業務の実績

イ 設備投資計画の策定及び実施

平成25年度の設備投資計画は、中期計画の施設、設備に関する計画を基本としつつ、設備ごとに仕様、価格、実施時期、費用対効果を検討するとともに、今後のキャッシュ・フローや損益に与える影響を勘案し策定した。

設備投資に当たっては、理事及び本局各部長をメンバーとする設備投資及び調達委員会において、1件1億円以上の重要案件を対象として、受注状況、事業収支、費用対効果等を勘案した上で、設計仕様、価格の妥当性、調達方法、スケジュールなどを検討するとともに、必要に応じ、計画内容を見直しつつ、効果的な投資を実施した。

なお、平成25年度に受入（注）を行った主な設備は、以下のとおりである。

（注）受入

検収に合格した施設・設備を固定資産として登録すること。

- ・ 虎の門工場印刷機能の滝野川工場への移転に伴い、新たな施設である情報製品棟・新証券棟（滝野川工場）を新築した。また、これに合わせ老朽化したオフセット輪転印刷機等の更新を行った。
- ・ 老朽化に伴い更新予定の抄紙機を設置するための施設である紙料抄造室の増築（小田原工場）を行った。
- ・ 老朽化に伴い銀行券特殊印刷機（小田原工場）を更新した。
- ・ 老朽化に伴い番号印刷機（小田原工場）を更新した。
- ・ 確実かつ機動的な製造管理体制の維持・向上を図るため、老朽化及びメーカー撤退した検査装置の更新機を開発、導入した（小田原工場）。
- ・ 製造の効率化・省力化に向け、諸証券特殊印刷機を既設機の更新機として導入した（王子工場）。

ロ 実績評価に基づく必要な見直し

設備投資の進捗状況を把握（モニタリング）し、当初計画と実績とを比較・検証することにより、改善点を見出すとともに、その後の投資に反映していくことで、効率的かつ効果的な投資の実施及び今後の設備投資計画の策定に役立っている。

平成25年度においては、設備投資計画額18,097百万円に対し、実績額は15,759百万円となり、▲2,338百万円の差額が発生した。この主な要因は、主要案件における受入年度の変更（▲1,881百万円）及びその他の案件における追加、変更等（▲457百万円）である。

（参考）主要案件に関する受入時期等変更の状況

件名	受入時期		備考
	（計画）	（変更）	
官報システム更新	25年度	26年度	システム機器の購入に合わせシステム構築を行うこととしたため受入時期を変更した。
オフセット凹版輪転印刷機更新（証券）	25年度	26年度	用紙集積方法を見直したことに伴い、製作期間を延長したため、受入時期を変更した。

平成25年度の施設、設備に関する計画及び実績については、下表のとおりである。

平成25年度施設、設備に関する計画及び実績 [単位：百万円]

区 分		計 画 額	実 績 額
施設関連	製紙部門	1,408	1,321
	印刷部門	8,236	8,140
	共通部門	248	171
	小 計	9,892	9,632
設備関連	製紙部門	53	67
	印刷部門	7,861	5,830
	共通部門	292	229
	小 計	8,206	6,127
合 計		18,097	15,759

(注1) 上記金額は、消費税を除いた金額を示したもの。

なお、施設関連は建物及び構築物を、設備関連は機械装置等を示す。

(注2) 各欄の積算と合計の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

評価の指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 投資の必要性や事業全体の収支を勘案した設備投資計画の策定及び実施状況</li> <li>○ 「設備投資及び調達委員会」の事前審査の実施状況</li> <li>○ 必要に応じた計画の見直しの状況</li> <li>○ 事前審査結果及び投資状況の情報開示への取組状況</li> <li>○ PDCAサイクルによる適切なマネジメントの実施状況</li> </ul>
-------	--

評価等	評 定	<p>(理由・指摘事項等)</p> <p>設備投資計画は、中期計画の施設、設備に関する計画を基本としつつ、仕様、価格、実施時期、費用対効果を検討するとともに、今後のキャッシュ・フローや損益に与える影響を勘案し、策定した。</p> <p>設備投資に当たっては、1件1億円以上の重要案件は設備投資及び調達委員会において、費用対効果等を勘案した上で、価格の妥当性やスケジュールなどを検討し、効果的な投資を実施した。</p> <p>また、設備投資の進捗状況を把握することで、当初計画と実績とを比較・検証し、改善点を見出すとともに、その後の投資に反映することにより、効率的かつ効果的な投資の実施及び今後の設備投資計画の策定に役立てた。</p> <p>事前の計画策定段階、中間の実施段階、事後の実績評価の各段階で、客観的・明示的な意思決定プロセスの制度化が前進したことは評価できる。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>
-----	-----	---

## 独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート

大項目：Ⅷ. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

中項目：3. 職場環境の整備に関する計画

中期目標	<p>職員の安全と健康の確保は、効率的かつ効果的な業務運営の基礎をなすものである。このため印刷局は、安全衛生関係の法令を遵守するのみならず、安全で働きやすい職場環境を整備するための計画を定め、それを着実に実施するものとする。</p>
中期計画	<p>職員の安全と健康を確保するため、安全衛生関係法令を遵守し、安全活動の一層の推進、健康管理の充実など、安全で働きやすい職場環境を整備するための計画を策定し着実に実施します。</p> <p>(1) 労働安全の保持 安全衛生教育等を通じて労働災害につながる危険・有害要因の排除に取り組み、労働災害の発生を防止し、安全で快適な職場環境づくりに取り組みます。</p> <p>(2) 健康管理の充実 今後の職員の高齢化などを踏まえ、健康診断及び特別検診などの結果に基づく有所見者への健康指導・教育などのフォローアップを行います。 また、職員の心身両面の健康管理の充実を図るため、メンタルヘルス対策に取り組みます。</p>
(参考) 年度計画	<p>職員の安全と健康を確保するため、安全衛生関係法令の遵守はもとより、安全意識を高める施策、安全活動や安全衛生教育の積極的推進、職員の心身両面にわたる健康管理の充実など、安全で働きやすい職場環境を整備するための安全衛生管理計画を定め、着実に実施します。</p> <p>(1) 労働安全の保持 リスクアセスメントの取組強化、安全衛生教育等を通じて労働災害につながる危険・有害要因を排除した安全で快適な職場環境づくりと職員の安全意識の向上に取り組み、労働災害の未然防止に取り組みます。</p> <p>(2) 健康管理の充実 今後の職員の高齢化などを踏まえ、健康診断及び特別検診などの結果に基づく有所見者や基礎疾患患者への健康指導・教育などのフォローアップを充実させ、職員の健康の保持・増進や自己管理意識の向上に取り組みます。 また、「心の健康づくり計画」に基づく継続的なメンタルヘルス対策に取り組みます。</p>

注) 「心の健康づくり計画」とは、厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に従い、メンタルヘルスカを継続的、計画的に推進するための具体的方法を定めたものです。

業務の実績

職員の安全意識の高揚と安全活動の推進に努めるとともに、安全かつ健康に働ける職場づくりを推進するため「国立印刷局安全衛生管理計画（第3期）」及び「平成25年度国立印刷局安全衛生管理計画」を策定し、安全衛生教育やリスクアセスメント及びメンタルヘルス対策を重点課題として取り組んでいる。

(1) 労働安全の保持

イ 安全管理の実施状況

「国立印刷局安全衛生管理計画（第3期）」及び「平成25年度国立印刷局安全衛生管理計画」における目標である「重大災害ゼロ」、「障害が残る災害ゼロ」、「休業4日以上労働災害3件以下」に対する平成25年度における労働災害の発生状況は、以下のとおりである。

項目	25年度実績	目標
重大災害	0件	0件
障害が残る災害	0件	0件
休業4日以上労働災害	1件	3件以下

「休業4日以上労働災害」の内容は、静岡工場において、外部業者がコンテナ車にパレットを積載するため、フォークリフトを使いパレットを奥へ押す作業を行っていたのを、作業立会い中の職員が手伝った際、指を挟んで負傷したものである。当該災害の発生により、静岡労働基準監督署から交付された指導票を受けて、是正報告書を静岡労働基準監督署長に提出した。

ロ 安全衛生教育の実施状況

- ・ 外部機関において、安全衛生関係法令に定められた危険・有害職場に従事する職員に対する特別教育、作業主任者として必要な知識や技能を習得させるための作業主任者技能講習を受講させた。また、法令で定められているもの以外にも、安全衛生部門の管理者に専任安全管理者研修を受講させた（7月）。
- ・ リスクアセスメントの取組強化の一環として、設計段階のリスクアセスメントを実施した。また、本局の材料管理担当部門の職員に化学物質リスクアセスメント実務研修を受講させた（11月）。
- ・ 労働安全衛生法第60条に基づく職長教育（新任作業長の安全衛生教育）の基本事項に関する科目を中央研修として実施した（7月・9月）。
- ・ 各機関において、新規採用職員、新規採用職員の指導員、配転者等に安全教育を実施するとともに、各階層に応じた知識を付与するため、管理監督者に対する安全教育を実施した。

- ・ 全国安全週間（7月）、全国労働衛生週間（10月）及び安全強調週間（平成26年2月又は3月）において、管理監督者を対象にした安全衛生講話やSDS（安全データシート）に基づく化学物質管理の徹底などを各機関で実施し、職員の安全衛生意識の高揚及び衛生意識の向上を図った。

#### ハ 安全活動の実施状況

- ・ 日常作業における安全管理等について、管理監督者による安全点検を実施し、問題点の摘出、安全対策の検討を行った。また、定期的な安全点検のほか、労働災害が発生した職場に対しては、工場管理者による緊急安全点検を行い、危険箇所の改善状況について確認し、労働災害の再発防止に取り組んだ。
- ・ 労働災害が発生しやすい機械の清掃・点検・調整時などの非定常作業時には、作業手順や作業工程に潜む危険のポイントなどを確認する作業前ミーティングの実施を徹底した。

#### ニ 労働災害の危険要因の排除の状況

- ・ 安全衛生教育やリスクアセスメント、緊急安全点検等の実施により、労働災害の発生原因となる職場の危険・有害要因の洗い出しに取り組んだ。
- ・ 高齢者のための適切な安全対策の構築に向け、国立印刷局における災害事例（50歳以上）を洗い出し、当該災害事例の分析を行うとともに厚生労働省等による高齢者対策の取組状況の情報収集を行い、高齢者の労働災害の発生を未然に防止するため施策を検討した。
- ・ 化学物質の取扱いに伴う有害要因に対してもリスクアセスメントを活用し、危険・有害要因の洗い出しに取り組んだ。また、化学物質を使用する職場においては、適切な保管管理・保護具の着用、作業環境測定を行うとともに、特別定期健康診断（2回／年）の実施の徹底を図った。

#### (2) 健康管理の充実

##### イ 有所見者への健康指導・教育などのフォローアップの状況

- ・ 職員の誕生日に定期健康診断を実施するとともに、深夜業務に従事する職員、化学物質を扱う職員等を対象とした法定の定期健康診断（2回／年）の実施を徹底し、受診率は100%であった（長期休業者を除く。）。
- ・ 健康診断の受診者全員に産業医による結果説明を行うとともに、健康診断並びに特別検診の有所見者及び基礎疾患患者には、産業医による面接指導等を実施した。また、経過管理対象者には、保健師による生活・運動・栄養に関する保健指導・教育等のフォローアップをきめ細かく実施した。
- ・ 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）を踏まえ、月の時間外労働時間が80時間以上の職員を対象に、産業医による面接指導等を実施した。また、45時間以上80時間未満の職員については、保健師によ



	<p>る保健指導を実施した。</p> <p>ロ メンタルヘルス対策の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業医の行うメンタルヘルスカケアを充実させるため、精神科医と契約し、当該精神科医が各機関を巡回して、産業医及び保健師に対する指導、メンタルヘルス不調者との面談、管理監督者に対する講演等を実施した。</li> <li>・ 心の健康問題により長期休業した職員の職場復帰を円滑に進めるため、「職場復帰支援の手引き」（注1）を活用し、職員の円滑な職場復帰に取り組んだ。また、「心の健康づくり計画」（注2）に基づき、管理監督者が職員の相談等に適切に対応できるよう、管理監督者を対象にカウンセラーによるラインケア面談を実施した。</li> </ul> <p>（注1）「職場復帰支援の手引き」とは、心の問題により長期休業していた職員の職場復帰のための支援体制を定め、職員の円滑な職場復帰と再発防止を図るための具体的方法を定めたものである。</p> <p>（注2）「心の健康づくり計画」とは、厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に従い、メンタルヘルスカケアを継続的、計画的に推進するための具体的方法を定めたものである。</p>	
<p>評価の指標</p>	<p>（1）労働安全の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職場環境の整備に関する計画の策定及び実施状況</li> <li>○ 安全衛生教育の実施状況</li> <li>○ 安全活動の実施状況</li> <li>○ 労働災害の危険要因の排除への取組状況</li> </ul> <p>（2）健康管理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 有所見者への健康指導・教育などのフォローアップの状況</li> <li>○ メンタルヘルス対策の実施状況</li> </ul>	
<p>評価等</p>	<p>評 定</p> <p>A</p>	<p>（理由・指摘事項等）</p> <p>「国立印刷局安全衛生管理計画（第3期）」及び「平成25年度国立印刷局安全衛生管理計画」を策定し、安全衛生教育やリスクアセスメント及びメンタルヘルス対策を重点課題として取り組んだ。</p> <p>平成25年度における労働災害の発生状況は、目標の範囲内であるものの、休業4日以上労働災害が1件発生しており、これについても0件とするよう、引き続き努力を求めたい。</p> <p>安全衛生教育については、危険・有害現場の職員向け特別教育、作業主任向け技能講習、管理監督者による安全点検、労働災害の原因となる職場の危険・有害要因の洗い直し等を実施した。</p> <p>健康管理の充実への取組みとして、定期健康診断の受診を徹底し、受診率を100%とした。また、月の時間外労働時間が80時間以上の職員を対象に、産業医による面接指導等を実施した。</p> <p>メンタルヘルスカケアを充実させるため、精神科医による産業医及び保健師に</p>

	<p>対する指導、メンタルヘルス不調者との面談、管理監督者に対する講演等を実施した。</p> <p>職場環境問題については、他の人事諸施策とも密接に関連しており、職場の士気に悪影響を及ぼさないよう、労使コミュニケーションにも留意しつつ、引き続き配慮していくことが求められる。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>
--	---

## 国立印刷局安全衛生管理計画（第3期）

独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）は、第3期中期目標期間（平成25年度から平成29年度までの5年間）における安全衛生管理計画（以下「管理計画」という。）を次のとおり定める。

### 1 基本理念

「人間尊重の理念」に基づき、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。

### 2 基本方針

職員の安全と健康の確保は、企業としての責務であるとともに、効率的かつ効果的な業務運営の基礎をなすものであることを踏まえ、労働安全衛生法等の関係法令の遵守の下、労働安全の保持及び健康管理の充実に努め、安全で働きやすい職場環境の整備を図るものとする。

### 3 策定趣旨

本管理計画は、前記2に掲げた基本方針及び「中期計画（第3期）」を確実に実行するために定めるものである。また、本管理計画を具体的に実施するため、各年度において年度別管理計画（以下「年度計画」という。）を定めるものとする。

### 4 目標

#### （1）安全目標

重大災害ゼロはもとより障害が残る災害を発生させないように取り組むとともに、労働災害の減少に努める。

なお、国立印刷局全体として、項目別の達成目標値を以下のとおり設定する。

[項目別達成目標値]

項目	達成目標値	(参考) 平成14～23年度実績平均値
重大災害	0件	0件
障害が残る災害	0件	0.4件
休業4日以上労働災害	3件以下	3.2件
度数率	1.6以下	1.61
強度率	0.07以下	0.075

#### （2）衛生目標

職場における健康リスクの排除に努めるとともに、心身両面にわたる健康の保持増進及び自己管理意識の向上に取り組む。

## 5 重点実施事項

### (1) 労働安全の保持

安全衛生に関する教育及び各種活動等を通じて、労働災害につながる危険・有害要因の排除や安全意識の向上に努め、災害のない安全で快適な職場環境づくりに取り組む。

- イ 安全衛生関係法令の遵守
- ロ 安全衛生教育の実施
- ハ 安全衛生活動の推進
- ニ 適切な作業環境管理の推進

### (2) 健康管理の充実

職員の高齢化などを踏まえ、各種健康診断及び特別検診を推進し、その結果に基づく有所見者への健康指導・教育などのフォローアップを行うとともに、「心の健康づくり計画」に基づく継続的なメンタルヘルス対策の実施に努め、職員の心身両面にわたる健康管理の充実に取り組む。

- イ 各種健康診断及び特別検診の推進
- ロ 有所見者に対するフォローアップ
- ハ 基礎疾患を有する者などへのケア
- ニ メンタルヘルス対策の実施

## 6 啓蒙活動

安全衛生に係る情報や知識を付与するため、全国安全週間、全国労働衛生週間の行事などを活用し啓蒙活動に取り組む。

## 7 実績評価

各年度終了後、当該年度の安全衛生管理状況について実績評価し、その後の年度計画及び管理計画に反映していくものとする。なお、国立印刷局全体の労働災害の発生状況については、以下の表1及び表2を用いて総合的に評価するものとする。

[表1 項目別評価配点表]

項目	評価点					
	-3点	-2点	-1点	0点	1点	2点
度数率	2.0~	1.9	1.8	1.7	1.6	~1.5
強度率	0.11~	0.10	0.09	0.08	0.07	~0.06

[表2 総合評価表（5段階評価）]

項目別評価点の合計	総合評価
2点	V
1点	IV
0点	III
-1点	II
-2 ~ -3点	I

## 8 その他

本管理計画については、労働安全衛生関係法令の改正や社会情勢の変化等に応じて、所要の改訂を行うものとする。

### [資料 用語説明]

○ 重大災害とは  
厚生労働省は、「一時に3人以上の労働者が業務上死傷又はり病した災害」と定義し、他の災害と区別して取り扱っている。

○ 障害が残る災害とは  
人事院規則16-0別表第5に掲げられている第1級から第14級までの障害等級に該当する後遺障害が残る災害をいう。

○ 度数率とは  
災害発生頻度を100万延実労働時間当たりで表したもので、1年間に発生した労働災害による死傷者数を、全労働者の延実労働時間で除し、100万を乗じて算出する。

$$\frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延実労働時間数}} \times 1,000,000$$

○ 強度率とは  
災害発生軽重の程度を1,000延実労働時間当たりで表したもので、1年間に発生した労働災害による労働損失日数を、全労働者の延実労働時間で除し、1,000を乗じて算出する。

$$\frac{\text{延労働損失日数}}{\text{延実労働時間数}} \times 1,000$$

# 平成25年度国立印刷局安全衛生管理計画

## 1 基本方針

労働安全衛生法等の関係法令の遵守はもとより、安全衛生教育の積極的推進や安全活動の活性化、メンタルヘルス対策を含めた心身両面にわたる健康管理の充実に取り組み、安全かつ安心して働ける職場環境づくりを推進することとする。

## 2 策定趣旨

国立印刷局安全衛生管理計画（第3期）の3に基づき、本計画を定めるとともに、各機関においては、より具体的な実施計画を策定するものとする。

## 3 目標

### (1) 安全管理

労働災害を減少させるとともに、重大災害や障害が残る災害を発生させない。

### (2) 衛生管理

健康管理を充実させ、心身両面にわたる健康の保持増進及び自己管理意識の向上を図る。

## 4 重点実施事項

### (1) 安全衛生管理（共通事項）

#### イ 安全衛生関係法令の遵守等

安全衛生関係法令を遵守し、関係法令の改正を常に把握するとともに、化学物質等の管理においては関係部門間の連携を強化する。また、機能移転の対象機関においては、関係法令に基づく届出、事前確認等、諸手続きについて遺漏のないよう対応する。

#### ロ 安全衛生教育の実施

(イ) 職員の安全衛生意識を高めるため、各職員、管理監督者及び有資格者の作業主任者などに対し、安全衛生知識を向上させる教育を実施する。

(ロ) 職場の管理監督者は、配転者や新規採用者などに対し、安全作業基準等を活用した職場内安全衛生教育（OJT）を段階的に実施するとともに、教育効果を確認する。特に、定められた保護具の着用について指導の徹底を図ることとする。

(ハ) 労働安全衛生法で定められた必要な教育を行うため、新任の作業長などに対する職長教育や危険・有害職場に従事している職員に対する特別教育などを確実に実施する。

#### ハ リスクアセスメントの強化

リスクアセスメントの取組については、関係部門間の連携を密にし、リスク低減までの各ステップを確実に実施するとともに、残留リスクの管理を徹底する。

なお、導入から5年が経過し、職場安全活動の一手法として定着したことから、より効率的・効果的な実施方法等について検討する。

- (イ) 作業部門だけでなく設計・開発部門などについてもリスクアセスメントに関する知識を付与し、取組を強化する。
- (ロ) 職場の危険要因のみならず、化学物質使用等に伴う有害要因に対しても、リスクアセスメントを実施し、危険有害リスクを低減する。

## ニ 高年齢者に対する安全衛生対策

職員の高齢化などを踏まえて、高年齢者の労働災害の発生を未然に防止するため、高年齢者に関わる災害の分析を行い、適切な安全対策を講ずるとともに、基礎疾患等に対しては適切なフォローアップを行う。

## ホ その他

自然災害などの突発的な事象を想定し、職員の安全衛生確保について適切な対応を図る。

## (2) 安全管理

### イ 安全活動の活性化

労働災害を未然に防止するため、各種の安全活動に職場の全員が参加して活動を活性化する。

- (イ) 作業前ミーティングの確実な実施
- (ロ) K Y T（危険予知訓練）、指差呼称などの安全活動の実施

### ロ 安全作業基準の遵守及び見直し等

- (イ) 安全作業を確立するため、安全作業基準の定期的な読み合わせを作業毎に全員で行い、内容を理解させるとともに、各種改善活動（自主保全、業務改善等）における安全対策と連携させ、安全作業基準の遵守を徹底する。
- (ロ) 同種類似災害を防止するため、労働災害が発生した場合は、各機関において同様な危険要因等がないかを作業毎に検証し、必要に応じて安全作業基準の見直しを実施する。

## (3) 衛生管理

### イ 管理対象者等に対するフォローアップ

定期健康診断を始めとする各種健康診断などの実施結果に基づき、管理対象者への保健指導・教育などのフォローアップを行うとともに、健康の自己管理意識の向上に努める。

- (イ) 各種健康診断などの実施結果に基づき、管理対象者への保健指導等のフォローアップをきめ細やかに実施するとともに、経過管理者、交替勤務者及び単身赴任者に対し、健康管理上必要な保健指導を積極的に推進する。
- (ロ) 長時間労働（1月当たり45時間超の時間外労働）による健康障害を防止するため、産業医又は保健師による面接指導を実施し、職員の健康確保に努める。

## ロ メンタルヘルス対策の実施

心身両面の健康管理の充実を図るため、「心の健康づくり計画」に基づき、メンタルヘルス対策を推進する。また、心の健康問題により長期休業した職員については、「職場復帰支援プログラム」により円滑な職場復帰を支援する。

- (イ) メンタルヘルスケアを推進するためには、各職員、管理監督者、産業医、産業保健スタッフ及びカウンセラーが、それぞれの果たすべき役割を理解し行動することが重要であることから、相互サポート体制の整備に努める。
- (ロ) ストレスの軽減、職場環境等の改善を図るため、カウンセラー等によるセルフケア、ラインケアに関する情報、教育機会の提供に努める。

## ハ 感染症に関する対応

職員の健康の確保と安定した事業継続に資するため、新型インフルエンザなどの感染症の拡大防止に向けて、適切に対応する。

## ニ 作業環境管理

適正な作業環境を維持するため、作業環境測定結果等に基づく適切な管理に努める。また、職場で使用する化学物質等の取扱いに留意するとともに、より有害性の低い代替物質への切替を推進する。

## 5 啓蒙活動

安全衛生に係る情報や知識を付与するため、以下の行事等に取り組む。

- (1) 厚生労働省が主唱する全国安全週間（毎年度7月1日～7日）及び全国労働衛生週間（毎年度10月1日～7日）の趣旨に則り週間行事に取り組む。
- (2) 安全強調週間（毎年度第4四半期）  
印刷局独自行事として、各機関において工夫を凝らして取り組む。
- (3) 各種広報活動  
各種の機会を活用して、安全衛生に係る広報活動に取り組む。
- (4) 研修等への積極的な参加  
安全衛生に関する知識・情報を習得するために外部研修等に積極的に参加する。
- (5) 通勤災害及びレクリエーション災害の防止  
通勤災害及びレクリエーション災害の防止に取り組む。

## 6 評価

平成25年度終了後、当該年度の安全衛生管理状況についての実績評価を行い、その後の安全衛生管理に反映していくものとする。



## 独立行政法人国立印刷局 事業年度評価の項目別評価シート

大項目：Ⅷ. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

中項目：4. 環境保全に関する計画

中期目標	<p>印刷局は、製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献する観点から、引き続き、ISO14001認証の維持及び更新を図るとともに、環境保全に係る指標設定の検討を行うものとする。</p>
中期計画	<p>地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、引き続き環境保全と調和の取れた事業活動を遂行すべく、温室効果ガス排出量の削減に向けた環境設備投資、廃棄物等の削減、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策の実施など政府の方針に沿った環境保全に関する計画を策定し着実に実施します。</p> <p>特に、温室効果ガス排出量の削減については、環境問題における喫緊の課題であることを踏まえ、引き続き環境保全に係る指標とし、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入拡大についての検討や、重油ボイラーの温室効果ガスの発生が少ない天然ガスボイラーへの更新などの取組を通じて、本中期目標期間中の温室効果ガス排出量の実績平均値が、平成13年度と比較し、20%以上削減できるよう取り組みます。</p> <p>廃棄物排出量の削減については、廃棄物の発生の抑制や減量化に取り組むことにより、本中期目標期間中の廃棄物排出量の実績平均値が前中期目標期間までの実績平均値と比較し、8%以上削減できるよう取り組みます。</p> <p>また、環境保全活動の継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを運用し、ISO14001認証の維持・更新や従業員の環境保全意識の向上を図るとともに、事業活動全般において環境負荷の低減に取り組みます。</p> <p>さらに、引き続き環境報告書を作成し、環境保全に関する計画に基づく廃棄物排出量の削減、水使用量の削減など、環境に対する取組について、印刷局ホームページにおいて公表するとともに、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律に基づいた環境物品の調達に取り組みます。</p>
(参考) 年度計画	<p>地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、引き続き環境保全と調和の取れた事業活動を遂行すべく、温室効果ガス排出量の削減に向けた環境設備投資、廃棄物等の削減、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策の実施など、法令や政府の方針に沿った環境保全に関する計画を着実に実施します。</p> <p>温室効果ガス排出量の削減については、空調用冷凍機を温室効果ガスの発生の少ない機器に更新するとともに、重油ボイラーの天然ガスボイラーへの更新について検討を進めるなどの取組を通じて、本中期目標期間中の温室効果ガス排出量の実績平均値が、平成13年度と比較し、20%以上削減できるよう取り組みます。</p> <p>廃棄物排出量の削減については、廃棄物の発生の抑制や減量化に取り組むことにより、平成25年度の廃棄物排出量の実績値が前中期目標期間までの実績平均値と比較し、1.6%程度削減できるよう取り組みます。</p> <p>また、環境保全活動の継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを運用し、ISO14001認証の維持・更新や従業員の環境保全意識の向上を図るとともに、事業活</p>

	<p>動全般において環境負荷の低減に取り組めます。</p> <p>さらに、環境保全に関する計画に基づく廃棄物排出量の削減、水使用量の削減など、平成24年度の環境に対する取組について、環境報告書を作成し印刷局ホームページで公表するとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき作成した、国立印刷局の調達方針に則った環境物品の調達に取り組めます。</p>
<p>業務の実績</p>	<p>地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、引き続き環境保全と調和の取れた事業活動を遂行すべく、本中期目標期間における「国立印刷局環境保全基本計画」及び「平成25年度環境保全計画」を策定し、温室効果ガス排出量削減に向けた環境設備投資等に取り組んだ。</p> <p>具体的な内容は、以下のとおりである。</p> <p>イ 温室効果ガス排出量削減に向けた取組</p> <p>平成25年度の温室効果ガス排出量は、静岡工場において、重油ボイラーの天然ガスボイラーへの更新に向けて、ガス直焚冷凍機を導入したことなどにより、平成13年度と比較して24.7%の削減となった。</p> <p>なお、虎の門工場の印刷機能の滝野川工場への移転等による施設の新設に当たっては、太陽光発電設備、地中熱利用空調設備などの各種省エネルギー設備を導入した。</p> <p>ロ 廃棄物排出量削減に向けた取組</p> <p>平成25年度の廃棄物排出量は、廃棄物の発生の抑制や減量化に取り組んだことにより、前中期目標期間までの実績平均値と比較して17.0%の削減となった。</p> <p>ハ 環境マネジメントシステムの運用・維持</p> <p>(イ) 環境関連法等の遵守に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各機関を対象に環境関連法令の遵守状況を点検し、必要な手続等が確実に実行されていることを確認した。また、環境マネジメントシステムにおける規格要求事項が適切に展開されているかを確認するために、各機関で内部環境監査を実施した。</li> <li>・ 産業廃棄物の処理について、委託先の中間処理場施設及び最終処分場施設の実地確認並びに最終処理されたことを示す産業廃棄物管理票に基づき、適切に処分されていることを確認した。また、ボイラーからの排出ガス、排水、工場境界部分の騒音などの測定を行い、各種環境法令で定められた基準値以内であることを確認した。</li> <li>・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に基づき管理・保管しているPCB廃棄物の一部について、専用処理施設において処理を実施した（11月）。</li> <li>・ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）（平成12年東京都条例第215号）に基づき、都内機関において事業所単位の温室効果ガスの平成24年度の排出量を確定するため、外部機関による検証を実施し、地球温暖化対策計画書を東京都へ提出した。</li> </ul>

(ロ) 環境保全に関する意識の向上を図るための取組

- ・ 階層別研修及び技術系研修において、環境マネジメントシステムについて教育するとともに、環境マネジメントシステムにおける監査の質の向上を図るため、内部環境監査員育成研修を実施した。
- ・ 局内広報誌へ環境関連記事を掲載するとともに、各機関においても環境ニュースを発行して環境保全についての啓蒙活動を行った。また、環境月間において、外部講師による環境保全講演会、環境保全施設の見学、近隣地域の清掃活動等を実施した（6月）。
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準（工場等判断基準）」（経済産業省告示）の遵守状況等について、小田原工場及び本局が経済産業省の現地調査を受け、良好に遵守していると判断された。

二 環境に配慮した製品の製造

製造事業を営む公的な事業体として、銀行券を始めとした各製品の製造工程において、化学物質の使用抑制、廃棄物の減量化、水使用量の削減やリサイクル等に取り組み、環境に配慮した製品の製造を行っている。

また、電気使用量の削減効果が期待されるインキの研究開発に取り組んだ。

ホ ISO14001 認証の維持及び更新の状況

各銀行券製造工場において、全職員が運用文書に基づき、環境保全に取り組んだ結果、滝野川工場、静岡工場及び彦根工場において、ISO審査機関による維持審査に合格した。

また、小田原工場及び岡山工場は認証の有効期間（3年）が経過することから、ISO審査機関による更新審査を受け、認証を更新した。

ISO14001の認証の維持及び更新を通じて、職員の環境保全意識の向上を図るとともに、環境マネジメントシステムの適正な運用に取り組み、事業活動における環境負荷の低減を図った。

ヘ 環境報告書の作成・公表

国立印刷局における環境保全活動を広く国民に理解していただくため、平成24年度の活動実績を環境報告書として作成し、国立印刷局ホームページで公表した（6月）。

ト 環境物品の調達状況

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）に基づき、平成25年度の国立印刷局環境物品調達方針を策定し、環境物品の調達を徹底した。平成25年度の事務用品における環境物品購入率は100%であった。

<p>評価の指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境保全に関する計画の策定及び実施状況</li> <li>○ 温室効果ガス排出量の削減状況</li> <li>○ 廃棄物排出量の削減状況</li> <li>○ 環境マネジメントシステムの運用状況</li> <li>○ ISO14001 認証の維持及び更新の状況</li> <li>○ 環境報告書の作成及び公表状況</li> <li>○ 環境物品の調達状況</li> </ul>	
<p>評価等</p>	<p>評 定</p> <p style="text-align: center;">A</p>	<p>(理由・指摘事項等)</p> <p>温室効果ガス排出量は、平成 13 年度と比較し 24.7%の削減となり目標を達成した。また、廃棄物排出量については、廃棄物の発生の抑制や減量化に取り組んだことにより、前中期目標期間までの実績平均値と比較して 17.0%の削減となり、目標を達成した。</p> <p>環境マネジメントシステムにおける規格要求事項が適切に展開されているか、各機関で内部環境監査を実施した。また、環境関連法令の遵守状況の点検を行った。</p> <p>銀行券を始めとした各製品の製造工程において、化学物質の使用抑制やリサイクル等に取り組み、環境に配慮した製品の製造を行った。</p> <p>各銀行券製造工場において、ISO 審査機関による維持審査、更新審査を受け、合格、認証の更新がなされた。</p> <p>平成 24 年度の活動実績を環境報告書として作成し、国立印刷局ホームページで公表した。</p> <p>環境物品の調達を徹底した結果、事務用品における環境物品購入率は 100%であった。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定を A とする。</p>

## 国立印刷局環境保全基本計画(第3期)

国立印刷局は、環境と調和の取れた事業活動を推進するための指針として定めた「国立印刷局環境方針」に基づき、第3期中期目標期間(平成25年度～平成29年度)における国立印刷局環境保全基本計画を次のように定める。

### 1 環境関連法令等の遵守

#### (1) 規制基準の遵守

- イ 大気、水質、騒音その他の排出物等の量及びその状態については、定期的に情報の把握に努めるとともに、環境保全施設等の運転管理を適正に行い、国や地方自治体で定める規制基準を遵守する。
- ロ 規制基準を超えるおそれや、地域環境に影響を及ぼすおそれのある排出物等の発生が確認された場合は、排出の抑制、発生原因の調査及び有効な是正措置を迅速に行い、環境の保全を図る。

#### (2) 廃棄物の適正処理

- イ 廃棄物の適正な保管、収集運搬、処理及び処分を行う。
- ロ ポリ塩化ビフェニル使用の廃棄物については、引き続き適正に保管・管理し、処理施設の稼動に合わせ、適正に処理する。
- ハ 日常業務における更なる廃棄物の排出抑制及び設備導入によるリサイクルの推進を図り、資源の有効利用に努める。

#### (3) 化学物質の使用量の把握等

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)に基づく指定化学物質使用量等を適正に把握するとともに、その使用及び保管に当たっては、万全を期す。

#### (4) 環境保全施設等の点検、整備

- イ 環境保全施設等については、定期的に点検を実施し、適正な整備、保守及び管理を行う。
- ロ 環境保全施設の経年劣化に起因する有害物質の流出を未然に防止するため、現有施設の問題点や改善策については、調査・検討し、計画的な整備に努める。

#### (5) 新規計画に対する環境保全対策の検討及び実施

機械、建物、設備、原材料及び作業方法の変更に係る新規計画について、計画段階から環境保全対策の検討及び実施に努める。

## 2 環境マネジメントシステムの運用・維持

製造事業を営む公的主体として模範となり、また、環境問題に積極的に貢献するため、環境マネジメントシステムの運用・維持に努め、環境保全活動の継続的改善を図る。

また、環境と調和のとれた事業活動を推進するために、ISO14001認証取得機関の拡大を図るとともに、認証取得機関においては、認証維持・管理に努める。

## 3 資源・エネルギー使用量の抑制等の取組

国立印刷局独自の取組により環境負荷の低減を図り、資源・エネルギー等の抑制に努める。

(1) 削減目標は、前中期目標期間までの削減実績を踏まえ、下表のとおりとする。

項 目	削減目標	比較基準年
温室効果ガスの排出量(t-CO <sub>2</sub> ) (電気使用量、エネルギー供給施設等で使用する燃料の量及び乗用車・貨物自動車で使用する燃料の量をCO <sub>2</sub> 換算)	20%以上削減	平成13年度比
コピー用紙の使用量(kg)	8%以上削減	前中期目標期間までの実績 平均値
水の使用量(m <sup>3</sup> )	4%以上削減	
廃棄物の量(kg)	10%以上削減	

(2) 削減目標を達成するため、省エネ等の効果を十分に考慮した設備機器等の導入、更新等を行う。

また、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)に基づき、定められた基本方針にのっとりた契約の推進に努める。

## 4 環境物品等の調達への推進

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)による環境物品等の調達を推進するため、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、調達目標100%を維持する。

## 5 環境負荷の少ない製品への取組

環境保全のための新たな技術の開発や、環境に配慮した製品設計の実施、製品の流通方式における工夫などにより、製品の特殊性を考慮しつつ製品の原材料、製造設備等を含めて、環境負荷を視野に入れた製品開発に努め、環境への負荷低減を図る。

## 6 環境保全活動の推進

### (1) 広報紙等による啓蒙活動

広報紙、印刷局LAN、各種会議などの機会を活用し、環境保全についての啓蒙活動を推進する。

### (2) 環境保全に関する研修等の推進

イ 環境マネジメント研修、講演会、局内外の環境保全施設の見学会等を実施する。

ロ 環境に関する法定資格取得者の計画的な育成に努める。

### (3) 環境の保全に関する基本的施策等への積極的な参加

政府の方針に基づく環境の保全に関する基本的施策等への積極的な参加を推進する。

### (4) 環境報告書の公表

環境に配慮した事業運営やその取組内容を環境報告書にまとめ公表する。

## 平成25年度環境保全計画

### ○ 基本方針

平成25年度は、第三期中期計画の初年度として、全局的な環境マネジメントシステムの運用を通じて、「国立印刷局環境保全基本計画」の各種実施項目の円滑な実施に努めることにより、環境と調和の取れた事業活動を推進する。

#### 1 環境関連法令等の遵守

環境関連法令等の遵守は、製造業を営む公的な事業体としての責務であるとともに、事業を遂行するうえでの基本的かつ重要な事項であることを踏まえ、本局各部及び各機関と連携を図りつつ、以下の項目について取り組む。

##### (1)環境関連法令等の遵守状況調査

イ 環境関連法令における届出等確認表の定期的な点検を行い、環境関連法令及び条例等の改正状況の調査を実施する。

ロ 本局及び各機関における環境関連法令及び条例等について、届出・申請等が適正に処理されているか確認する。

##### (2)化学物質の使用量の把握(PRTR法)

各機関におけるPRTR法への対応状況を調査し、第一種指定化学物質と溶剤の削減に向けた取組を行う。

##### (3)PCBの処分関連

処理業者による各機関の処理状況を把握し、適切に処理されているか確認する。

##### (4)環境保全施設の点検・整備

各機関における環境保全施設について保守及び管理状況の確認を行うとともに、計画的な整備に向けた検討を行う。

##### (5)新規設備の導入における環境保全対策の検討

新規設備の導入において、環境保全に係る計画段階から環境保全対策の事前確認を行う。

#### 2 環境マネジメントシステムの運用・維持

##### (1)全局的な環境マネジメントシステムの運用・維持

各機関の環境マネジメント事務局の運用状況を把握し、外部コンサルタントも導入するなど適切な運用管理を実施する。

##### (2)ISO14001認証取得の拡大及び維持

環境と調和のとれた事業活動をさらに推進する目的で、ISO14001認証取得機関の拡大を検討する。また、認証取得機関においては、引き続き認証維持・管理に努める。



### 3 資源・エネルギー使用量の抑制等の取組み

#### (1)削減目標達成に向けた取組

環境保全基本計画で定めた削減目標の達成に向け、取り組みの進捗管理を行う。

項 目	削減目標	比較基準年
温室効果ガスの排出量(t-CO <sub>2</sub> ) (電気使用量、エネルギー供給施設等 で使用する燃料の量及び乗用車・貨物 自動車で使用する燃料の量をCO <sub>2</sub> 換 算)	20%以上削減	平成13年度比
コピー用紙の使用量(kg)	8%以上削減	前中期目標期間 までの実績平均値
水の使用量(m <sup>3</sup> )	4%以上削減	
廃棄物の量(kg)	10%以上削減	

#### (2)環境関連設備投資の実施

- イ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備導入(CO<sub>2</sub>削減)
- ロ 高効率な空気調和機と照明設備の導入(CO<sub>2</sub>削減)
- ハ エネルギー監視装置の導入(省エネルギー対策)
- ニ 廃液処理装置の更新(廃棄物削減)
- ホ その他環境保全施設の整備

### 4 環境物品等の調達推進

国等による環境物品等の調達推進等に関する法律による環境物品等の調達を推進し、調達目標100%達成を維持する。

### 5 環境保全活動の推進

#### (1)環境保全に関する研修等の推進

- イ 新規採用職員研修、内部環境監査員育成研修、一般基礎コース・製造技術基礎コース研修及びその他本局各部・各機関による環境マネジメントに関する研修において、環境保全に関する研修等を行い、環境保全に関する意識向上を図る。
- ロ 環境に関する法定資格取得者の計画的な育成に努める。

#### (2)環境保全に関する基本的施策への積極的な参加

- イ 環境月間の実施
- ロ クールアースデイの実施
- ハ 節電等政府の方針に基づく要請への積極的な参画

#### (3)環境報告書の公表

平成24年度の環境報告書については、評価委員会に報告後、6月末に印刷局ホームページに公表する。

#### (4)広報紙等の活用

平成24年度エネルギー実績報告及び環境月間の取組等について時報に掲載する。また、その他環境保全に関する情報の紹介を随時行う。